



新潟県



発 行 新 潟 県

号 外 1

令和 4 年11月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1169 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1170 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1171 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1172 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1173 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1174 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1175 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1176 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1177 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1178 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1179 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1180 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1181 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1182 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1183 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1184 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1185 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1186 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1187 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1188 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1189 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1190 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1191 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1192 遊漁規則の変更認可（水産課）

告 示

◎新潟県告示第1169号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和 4 年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
三面川鮭産漁業協同組合（村上市若葉町15番1号）
- 2 漁業権の免許番号
内共第3号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線

が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「変更表」という。）を削る。

変 更 後			変 更 前		
第1条～第3条（略）			第1条～第3条（略）		
(遊漁期間)			(遊漁期間)		
第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。			第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。		
ア 魚 種	イ 期 間		ア 魚 種	イ 期 間	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
いwana	三面ダムより上流の全域、高根川曇ノ上橋より上流の全域、三面川、高根川を除く他の支流	3月 <u>1</u> 日から 9月30日まで	いwana	三面ダムより上流の全域、高根川曇ノ上橋より上流の全域、三面川、高根川を除く他の支流	3月 <u>16</u> 日から 9月30日まで
	組合からさくらます採捕を認められた遊漁者は、三面川、高根川及び各支流の全域	3月 <u>1</u> 日から 9月30日まで		組合からさくらます採捕を認められた遊漁者は、三面川、高根川及び各支流の全域	3月 <u>16</u> 日から 9月30日まで
	三面川及び各支流の全域	6月16日から 9月30日まで		三面川及び各支流の全域	6月16日から 6月30日まで
やまめ	三面ダムより上流の全域、高根川曇ノ上橋より上流の全域、三面川、高根川を除く他の支流	3月 <u>1</u> 日から 9月30日まで	やまめ	三面ダムより上流の全域、高根川曇ノ上橋より上流の全域、三面川、高根川を除く他の支流	3月 <u>16</u> 日から 9月30日まで
	組合からさくらます採捕を認められた遊漁者は、三面川、高根川及び各支流の全域	3月 <u>1</u> 日から 9月30日まで		組合からさくらます採捕を認められた遊漁者は、三面川、高根川及び各支流の全域	3月 <u>16</u> 日から 9月30日まで
	三面川及び各支流の全域	6月16日から 9月30日まで		三面川及び各支流の全域	6月16日から 9月30日まで
さくらます	三面ダムより下流の三面川本流の区域、曇ノ上橋下流端より下流の高根川本流の区域	3月 <u>1</u> 日から 6月15日まで	さくらます	三面ダムより下流の三面川本流の区域、曇ノ上橋下流端より下流の高根川本流の区域	3月 <u>16</u> 日から 6月15日まで
2 (略)			2 (略)		

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においてはそれぞれイ欄の間中は遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
(略)	(略)
(略)	(略)
3. 鈴ヶ滝から下流500メートルに至る高根川の区域	1月1日から12月31日まで
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。遊漁をする場合には三面川鮭産漁業協同組合事務所、組合の掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）において納付する。ただし、第1号の場合において遊漁者が18歳以下及び女性のときは無料、肢体不自由者のときは2分の1とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円（税抜）を加算した額とする。

(1) 手かぎ又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料（税抜）
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
さくらます、いわな、やまめ	竿釣	1年19,000円

2 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは別記様式(1)による遊漁承認証（以下「承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は前項の規定にかかわらず、別記様式(1)の4によるものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、こ

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においてはそれぞれイ欄の間中は遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
(略)	(略)
(略)	(略)
3. 鈴ヶ滝から下流500メートルに至る高根川の区域	1月1日から12月31日まで
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

第6 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、第1号の場合において遊漁者が未就学の幼児、小学校児童ならびに中学生生徒は無料とし肢体不自由者のときは2分の1とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円（税抜）を加算した額とする。

(1) 手かぎ又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料（税抜）
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
さくらます	竿釣	1年19,000円

2 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは別記様式第1号による遊漁承認証（以下「承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

れを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2 (略)

3 (略)

(漁場監視員)

第10条 (略)

2 漁場監視員は別記様式(2)による漁場監視員証を携行し、かつ漁場監視員であることを表示する帽章をつけるものとする。

第11条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

2 (略)

3 (略)

(漁場監視員)

第10条 (略)

2 漁場監視員は別記様式第2号による漁場監視員証を携行し、かつ漁場監視員であることを表示する帽章をつけるものとする。

第11条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第 1 号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第 2 号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第 3 号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第 4 号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第 5 号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第 6 号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第 7 号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第 8 号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第 9 号		
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	<u>13,200円(税込)</u>	県下一円
こい、ふな	竿釣	<u>6,050円(税込)</u>	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上 佐潟	内共第11号		
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	<u>12,000円(税 抜)</u>	県下一円
こい、ふな	竿釣	<u>5,500円(税 抜)</u>	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番 3 号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15- 1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245- 1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通 4 番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881- 4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105番地 6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4 - 35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曽根798- 2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守 2 - 1 - 38 1 F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町 13 番 3 号
大川漁業協同組合	村上市温出 472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町 15- 1
荒川漁業協同組合	村上市荒島 144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢 543 番地 205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町 4 丁目 10 番 4 号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原 1 - 4 - 24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641 番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋 3 丁目 48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町 21 - 21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間 3881 - 4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙 555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟 949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚 4716- 4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷 1 - 8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4 - 35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市番神 1 - 7 - 40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田 4 - 67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 3133
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持 40
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式(3)のとおりとする。

様式(1) 遊漁承認証

様式(1)の1 あゆ年券

うぐい、こい、ふな、わかさぎ、い
わな、やまめ年券

表

承認期間 月 日まで	
<u>遊 漁 証</u>	No. _____
三面川鮭産漁業協同組合	
<u>0 2 5 4 (5 2) 3 7 5 8</u>	<u>年 (魚種)</u>
氏名 _____	(才) _____

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式(3)のとおりとする。

様式(1) 遊漁承認証

様式(1)の1

表

<u>遊漁承認証</u> No. _____	
下記のとおり遊漁を承認 します。	
<u>遊 漁 者</u>	(住所) (氏名) (年齢)
承認期間	
魚 種	
漁具・漁法	
遊 漁 料	
発 行 者	
三面川鮭産漁業協同組合	
印	

裏

○注意事項

1. 遊漁者は、漁業権が設定されている河川等において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき遊漁料を納付し、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。
2. 本証は他人に譲渡または、貸与してはなりません。また、本証に記載されている漁業権対象魚種以外の魚種を採捕しようとする場合、別途当該魚種の遊漁承認証が必要となります。
3. 遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。

○当組合が行っている増殖事業

1. 当組合が行っている増殖手法は、産卵床の造成、稚魚、幼魚、発眼卵放流、禁漁区の設定等です。また、放流量は、新潟県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量に基づいています。

○当組合が行っている漁場管理

1. 遊漁料は、増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

様式(1)の2 あゆ日券

うぐい、こい、ふな、わかさぎ、い
わな、やまめ日券

表

No.
日 券
遊漁承認証
月 日
1 日 限 り
魚 種
漁具漁法
円 (税抜)
発行者 三面川鮭産漁業協同組合 印

裏

注 意 事 項

1. この日券は表面に記載された魚種以外を採捕することはできません。
2. 遊漁の際は本券を外部から見易い箇所に装着してください。
3. この券は他人に譲渡または、貸与してはなりません。
4. 遊漁者は漁場監視員から要求があったときは、この券を提示してください。
5. 他人に迷惑になるような行為は慎んでください。
6. 漁場禁止区域で遊漁することはできません。
7. 本券を紛失した場合は再交付はしません。

様式(1)の2

表

No.
日 券
遊漁承認証
月 日
1 日 限 り
魚 種
漁具漁法
円
発行者 三面川鮭産漁業協同組合 印

裏

注 意 事 項

1. この日券で採捕できる魚種は、あゆ、うぐい、わかさぎ、こい、ふな、いわな、やまめである。
2. 遊漁の際は本券を外部から見易い箇所に装着してください。
3. この券は他人に譲渡または、貸与してはなりません。
4. 遊漁者は漁場監視員から要求があったときは、この券を提示してください。
5. 他人に迷惑になるような行為は慎んでください。
6. 漁場禁止区域で遊漁することはできません。
7. 本券を紛失した場合は再交付はしません。

様式(1)の3 さくらます、いわな、やまめ年券

表

(写真)	遊漁承認証 (竿釣)
(住所) (氏名) (生年月日) 年 月 日 遊漁料金 円(税抜) 承認期間 月 日～ 月 日 魚 種 さくらます、いわな、やまめ 三面川鮭産漁業協同組合 印 TEL (0254) 52-3758	

裏

○注意事項

1. 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければならない。
2. 本証を他人に譲渡又は、貸与してはなりません。
3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4. 遊漁区域は、三面ダムより下流の三面川本流の区域。曇ノ上橋下流より下流の高根川本流の区域。

様式(1)の3

表

遊漁承認証 No.	
	(住所)
	(氏名)
	(生年月日)
	大・昭・平 年 月 日
遊漁料金 20,000 円	承認期限 自～至 魚 種 さくらます、いわな、やまめ 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 裏面に記載
発 行 者 三面川鮭産漁業協同組合 印 TEL (0254) 52-3758 ☆この券で鮎を釣ることはできません	

裏

○注意事項

1. 遊漁者は、漁業権が設定されている河川等において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき遊漁料を納付し、遊漁規則に決められた事項を遵守してください。
2. 本証は他人に譲渡または、貸与してはなりません。また、本証に記載されている漁業権対象魚種以外の魚種を採捕しようとする場合、別途当該魚種の遊漁承認証が必要となります。
3. 遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。

○当組合が行っている増殖事業

1. 当組合が行っている増殖手法は、産卵床の造成、稚魚、幼魚、発眼卵放流、禁漁区の設定等です。また、放流量は、新潟県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量に基づいています。

○当組合が行っている漁場管理

1. 遊漁料は、増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

○遊漁区域は、三面ダムより下流の三面川本流の区域。曇ノ上橋下流より下流の高根川本流の区域。

様式(1)の4 オンラインシステム遊漁承認証

三面川鮭産漁業協同組合	
三面川鮭産漁協 遊漁承認証	
年券/日券	魚種名
有効期限	顔写真
年	
月 日	

様式(2) 漁場監視員証

表

漁場監視員証 No.	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期限 自	年 月 日
至	年 月 日
発行者 三面川鮭産漁業協同組合 印	

裏

注意事項

1. 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
2. 漁場監視員は漁場監視員の帽章を付け且つ漁場監視員であることを証明する身分証明書を携帯するものとする。
3. 漁場監視員は、いかなる場合も遊漁者に対して暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

様式(3)

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

様式(2) 漁場監視員証

表

漁場監視員証 No.	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期限 自	平成 年 月 日
至	平成 年 月 日
発行者 三面川鮭産漁業協同組合 印	

裏

注意事項

1. 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
2. 漁場監視員は漁場監視員の帽章を付け且つ漁場監視員であることを証明する身分証明書を携帯するものとする。
3. 漁場監視員は、いかなる場合も遊漁者に対して暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

様式(3)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ~ 至 H			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな	
12,000 円 (税抜)	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
漁具漁法 竿 釣
遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
5,500 円 漁具漁法 竿 釣
(税抜) 遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1170号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所

荒川漁業協同組合（村上市荒島144-24）

2 漁業権の免許番号

内共第4号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「変更表」という。）を削る。

変 更 後	変 更 前																																										
第1条～第3条（略）	第1条～第3条（略）																																										
（遊漁期間）	（遊漁期間）																																										
第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。	第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。																																										
<table border="1"> <tr> <th>ア、魚種</th><th>イ、漁業期間</th></tr> <tr> <td>あゆ</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>いわな</td><td>4月1日から9月30日まで（<u>4月1日から6月15日までは本流は除く</u>）</td></tr> <tr> <td>やまめ</td><td>4月1日から9月30日まで（<u>4月1日から6月15日までは本流は除く</u>）</td></tr> <tr> <td>こい</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>ふな</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>うぐい</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>うなぎ</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>もくずがに</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>かじか</td><td>（略）</td></tr> </table>	ア、魚種	イ、漁業期間	あゆ	（略）	いわな	4月1日から9月30日まで（ <u>4月1日から6月15日までは本流は除く</u> ）	やまめ	4月1日から9月30日まで（ <u>4月1日から6月15日までは本流は除く</u> ）	こい	（略）	ふな	（略）	うぐい	（略）	うなぎ	（略）	もくずがに	（略）	かじか	（略）	<table border="1"> <tr> <th>魚種</th><th>漁業期間</th></tr> <tr> <td>あゆ</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>いわな</td><td>4月1日から9月30日まで</td></tr> <tr> <td>やまめ</td><td>4月1日から9月30日まで</td></tr> <tr> <td>こい</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>ふな</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>うぐい</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>うなぎ</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>もくずがに</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>かじか</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>さくらます</td><td>3月16日から<u>5月31日</u>まで</td></tr> </table>	魚種	漁業期間	あゆ	（略）	いわな	4月1日から9月30日まで	やまめ	4月1日から9月30日まで	こい	（略）	ふな	（略）	うぐい	（略）	うなぎ	（略）	もくずがに	（略）	かじか	（略）	さくらます	3月16日から <u>5月31日</u> まで
ア、魚種	イ、漁業期間																																										
あゆ	（略）																																										
いわな	4月1日から9月30日まで（ <u>4月1日から6月15日までは本流は除く</u> ）																																										
やまめ	4月1日から9月30日まで（ <u>4月1日から6月15日までは本流は除く</u> ）																																										
こい	（略）																																										
ふな	（略）																																										
うぐい	（略）																																										
うなぎ	（略）																																										
もくずがに	（略）																																										
かじか	（略）																																										
魚種	漁業期間																																										
あゆ	（略）																																										
いわな	4月1日から9月30日まで																																										
やまめ	4月1日から9月30日まで																																										
こい	（略）																																										
ふな	（略）																																										
うぐい	（略）																																										
うなぎ	（略）																																										
もくずがに	（略）																																										
かじか	（略）																																										
さくらます	3月16日から <u>5月31日</u> まで																																										

さくらます

3月16日から6月15日まで(遊漁区域は、上流関川村地内の丸山大橋下流端から、下流村上市地内の高速道路端上流端までの区域とする。但し、荒川頭首工取水入堰上流端から上流50m、下流端から下流600mの区域を除く荒川本流に限る。)

2 1月1日から6月15日までの間もくずがに遊漁及びさくらます遊漁を除いた全ての漁業において丸山大橋下流端より禁漁区を含む下流については禁漁とする。

3 第1項の公表は、新聞、公告等に掲載するものとする。

第5条～第11条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号

さくらます
遊漁区域

上流関川村地内の丸山大橋下流端から、下流村上市地内の高速道路端上流端までの区域。但し荒川頭首工取水堰上流端から上流50m、下流端から下流600mの区域を除く荒川本流に限る。

2 1月1日から5月31日の間もくずがに遊漁及びさくらます遊漁を除いた全ての漁業において丸山大橋下流端より禁漁区を含む下流については禁漁とする。

3 第1項の公表は、新聞、公告等に掲載するものとする。

第5条～第11条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号

信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号	

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	<u>13,200円(税込)</u>	県下一円
こい、ふな	竿釣	<u>6,050円(税込)</u>	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>下赤谷245-1</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>住田510 新発田市役所加治川支所内</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>前新田304</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>中央区西堀通4番町259-58</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105番地6</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>清五郎417</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967

佐潟及び上佐潟	内共第11号	
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号	

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	<u>12,000円(税抜)</u>	県下一円
こい、ふな	竿釣	<u>5,500円(税抜)</u>	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>塩沢543番地205</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>中央町4丁目10番4号</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>柳原1-4-24</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>東区津島屋3丁目48</u>
<u>濁川漁業協同組合</u>	<u>新潟市北区松浜新町21-21</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>両郷乙555</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>長潟949</u>
<u>赤塚漁業協同組合</u>	<u>新潟市西区赤塚4716-4</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座

加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曽根798－2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守 2－1－38 1 F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇 2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第 3 号のとおりとする。

別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 (略)

別記様式第 3 号

表

年度 遊 漁 承 認 証				
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号			
	遊 漁 者	住所		
		氏名		
		生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 ～ 至				
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな		
	漁具漁法	竿 釣		
	遊漁区域	県下一円		
(但し裏面記載の区域を除く)				
発 行 者	新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

加茂川漁業協同組合	川原 967
五十嵐川漁業協同組合	加茂市赤谷 1－8
刈谷田川漁業協同組合	三条市高岡 651
魚沼漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
中魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105－16
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	十日町市干溝 1508
関川水系漁業協同組合	柏崎市番神 1－7－40
	上越市子安新田 4－67
桑取川漁業協同組合	
能生内水面漁業協同組合	上越市有間川 661
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 3133
国府川漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市飯持 40
	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第 3 号のとおりとする。

別記様式第 1 号～別記様式第 2 号 (略)

別記様式第 3 号

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証				
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号			
	遊 漁 者	住所		
		氏名		
		生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 H ～至 H				
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな		
12,000 円 (税抜)	漁具漁法	竿 釣		
	遊漁区域	県下一円		
(但し裏面記載の区域を除く)				
発 行 者	新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
漁具漁法 竿 釣
遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3

この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊞
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
5,500 円 漁具漁法 竿 釣
(税抜) 遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3

この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊞
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1171号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和 4 年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所

胎内川漁業協同組合（胎内市下赤谷245－1）

2 漁業権の免許番号

内共第5号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、表の変更後の欄中の表中太線で囲まれた部分を加える。

変 更 後			変 更 前	
第1条～第3条（略）			第1条～第3条（略）	
(遊漁期間・区域)			(遊漁期間)	
第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間・区域内で行わなければならない。但し、第5条に規定する禁止区域を除く。			第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。	
魚種	期間	区域	魚種	期間
あゆ	7月10日から9月30日まで及び10月8日から11月30日まで	内共第5号の共同漁場の区域内	あゆ	公示の日から9月30日まで及び10月8日から11月30日までの期間で組合が定める期間
こい、 ふな、 うぐい、 かじか	1月1日から12月31日まで (但し、かじかは4月11日から20日までを除く)	東北電力株式会社黒川発電所えん堤より上流の区域	こい	1月1日から12月31日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域(3月1日から9月30日まで上記を除く区域)
	6月16日から9月30日まで	胎内大橋上流端から東北電力株式会社黒川発電所えん堤まで	ふな	1月1日から12月31日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域(3月1日から9月30日まで上記を除く区域)
にじます、 いわな、 やまめ	3月1日から9月30日まで	東北電力株式会社黒川発電所えん堤より上流の区域	にじます	5月1日から9月30日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域(3月1日から9月30日まで上記を除く区域)
	6月16日から9月30日まで	胎内大橋上流端から東北電力株式会社黒川発電所えん堤まで	うぐい	1月1日から12月31日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域(3月1日から9月30日まで上記を除く区域)
さくらます	3月16日から6月15日まで	胎内大橋上流端から胎内川頭首工下流端まで	いわな	5月1日から9月30日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域(3月1日から9月30日まで上記を除く区域)

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
1 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所取水えん堤上流端から上流150m、同えん堤下流端から下流300mの区域	1月1日から12月31日まで
2 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所放水口から上流50m、下流200mの区域	
3 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第二発電所取水えん堤上流端から上流200m、同えん堤下流端から下流300mの区域	
4 胎内市熱田坂地内胎内川第1号砂防ダムえん堤上流端から上流200m同えん堤下流端から下流300mの区域	
5 胎内市下荒沢地内胎内川ダムえん堤上流端から上流400m同えん堤下流端から下流300mの区域	
6 胎内市下赤谷地内黒中橋中心より上流200m、同橋中心より下流100mの区域	
7 胎内市坪穴地内東北電力株式会社黒川発電所えん堤上流端から上流200m、下流端から下流300mの区域	
8 胎内市下赤谷地内樽ヶ橋上流端から上流100m、下流端から下流500mの区域	

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、

やまめ

5月1日から9月30日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域(3月1日から9月30日まで上記を除く区域)

かじか

1月1日から4月10日まで及び4月21日から12月31日まで、但し、6月16日から9月30日まで胎内川黒川発電所堰堤より下流の区域(3月1日から9月30日まで上記を除く区域)

さくらます

3月16日から6月15日まで、但し、胎内川頭首工から胎内大橋までの区間

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
1 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所取水せき堤上流端から上流150m、同せき堤下流端から下流300mの区域	1月1日から12月31日まで
2 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第一発電所放水口から上流50m、下流200mの区域	
3 胎内市下荒沢地内新潟県企業局胎内第二発電所取水せき堤上流端から上流200m、同せき堤下流端から下流300mの区域	
4 胎内市熱田坂地内胎内川第1号砂防ダム上流端から上流200m同せき堤下流端から下流300mの区域	
5 胎内市下荒沢地内胎内川ダムせき堤上流端から上流400m同せき堤下流端から下流300mの区域	
6 胎内市下赤谷地内黒中橋中心より上流200m、同橋中心より下流100mの区域	
7 胎内市坪穴地内東北電力株式会社黒川発電所えん堤上流端から上流200m、下流端から下流300mの区域	
8 胎内市下赤谷地内樽ヶ橋上流端から上流100m、下流端から下流500mの区域	

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、

第1号の場合において、遊漁者が中学校生徒以下は無料、又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1日券1,000円及び年券1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料(税込)
あゆ、こい、ふな、いわな、にじます、うぐい、やまめ、かじか	手釣・竿釣	1日 1,500円、 1年 6,000円
さくらます	竿釣	1年 20,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において納付することができる。

取扱場所	住所
胎内川漁業協同組合事務所	胎内市下赤谷245-1
奥胎内ヒュッテ	胎内市下荒沢1202-49
ロイヤル胎内パークホテル	胎内市夏井1191-1
坂上おとり店	胎内市鼓岡1387-1
デイリーヤマザキ下越黒川店	胎内市近江新215-13
フィッシャーズ黒崎店	新潟市西区山田415
フィッシャーズ竹尾IC店	新潟市東区はなみずき3丁目2-20
フィッシャーズ村上店	村上市仲間町535-1
上州屋新潟女池店	新潟市中央区女池神明1丁目1611-1
平田おとり店	村上市山居町1-5-34
たるが橋観光交流センター	胎内市下赤谷387-1
越竿洞釣具店	胎内市本町4-9
トビヌケ新潟店	新潟市東区浜谷町2丁目2-51
鈴木釣具店	聖籠町蓮野3347-4

第8条～第11条 (略)

第1号の場合において、遊漁者が中学校生徒以下は無料、又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1日券1,000円及び年券1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、こい、ふな、いわな、にじます、うぐい、やまめ、かじか	手釣・竿釣	1日 1,500円、 1年 6,000円
さくらます	竿釣	1年 20,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において納付することができる。

胎内川漁業協同組合事務所(胎内市塩沢543-205)、胎内ヒュッテ(胎内市下荒沢字胎内山1202番地)、ロイヤル胎内パークホテル(胎内市夏井字保谷1191番地の1)、胎内フィッシングパーク(胎内市熱田坂631番地)、坂上光市(胎内市鼓岡1387番地1)、ヤマザキデイリーストア下越黒川店(近江新215-13)、本間釣具店(新潟市西区山田415)、上州屋FJ新潟店(新潟市中央区神道寺2丁目7-13)、平田おとり店(村上市山居町1丁目5-34)、たるが橋観光交流センター道の駅(胎内市下赤谷387-1)、越竿洞釣具店(胎内市本町4-9)

第8条～第11条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105番地6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根798-2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2-1-38 1 F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢543番地205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目10番4号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原1-4-24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷1-8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市番神1-7-40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田4-67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生3133
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持40
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659

その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号(第8条関係)

あゆ、こい、ふな、にじます、うぐい、やまめ、かじか 年券

表

年間遊漁証

胎内川漁業協同組合

No. _____

裏

魚種別遊漁期間

こい、ふな、うぐい 1月1日～12月31日
かじか 1月1日～12月31日
(4月11日～20日までを除く)

にじます、いわな、やまめ 3月1日～ 9月30日

(但し、胎内大橋上流端から東北電力株式会社黒川発電所えん堤までは、6月16日から9月30日までとする)

あゆ 7月10日から9月30日及び10月8日から11月30日の期間

その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号

遊漁承認証

(年券)

No. _____

平成 年度 遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)

記

承認期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

発行者

胎内川漁業協同組合 @

あゆ、こい、ふな、にじます、うぐい、やまめ、かじ
か 日券

表

年
日 券
遊漁承認証
月 日
1 日限り有効
1, 5 0 0 円 (税込)
現場売りは1,000 円を加算した額とする
発行者 胎内川漁業協同組合 ㊤
遊漁承認証 (控)
発行日 年 月 日
取扱者 ㊤

裏

注 意 事 項

- 1 この証を持つものは決められた日に限り許可する。(遊漁期間等確認すること)
- 2 漁具、漁法は手釣、竿釣だけである。
- 3 遊漁の際は、本券を外部から見易い箇所に着装すること。
- 4 本券に組合印のないものは無効とする。
- 5 この券は他人に貸与してはならない。
- 6 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、この券を提示しなければならない。
- 7 他人の迷惑になるような行為をしてはならない。
- 8 漁場禁止区域で遊漁してはならない。

遊漁承認証

表

No.
平成 年度
日 券
遊漁承認証
平成 年 月 日
1 日限
¥ 円
発行者 胎内川漁業協同組合 ㊤

裏 (日券)

注 意 事 項

- 1 この証を持つものは決められた日に限り許可する。(遊漁期間等確認のこと)
- 2 漁具、漁法は手釣、竿釣だけである。
- 3 遊漁の際は、本券を外部から見易い箇所に着装すること。
- 4 本券に組合印のないものは無効とする。
- 5 この券は他人に貸与してはならない。
- 6 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、この券を提示しなければならない。
- 7 他人の迷惑になるような行為をしてはならない。
- 8 漁場禁止区域で遊漁してはならない。

さくらます年券
表

No. _____	
顔写真 (3 cm×2.4 cm)	<u>さくらます遊漁承認証</u>
	住所 _____
	氏名 _____
年 胎内川漁業協同組合 ⑩	

別記様式第 2 号 (第11条関係)

漁場監視員証
表

<u>漁場監視員証</u>
<u>胎内川漁業協同組合</u>
No. _____

別記様式第 2 号

表

No. _____	
<u>漁場監視員証</u>	
<u>下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。</u>	
氏 名	(年齢) _____
住 所 _____	
<u>有効期間</u> 平成 年 月 日～平成 年 月 日	
<u>発行者</u> 胎内川漁業協同組合 ⑩	

裏

注 意 事 項

- 1 漁場監視員は遊漁規則の執行
に関し必要な指示を行うことが
できる。
- 2 漁場監視員は必ず漁場監視
員の腕章をつけること。
- 3 漁場監視員は、いかなる場合
も、遊漁者に対して、暴行若しく
は脅迫を加え、又は威嚇をおこ
なってはならない。

さくらます漁場監視員証
表

No. _____

さくらます漁場監視員証

住所 _____

氏名 _____

監視期限 年 月 日迄

胎内川漁業協同組合 ㊞

裏

注 意 事 項

- 1 漁場監視員は遊漁規則の励行に関して遊漁者に
対し必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は常に漁場監視員証を携帯し、かつ
漁場監視員であることを示す腕章を着用しなけれ
ばならない。

別記様式第 3 号 (第12条関係)

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 ～ 至			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

(用紙：黄色)

別記様式第 3 号

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 H ～至 H			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
12,000 円 (税抜)	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 H ～至 H			
遊漁料	魚 種	こい・ふな	
5,500 円 (税抜)	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ～至 遊漁料 魚 種 こい・ふな 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く) 発 行 者 新潟市中央区南万代町 13- 3 この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			
裏		裏	
注 意 事 項 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。 6 <u>本証は原則として再発行しません。</u>		注 意 事 項 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。	
(用紙：黄色)		(用紙：黄色)	

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1172号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和 4 年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
加治川漁業協同組合（新発田市住田510番地 新発田市加治川支所内）
- 2 漁業権の免許番号
内共第 6 号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前
第 1 条～第 7 条 （略）	第 1 条～第 7 条 （略）

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

一 手釣、竿釣、ごろかけによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料(税込)
あゆ	手釣・竿釣 ごろかけ	1日2,000円 1年8,000円
こい・ふな・ いわな・ やまめ・ うぐい	手釣・竿釣	1日1,000円 1年5,000円

二 その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料(税込)
さくらます	竿釣	期間券 20,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 加治川漁業協同組合事務所（新発田市住田510番地新発田市加治川支所内）
- (2) その他 加治川漁業協同組合が指定する釣具店等の遊漁承認証販売所

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第10条（略）

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による腕章をつけるものとする。

第12条 （略）

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あ

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

一 手釣、竿釣又はごろかけによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣・竿釣 ごろかけ	1日2,000円 1年8,000円
こい・ふな・ いわな・ やまめ・ うぐい	手釣・竿釣	1日1,000円 1年5,000円

二 その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
さくらます	竿釣	期間券 20,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 加治川漁業協同組合事務所（新発田市中央町四丁目10番4号）
- (2) その他 加治川漁業協同組合が指定する釣具店等の遊漁承認証販売所

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第10条（略）

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

第12条 （略）

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第14条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あ

らかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
こい、ふな、にじます、うなぎ、いわな、やまめ、かじか、うぐい	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
-----	----

らかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。ただし、納付する額は、遊漁料に消費税を加算した金額とする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
こい、ふな、にじます、うなぎ、いわな、やまめ、かじか、うぐい	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
-----	----

新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番 3 号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>下赤谷245-1</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>住田510番地</u> <u>新発田市役所加治川支所内</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>前新田304</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641 番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>中央区西堀通 4 番町259-58</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105番地 6</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>清五郎417</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>長谷121</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>石曽根798-2</u>
関川水系漁業協同組合	<u>妙高市美守 2-1-38 1 F</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>667</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>801</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市須沢 <u>中脇2426</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、 <u>オンラインシステム等</u>	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第 3 号のとおりとする。

新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町 13 番 3 号
大川漁業協同組合	村上市温出 472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町 15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島 144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>塩沢 543 番地 205</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>中央町 4 丁目 10 番 4 号</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>柳原 1-4-24</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641 番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>東区津島屋 3 丁目 48</u>
<u>濁川漁業協同組合</u>	<u>新潟市北区松浜新町 21-21</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間 3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>両郷乙 555</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>長潟 949</u>
信濃川漁業協同組合	<u>新潟市西区赤塚 4716-4</u> 新潟市江南区平賀字酒座川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>赤谷 1-8</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>番神 1-7-40</u>
関川水系漁業協同組合	<u>上越市子安新田 4-67</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>661</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>3133</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市須沢 2426
<u>国府川漁業協同組合</u>	
羽茂川内水面漁業協同組合	<u>佐渡市飯持 40</u> 佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第 3 号のとおりとする。

別記様式第 1 号

遊漁承認証 (日券)

(あゆ、こい、ふな、いwana、やまめ、うぐい)

表

年	月	日
¥	(税込)	
当日券		
加治川漁業協同組合		取扱者印

裏

別記様式第 1 号

遊漁承認証

表

平成	年
日	券
遊漁承認証	
月	日
1 日限	
¥	円
現場売りは 500 円を	
加算した額とする	
発行者	
加治川漁業協同組合®	
取扱者	

裏

1. 漁具・漁法は手釣・竿釣だけである。
2. 遊漁の際は、本券を外部から見易い箇所に装着すること。
3. 本券に組合印のないものは無効とする。
4. この券は他人に貸与してはならない。
5. 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、この券の提示をしなければならない。
6. 他人の迷惑になるような行為をしてはならない。

魚種：

1. この日券で採捕できる魚種は
である(遊漁期間等も確認のこと)

2. 漁具・漁法は手釣・竿釣だけである。
3. 遊漁の際は、本券を外部から見易い箇所に装着すること。
4. 本券に組合印のないものは無効とする。
5. この券は他人に貸与してはならない。
6. 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは、この券の提示をしなければならない。
7. 他人の迷惑になるような行為をしてはならない。

(禁止区域)

1. 新発田市地内大庄屋江頭首工堰堤上流端から上流 50m、下流端から下流 100mの間の区域(魚道を含む)。
2. 新発田市地内加治川第一頭首工堰堤上流端から上流 50m、下流端から下流 150mの間の区域(魚道を含む)。
3. 新発田市地内加治川第二頭首工堰堤上流端から上流 150m、下流端から下流 300mの間の区域(魚道を含む)。
4. 新発田市滝谷地内風穴発電所堰堤上流端から上流 100m、下流端から下流 150mまでの間の区域以上 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

遊漁承認証(年券・腕章)

年 No.	¥	(税込)
年 月 日～	年 月 日	魚種
遊漁証	漁具漁法：手釣・竿釣	
加治川漁業協同組合		

遊漁承認証(年券・腕章)

平成 年 No.	¥	円
平成 年 月 日～平成 年 月 日	魚種	
遊漁証	漁具漁法：手釣・竿釣	
加治川漁業協同組合		

遊漁承認証(さくらます)

表

写真	マス承認証(竿釣)
	(住所)
	(氏名)
	(生年月日)
	大・昭・平 年 月 日
遊漁料金 20,000 円(税込) 承認期間	
魚種 さくらます 3 月 16 日～5 月 31 日	
加治川漁業協同組合®	
TEL0254-33-3108	

裏

遊漁承認証(さくらます)

表

写真	マス承認証(竿釣)
	(住所)
	(氏名)
	(生年月日)
	大・昭・平 年 月 日
遊漁料金 20,000 円 承認期間	
魚種 さくらます 3 月 16 日～5 月 31 日	
加治川漁業協同組合®	
TEL0254-22-3101	

裏

注意事項

1. 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければならない。
2. 本証を他人に譲渡又は、貸与してはなりません。
3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4. 遊漁区域は、第二頭首工禁漁区より下流から第三床止工の下流 300mの区間を除いた次第浜船溜場船舶出入口上流端まで。

注意事項

1. 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければならない。
2. 本証を他人に譲渡又は、貸与してはなりません。
3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4. 遊漁区域は、第二頭首工禁漁区より下流から第三床止工の下流 300mの区間を除いた次第浜船溜場船舶出入口上流端まで。

○注意事項

・遊漁者は、漁業権が設定されている河川・湖沼（以下「河川等」という。）において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。

・この河川等において、当組合では、地域固有の遺伝的多様性を守るための増殖事業を行っています。独自に放流を行いたい方は、当組合に事前にご相談ください。

・遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守して下さい。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには最寄りの漁協事務所

（電話番号0254-22-3101）までご一報ください。

・遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。

・漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることが出来ます。その場合は、速やかに指示に従ってください。

・この河川等の漁業権対象魚種は、あゆ、こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ、さくらますです。この遊漁承認証に記載されている漁業権対象魚種以外の魚種を採捕しようとする場合、別途当該魚種の遊漁承認証が必要となります。

○当組合が行っている増殖事業

・当組合が行っている増殖手法は、産卵床の造成、稚魚放流、禁漁区の設定です。

・この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、新潟県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量に基づいています。

○当組合が行っている漁場管理

・遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

・この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。ご意見等がありましたら、最寄りの漁協事務所

（電話番号0254-22-3101）までご連絡ください。

別記様式第2号

漁場監視員証(腕章)

組合 員証	組合員証	No.
	漁場監視員	
加治川漁業協同組合		

別記様式第3号

県内共通遊漁承認証

表

・当組合は漁場管理を行うため資源調査に加え、遊漁者の採捕の数の把握、産卵床の数、稚魚の数などモニタリング調査を行っておりますのでご協力ください。

別記様式第2号

漁場監視員証

表

No.	
漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
平成 年 月 日～ 年 月 日	
発行者	
加治川漁業協同組合	印

裏

漁場監視員の役割
1. 遊漁者や組合員が法令や行使規則、遊漁規則に違反していないかの監視
2. 適正な漁場利用の推進
3. 遊漁現場での遊漁料の徴収
注意事項
1. 監視にあたっては、監視員証を携帯し、腕章を付ける。
2. 漁場利用者に不快の念を抱かせることの無いよう、態度、言葉等に注意する。

○漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

別記様式第3号

県内共通遊漁承認証

表

年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～ 至

遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・
かじか・うなぎ・こい・ふな
漁具漁法 竿 釣
遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・
12,000 円 かじか・うなぎ・こい・ふな
(税抜) 漁具漁法 竿 釣
遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

年度 遊漁承認証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ～ 至			
遊漁料	魚 種	こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	(但し裏面記載の区域を除く)
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3			
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			
(用紙：黄色)			
裏			
注 意 事 項			
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。 6 本証は原則として再発行しません。			
(用紙：黄色)			

平成 年度 遊漁承認証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ～ 至 H			
遊漁料	魚 種	こい・ふな	
5,500 円	漁具漁法	竿 釣	
(税抜)	遊漁区域	県下一円	(但し裏面記載の区域を除く)
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3			
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			
(用紙：黄色)			
裏			
注 意 事 項			
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。			
(用紙：黄色)			

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1173号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 漁業権者の名称及び住所
福島潟・新井郷川漁業協同組合（新潟市北区前新田304）
- 漁業権の免許番号
内共第7号
- 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前
(県内共通遊漁の承認に関する事項)	(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105番地6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曽根798-2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2-1-38 1 F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記	

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢543番地205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目10番4号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原1-4-24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷1-8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市番神1-7-40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田4-67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生3133
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持40
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記	

漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第3号

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 ～ 至			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

漁業協同組合の指定する釣具店等

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第3号

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 H ～ 至 H			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな <u>12,000 円</u> (税抜)	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

年度 遊漁承認証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
漁具漁法 竿 釣
遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発行者 新潟市中央区南万代町13-3
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
(1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
(2) 関川(内共第18号妙高市兼保橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

表

平成 年度 遊漁承認証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
5,500 円 漁具漁法 竿 釣
(税抜) 遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発行者 新潟市中央区南万代町13-3
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
(1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
(2) 関川(内共第18号妙高市兼保橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1174号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所

松浜内水面漁業協同組合(新潟市北区松浜7丁目3641番地)
新潟市大形地区漁業協同組合(新潟市中央区西堀通4番町259-58)
阿賀野川漁業協同組合(東蒲原郡阿賀町石間3881-4)
東蒲原郡漁業協同組合(東蒲原郡阿賀町神谷丙894-51)

2 漁業権の免許番号

内共第8号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分(以下「変更部分」という。)に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分(以下「変更後部分」という。)が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存

在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、表の改正後の欄中の表中太線で囲まれた部分を加える。

変 更 後	変 更 前																																				
第1条～第4条 (略) (遊漁期間) 第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚 種</th><th>期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あ ゆ</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>こ い</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>ふ な</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>う ぐ い</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>にじます</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>い わ な や ま め</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr> <tr> <td>か じ か</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>もくずがに</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	魚 種	期 間	あ ゆ	(略)	こ い	(略)	ふ な	(略)	う ぐ い	(略)	にじます	(略)	い わ な や ま め	3月1日から9月30日まで	か じ か	(略)	もくずがに	(略)	第1条～第4条 (略) (遊漁期間) 第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚 種</th><th>期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あ ゆ</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>こ い</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>ふ な</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>う ぐ い</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>に じ ま す</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>い わ な や ま め</td><td>3月1日から9月30日まで <u>ただし、以下期間内を禁漁区域とする。</u> <u>平成26年1月1日から平成29年12月31日まで 常浪川合流地点の小久蔵沢上流全域</u> <u>平成26年1月1日から平成28年12月31日まで 阿賀野川合流地点の実川上流全域</u></td></tr> <tr> <td>か じ か</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>もくずがに</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	魚 種	期 間	あ ゆ	(略)	こ い	(略)	ふ な	(略)	う ぐ い	(略)	に じ ま す	(略)	い わ な や ま め	3月1日から9月30日まで <u>ただし、以下期間内を禁漁区域とする。</u> <u>平成26年1月1日から平成29年12月31日まで 常浪川合流地点の小久蔵沢上流全域</u> <u>平成26年1月1日から平成28年12月31日まで 阿賀野川合流地点の実川上流全域</u>	か じ か	(略)	もくずがに	(略)
魚 種	期 間																																				
あ ゆ	(略)																																				
こ い	(略)																																				
ふ な	(略)																																				
う ぐ い	(略)																																				
にじます	(略)																																				
い わ な や ま め	3月1日から9月30日まで																																				
か じ か	(略)																																				
もくずがに	(略)																																				
魚 種	期 間																																				
あ ゆ	(略)																																				
こ い	(略)																																				
ふ な	(略)																																				
う ぐ い	(略)																																				
に じ ま す	(略)																																				
い わ な や ま め	3月1日から9月30日まで <u>ただし、以下期間内を禁漁区域とする。</u> <u>平成26年1月1日から平成29年12月31日まで 常浪川合流地点の小久蔵沢上流全域</u> <u>平成26年1月1日から平成28年12月31日まで 阿賀野川合流地点の実川上流全域</u>																																				
か じ か	(略)																																				
もくずがに	(略)																																				
第6条～第12条 (略) (県内共通遊漁の承認に関する事項) 第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会	第6条～第12条 (略) (釣堀的漁場) 第13条 <u>新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。</u> (1) 名称 <u>阿賀町新谷川沿釣場</u> (2) 区域 <u>東蒲原郡阿賀町岡沢字屋敷平（新谷地内）新谷川2号堰堤下流150mの新谷川起点から新谷川1号堰堤上流100mまでの、1,100mの区域</u> (3) 期間 <u>2022年1月1日から2022年12月31日まで</u> <u>の期間</u> (4) 濃密放流する魚種 <u>いわな・やまめ・にじます</u> (5) 漁具・漁法 <u>釣竿</u> (6) 料金 <u>2,000円</u> (県内共通遊漁の承認に関する事項) 第14条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連																																				

の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第 1 号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第 2 号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第 3 号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第 4 号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第 5 号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第 6 号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第 7 号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第 8 号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第 9 号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料 1 ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税 込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税 込)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組 合連合会	新潟市中央区南万代町13 番 3 号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1

合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第 1 号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第 2 号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第 3 号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第 4 号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第 5 号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第 6 号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第 7 号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第 8 号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第 9 号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上 佐潟	内共第11号		
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料 1 ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	12,000 円(税 抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500 円(税 抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組 合連合会	新潟市中央区南万代町 13 番 3 号
大川漁業協同組合	村上市温出 472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町 15-1

荒川漁業協同組合	村上市荒島144－24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>下赤谷245－1</u>
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 <u>新発田市役所加治川支所内</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>前新田304</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259－58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881－4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105番地6</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>清五郎417</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>長谷121</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>石曽根798－2</u>
関川水系漁業協同組合	<u>妙高市美守2－1－38 1 F</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>667</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>801</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 <u>中脇2426</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

荒川漁業協同組合	村上市荒島 144－24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>塩沢 543 番地 205</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>中央町 4 丁目 10 番 4 号</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>柳原 1－4－24</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259－58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881－4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川 2105－6</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>長潟 949</u>
<u>赤塚漁業協同組合</u>	<u>新潟市西区赤塚 4716－4</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>赤谷 1－8</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>番神 1－7－40</u>
関川水系漁業協同組合	<u>上越市子安新田 4－67</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>661</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>3133</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢2426
<u>国府川漁業協同組合</u>	<u>佐渡市飯持 40</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号

【年券】 表

(略)

裏

(略)

6. 「いwana、やまめ、にじます」の「禁漁」期間は10月1日から翌年2月末までです。

(略)

別記様式第1号

【年券】 表

(略)

裏

(略)

6. 「いwana、やまめ、にじます」の「禁漁」期間は10月1日から翌年2月末までです。

。ただし、いwana・やまめは、資源保護のため、期間指定での禁漁区域を下記とします。(協力をお願いします)

- ・平成26年1月1日から平成29年12月31日までの間常浪川合流地点の支流小久蔵沢上流全域
- ・平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間阿賀野川合流地点の支流実川上流全域

(略)

【年券】 表

(略)

裏

(略)

5. 「いwana、やまめ、にじます」の「禁漁」期間は10月1日から翌年2月末までです。

(略)

【日釣券】

表

(略)

【年券】 表

(略)

裏

(略)

5. 「いwana、やまめ、にじます」の「禁漁」期間は10月1日から翌年2月末までです。

。ただし、いwana・やまめは、資源保護のため、期間指定での禁漁区域を下記とします。
(協力をお願いします)

- ・平成26年1月1日から平成29年12月31日までの間常浪川合流地点の支流小久蔵沢上流全域
- ・平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間阿賀野川合流地点の支流実川上流全域

(略)

【日釣券】

表

(略)

裏	裏
(略) 5. 「いwana、やまめ、にじます」の「禁漁」期間は10月1日から翌年2月末までです。 (略)	(略) 5. 「いwana、やまめ、にじます」の「禁漁」期間は10月1日から翌年2月末までです。 <u>ただし、いwana・やまめは、資源保護のため、期間指定での禁漁区域を下記とします。(協力をお願いします)</u> ・平成26年1月1日から平成29年12月31日までの間 常浪川合流地点の支流小久蔵沢上流全域 ・平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間 阿賀野川合流地点の支流実川上流全域 (略)
【もくずがに券】 (略) 別記様式第2号 【漁場監視員証】 (略) 別記様式第3号 【県内共通遊漁承認証】 (略) 施行日 <u>この規則、令和5年1月1日から施行する(行政庁の認可日 令和 年 月 日)</u>	【もくずがに券】 (略) 別記様式第2号 【漁場監視員証】 (略) 別記様式第3号 【県内共通遊漁承認証】 (略)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1175号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 漁業権者の名称及び住所
鳥屋野潟漁業協同組合(新潟市中央区清五郎417)
- 漁業権の免許番号
内共第9号
- 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分(以下「変更部分」という。)に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分(以下「変更後部分」という。)が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前
第1条～第10条 (略)	第1条～第10条 (略)
(県内共通遊漁の承認に関する事項) 第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、あ	(県内共通遊漁の承認に関する事項) 第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、あ

らかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第 1 号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第 2 号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第 3 号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第 4 号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第 5 号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第 6 号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第 7 号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第 8 号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第 9 号		
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
-----	----

らかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
-----	----

新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番 3 号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>下赤谷245-1</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>住田510 新発田市役所加治川支所内</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>前新田304</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>中央区西堀通 4 番町259-58</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105番地 6</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>清五郎417</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>長谷121</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>石曾根798-2</u>
関川水系漁業協同組合	<u>妙高市美守 2-1-38 1 F</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>667</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>801</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 <u>中脇2426</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第 3 号ののとおりとする。

新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町 13 番 3 号
大川漁業協同組合	村上市温出 472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町 15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島 144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>塩沢 543 番地 205</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>中央町 4 丁目 10 番 4 号</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>柳原 1-4-24</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641 番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>東区津島屋 3 丁目 48</u>
<u>濁川漁業協同組合</u>	<u>新潟市北区松浜新町 21-21</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間 3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>両郷乙 555</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>長潟 949</u>
信濃川漁業協同組合	<u>新潟市西区赤塚 4716-4</u>
加茂川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原 967
五十嵐川漁業協同組合	加茂市 <u>赤谷 1-8</u>
刈谷田川漁業協同組合	三条市高岡 651
魚沼漁業協同組合	長岡市滝の下町 4-35
中魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105-16
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	十日町市干溝 1508
関川水系漁業協同組合	柏崎市 <u>番神 1-7-40</u>
桑取川漁業協同組合	<u>上越市子安新田 4-67</u>
能生内水面漁業協同組合	上越市有間川 <u>661</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>3133</u>
<u>国府川漁業協同組合</u>	糸魚川市大字須沢 2426
羽茂川内水面漁業協同組合	<u>佐渡市飯持 40</u>
	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第 3 号ののとおりとする。

別記様式第 1 号

遊漁承認証
表

No.				
年				
遊漁承認証				
遊 漁 者	住所			
	氏名	殿 (才)		
承認期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
漁具 漁法	〇〇			
遊 漁 料	〇〇〇〇円			
発行者	鳥屋野潟漁業協同組合			印

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

1. 遊漁者は、遊漁をするときは、本証を携帯しなければなりません。
2. 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。

別記様式第 2 号

漁場監視員証
表

No.				
漁場監視員証				
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。				
氏名	(年齢)			
住所				
有効期間	自	年	月	日
	至	年	月	日
発行者	鳥屋野潟漁業協同組合			印

別記様式第 1 号

遊漁承認証
表

No.				
平成 年				
遊漁承認証				
遊 漁 者	住所			
	氏名	殿 (才)		
承認期間	自	平成	年	月 日
	至	平成	年	月 日
漁具 漁法	〇〇			
遊 漁 料	〇〇〇〇円			
発行者	鳥屋野潟漁業協同組合			印

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

1. 遊漁者は、遊漁をするときは、本証を携帯しなければなりません。
2. 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。

別記様式第 2 号

漁場監視員証
表

No.				
漁場監視員証				
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。				
氏名	(年齢)			
住所				
有効期間	自	平成	年	月 日
	至	平成	年	月 日
発行者	鳥屋野潟漁業協同組合			印

裏

注 意 事 項

1. 漁場内監視をするときは、本証を携帯し、指示及び取り締まりに当たっては、本証を提示してこれを行う。

別記様式第 3 号

表

年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～ 至

遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・
かじか・うなぎ・こい・ふな

漁具漁法 竿 釣

遊漁区域 県下一円

(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3

新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤

(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

1. 漁場内監視をするときは、本証を携帯し、指示及び取り締まりに当たっては、本証を提示してこれを行う。

別記様式第 3 号

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～ 至 H

遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・
12,000 円 かじか・うなぎ・こい・ふな

(税抜)

漁具漁法 竿 釣

遊漁区域 県下一円

(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3

新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤

(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
漁具漁法 竿 釣
遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
(1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
(2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
漁具漁法 竿 釣
5,500 円
(税抜) 遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
(1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
(2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1176号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和 4 年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
五十嵐川漁業協同組合（三条市高岡651）
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、表の変更後の欄中の表中太線で囲まれた部分を加える。

変 更 後	変 更 前																														
(目的) 第1条 この規則は、この組合の有する内共第12号第<u>五</u>種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・うぐい・こい・やまめ・いわな・<u>かじか及びにじます</u>をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第3条 （略） (遊漁期間等) 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間<u>及び区域</u>で行わなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚 種</th><th>期 間 ・ 区 域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td><td>6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 <u>友釣りは7月1日午前6時から11月30日まで、ゴロ掛けは9月10日午前6時から11月30日までとする。</u> <u>ただし、渡瀬橋より上流の区域は10月1日から10月7日まで、渡瀬橋より下流の区域は10月1日から10月14日までを禁漁とする。</u></td></tr> <tr> <td>うぐい</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr> <tr> <td>こい</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr> <tr> <td>かじか</td><td>1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。</td></tr> <tr> <td>やまめ</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr> <tr> <td>いわな</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr> <tr> <td>にじます</td><td>3月1日から9月30日まで 守門川と五十嵐川の合流地点より信濃川合流地点まで(守門川及び各支流は除く)</td></tr> </tbody> </table> 2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店並びに遊漁承認証販売店に掲示して公表するものとする。 第5条 （略） (全長制限) 第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。	魚 種	期 間 ・ 区 域	あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 <u>友釣りは7月1日午前6時から11月30日まで、ゴロ掛けは9月10日午前6時から11月30日までとする。</u> <u>ただし、渡瀬橋より上流の区域は10月1日から10月7日まで、渡瀬橋より下流の区域は10月1日から10月14日までを禁漁とする。</u>	うぐい	1月1日から12月31日まで	こい	1月1日から12月31日まで	かじか	1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。	やまめ	3月1日から9月30日まで	いわな	3月1日から9月30日まで	にじます	3月1日から9月30日まで 守門川と五十嵐川の合流地点より信濃川合流地点まで(守門川及び各支流は除く)	(目的) 第1条 この規則は、この組合の有する内共第12号第<u>5</u>種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・うぐい・こい・やまめ・いわな<u>及び</u>かじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第3条 （略） (遊漁期間) 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間<u>内</u>で行わなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚 種</th><th>期 間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>あゆ</td><td>6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 <u>以下の期間を除く</u> <u>渡瀬橋上流端より上流は10月1日から10月7日、同地点より下流は10月1日から10月14日まで。</u></td></tr> <tr> <td>うぐい</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr> <tr> <td>こい</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr> <tr> <td>かじか</td><td>1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。</td></tr> <tr> <td>やまめ</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr> <tr> <td>いわな</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr> </tbody> </table> 2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店並びに遊漁承認証販売店に掲示して公表するものとする。 第5条 （略） (全長制限) 第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。	魚 種	期 間	あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 <u>以下の期間を除く</u> <u>渡瀬橋上流端より上流は10月1日から10月7日、同地点より下流は10月1日から10月14日まで。</u>	うぐい	1月1日から12月31日まで	こい	1月1日から12月31日まで	かじか	1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。	やまめ	3月1日から9月30日まで	いわな	3月1日から9月30日まで
魚 種	期 間 ・ 区 域																														
あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 <u>友釣りは7月1日午前6時から11月30日まで、ゴロ掛けは9月10日午前6時から11月30日までとする。</u> <u>ただし、渡瀬橋より上流の区域は10月1日から10月7日まで、渡瀬橋より下流の区域は10月1日から10月14日までを禁漁とする。</u>																														
うぐい	1月1日から12月31日まで																														
こい	1月1日から12月31日まで																														
かじか	1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。																														
やまめ	3月1日から9月30日まで																														
いわな	3月1日から9月30日まで																														
にじます	3月1日から9月30日まで 守門川と五十嵐川の合流地点より信濃川合流地点まで(守門川及び各支流は除く)																														
魚 種	期 間																														
あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 <u>以下の期間を除く</u> <u>渡瀬橋上流端より上流は10月1日から10月7日、同地点より下流は10月1日から10月14日まで。</u>																														
うぐい	1月1日から12月31日まで																														
こい	1月1日から12月31日まで																														
かじか	1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。																														
やまめ	3月1日から9月30日まで																														
いわな	3月1日から9月30日まで																														

魚 種	全 長
あゆ	12 c m <u>以下</u>
うぐい	10 c m <u>〃</u>
こい	15 c m <u>〃</u>
かじか	4 c m <u>〃</u>
いわな	15 c m <u>〃</u>
やまめ	15 c m <u>〃</u>
にじます	15 c m <u>〃</u>

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下は無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	竿釣 ころがし釣	1 日券2,000円 <u>(税込)</u> 年券8,000円 <u>(税込)</u>
かじか	竿釣・ヤス・ かじかタモ	1 日券1,000円 <u>(税込)</u> 年 券4,000円 <u>(税込)</u>
こい	竿釣	
うぐい		
いわな		
やまめ		
にじます		
あゆ	投網	1 日券4,000円 <u>(税込)</u>
こい		
うぐい		
かじか	三角網	

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

氏名（店名）	住 所
五十嵐川漁業協同組合事務所	三条市高岡651
その他五十嵐漁業協同組合が指定する釣具店及び遊漁承認証販売店	

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

魚 種	全 長
あゆ	12 c m
うぐい	10 c m
こい	15 c m
かじか	4 c m
いわな	15 c m
やまめ	15 c m

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下は無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	竿釣 ころがし釣	1 日券2,000円 年券8,000円
かじか	竿釣・ヤス・ かじかタモ	1 日券1,000円 年 券 <u>3,500円</u>
こい	竿釣	
うぐい		
いわな		
やまめ		
あゆ	投網	1 日券4,000円
こい		
うぐい		
かじか	三角網	

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

氏名（店名）	住 所
五十嵐川漁業協同組合事務所	三条市高岡651
その他五十嵐漁業協同組合が指定する釣具店及び遊漁承認証販売店	

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第3号によるものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証が携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及びほかの遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

第10条～第11条 (略)

(釣堀的漁場)

第12条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。

(1) 名称 吉ヶ平フィッシングパーク

(2) 区域 三条市吉ヶ平地内の守門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川および県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域

(3) 期間 令和5年1月1日から令和5年12月31日まで

(4) 濃密放流する魚種 イワナ・ヤマメ

(5) 漁具・漁法 ルアー・フライ・テンカラ

(6) 料金 日券2,000円(税込)
年券10,000円(税込)

2 前項に基づき、採捕した魚は所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。(キャッチアンドリリース)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及びほかの遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

第10条～第11条 (略)

(釣堀的漁場)

第12条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。

(1) 名称 吉ヶ平フィッシングパーク

(2) 区域 三条市吉ヶ平地内の守門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川および県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域

(3) 期間 令和4年1月1日から令和4年12月31日まで

(4) 濃密放流する魚種 イワナ・ヤマメ

(5) 漁具・漁法 ルアー・フライ・テンカラ

(6) 料金 日券2,000円
年券10,000円

2 前項に基づき、採捕した魚は所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。(キャッチアンドリリース)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第 1 号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第 2 号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第 3 号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第 4 号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第 5 号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第 6 号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第 7 号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第 8 号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第 9 号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料 1 ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税 込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税 込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組 合連合会	新潟市中央区南万代町13 番 3 号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第 1 号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第 2 号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第 3 号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第 4 号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第 5 号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第 6 号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第 7 号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第 8 号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第 9 号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上 佐潟	内共第11号		
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料 1 ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	12,000 円(税 抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500 円(税 抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組 合連合会	新潟市中央区南万代町 13 番 3 号
大川漁業協同組合	村上市温出 472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町 15-1

荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発 田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協 同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目 3641番地
新潟市大形地区漁業協同 組合	新潟市中央区西堀通4番 町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881 -4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105 番地6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座 川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同 組合	柏崎市石曾根798-2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2-1-38 1 F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組 合	糸魚川市大字須沢中脇 2426
羽茂川内水面漁業協同組 合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記 漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステ ム等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第4号のとおりとする。

荒川漁業協同組合	村上市荒島 144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢 543 番地 205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目 10 番4号
福島潟・新井郷川漁業協 同組合	新潟市北区柳原1-4- 24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目 3641 番地
新潟市大形地区漁業協同 組合	新潟市東区津島屋3丁目 48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町 21- 21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間 3881 -4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙 555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟 949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚 4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座 川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷1-8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同 組合	柏崎市番神1-7-40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田4-67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 3133
糸魚川内水面漁業協同組 合	糸魚川市大字須沢 2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持 40
羽茂川内水面漁業協同組 合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記 漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号

遊漁承認証(アユ)【年券】

表

年度あゆ遊漁承認証	
顔 写 真 (3.0×2.5cm)	番 号 No.
	住 所
	氏 名
	生年月日 S H 年 月 日
	漁具漁法: 竿釣(竿1本)に限る
遊漁料金 ¥8,000円	遊漁期間: 月 日 ~ 月 日 (ゴロ掛け: 月 日 ~ 月 日) 禁漁期間: 月 日 ~ 月 日
遊漁区域 五十嵐川、その支川	
発行者 五十嵐川漁業協同組 印	

裏

注 意 事 項	
1	遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2	本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
3	漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。 当組合が行っている増殖事業
1	当組合が行っている増殖手法は稚魚放流、禁漁区域及び禁漁期間の設定です。
2	漁業権に基づく放流量は新潟県内水面漁場管理委員会の増殖指示量に基づいています。
当組合が行っている漁場管理	
1	遊漁料金は五十嵐川漁業協同組合に課されている増殖義務及び漁業環境維持のための経費の一部として使われています。
2	組合員及び遊漁者双方の負担により河川環境が維持されていることをご理解ください。
* ご意見が有りましたら五十嵐川漁協38-4067へお電話ください*	

別記様式第1号

遊漁承認証(アユ)【年券】

表

平成 年度あゆ遊漁承認証	
顔 写 真 (3.0×2.5cm)	番 号 No.
	住 所
	氏 名
	生年月日 S H 年 月 日
	漁具漁法: 竿釣(竿1本)に限る
遊漁料金 ¥8,000円	遊漁期間: 月 日 ~ 月 日 (ゴロ掛け: 月 日 ~ 月 日) 禁漁期間: 月 日 ~ 月 日
遊漁区域 五十嵐川、その支川	
発行者 五十嵐川漁業協同組 印	

裏

注 意 事 項	
1	遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2	本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
3	漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。 当組合が行っている増殖事業
1	当組合が行っている増殖手法は稚魚放流、禁漁区域及び禁漁期間の設定です。
2	漁業権に基づく放流量は新潟県内水面漁場管理委員会の増殖指示量に基づいています。
当組合が行っている漁場管理	
1	遊漁料金は五十嵐川漁業協同組合に課されている増殖義務及び漁業環境維持のための経費の一部として使われています。
2	組合員及び遊漁者双方の負担により河川環境が維持されていることをご理解ください。
* ご意見が有りましたら五十嵐川漁協38-4067へお電話ください*	

遊漁承認証 (アユ) 【1日券】

表

○
年 No. _____

1日遊漁承認証

遊漁料金 ￥2,000円

(注) 遊漁する場所において監視員に納入する時は1,000円を加算し、3,000円とする

月 日

有効期限 当日限り

取扱店(者) _____

発行者 五十嵐川漁業協同組合 

年 鮎1日券 No. _____

遊漁料金 ￥2,000円

取扱店(者) _____

発行者 五十嵐川漁業協同組合

裏

○
注 意 事 項

- (1) 遊漁中は本証を見易い箇所に装着すること
- (2) 漁場監視員から本証の提示を求められた時は提示しなくてはならない
- (3) 本証の再発行、払戻しはいたしません
- (4) 本証での遊漁は、竿釣(1本)のみ許可する
- (5) 本証での遊漁は、友釣、餌釣、トブ釣、毛針流し釣、ゴロ掛けに限る(友釣専用区は友釣のみ許可)
- (6) 高圧線、落雷には十分注意すること
- (7) 降雨、ダム放水等による増水には十分注意すること

鮎 漁 の 期 間

(1) 鮎漁期間 遊漁場の鮎漁日～11月30日

(2) 期間中の鮎漁 10月1日～10月14日

禁 漁 区 域 (鮎漁に係る場所)

- (1) 三上市北五郎川内側と奥野内側に架かる八木橋中心より上流200m、下流500mの間の区域内
- (2) 三上市奥野内側の宇門川第2号堰橋上流橋より上流へ100m、下流橋より下流へ200mの間の区域内
- (3) 三上市早水内側の宇門川第3号堰橋上流橋より上流へ50m、下流橋より下流へ100mの間の区域内
- (4) 三上市笠原内側の笠原ダム、下流橋より下流へ500mの区域内
- (5) 三上市龍修内側から三上市東園内側に構築されている龍修堰き工事のゲートより上流50m、下流100mの間の区域内

年 鮎1日券

遊漁料金2,000円

遊漁承認証 (アユ) 【1日券】

表

○
平成 年 No. _____

1日遊漁承認証

遊漁料金 ￥2,000円

(注) 遊漁する場所において監視員に納入する時は1,000円を加算し、3,000円とする

月 日

有効期限 当日限り

取扱店(者) _____

発行者 五十嵐川漁業協同組合 

平成 年 鮎1日券 No. _____

遊漁料金 ￥2,000円

取扱店(者) _____

発行者 五十嵐川漁業協同組合

裏

○
注 意 事 項

- (1) 遊漁中は本証を見易い箇所に装着すること
- (2) 漁場監視員から本証の提示を求められた時は提示しなくてはならない
- (3) 本証の再発行、払戻しはいたしません
- (4) 本証での遊漁は、竿釣(1本)のみ許可する
- (5) 本証での遊漁は、友釣、餌釣、トブ釣、毛針流し釣、ゴロ掛けに限る(友釣専用区は友釣のみ許可)
- (6) 高圧線、落雷には十分注意すること
- (7) 降雨、ダム放水等による増水には十分注意すること

鮎 漁 の 期 間

(1) 鮎漁期間 遊漁場の鮎漁日～11月30日

(2) 期間中の鮎漁 10月1日～10月14日

禁 漁 区 域 (鮎漁に係る場所)

- (1) 三上市北五郎川内側と奥野内側に架かる八木橋中心より上流200m、下流500mの間の区域内
- (2) 三上市奥野内側の宇門川第2号堰橋上流橋より上流へ100m、下流橋より下流へ200mの間の区域内
- (3) 三上市早水内側の宇門川第3号堰橋上流橋より上流へ50m、下流橋より下流へ100mの間の区域内
- (4) 三上市笠原内側の笠原ダム、下流橋より下流へ500mの区域内
- (5) 三上市龍修内側から三上市東園内側に構築されている龍修堰き工事のゲートより上流50m、下流100mの間の区域内

平成 年 鮎1日券

遊漁料金2,000円

遊漁承認証（一般魚）【年券】

表

平成 年度 遊漁承認証	
番 号	遊漁期間 自H 年 3 月 1 日 至H 年 9 月 30 日 【いわな・やまめ】
住 所	# 自H 年 1 月 1 日 至H 年 12 月 30 日 【こい・かじか・うぐい】
氏 名	遊漁料金 ¥3,500 円
生年月日 S H 年 月 日	漁具漁法 竿釣(かじかに限り、かじか・タモ・ヤス許可)
五十嵐川漁業協同組合 印	

裏

注 意 事 項	
1 遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。 当組合が行っている増殖事業 1 当組合が行っている増殖手法は稚魚放流、禁漁区域及び禁漁期間の設定です。 2 漁業権に基づく放流量は新潟県内水面漁場管理委員会の増殖指示量に基づいています。 当組合が行っている漁場管理 1 遊漁料金は五十嵐川漁業協同組合に課されている増殖義務及び漁業環境維持のための経費の一部として使われています。 2 組合員及び遊漁者双方の負担により河川環境が維持されていることをご理解ください。 ※ご意見が有りましたら五十嵐川漁協38-4067へお電話ください※	

遊漁承認証（一般魚）【年券】

番 号	一般魚遊漁承認証	
住 所	年	
氏 名	五十嵐川漁業協同組合	
生年月日 年 月 日	※本証は必ず大切に扱いよく見えるようにすること。 ①本証を他人に貸与してはならない。 ②本証の期限が過ぎます。期限内に消費すること。 ③本証は有効期限内に消費すること。 ④本証は「アユ・サクラマス・ヤマメ」のみに有効です。 ⑤「遊漁」の承認証として有効です。他の承認証と併用してはなりません。 ⑥本証を有効にするには、必ず有効期限内に消費すること。 ⑦有効期限の満了後、本証は「遊漁のしおり」を回収いたします。 ※本証は新潟県内水面漁場管理委員会に課されている増殖義務及び漁業環境維持のための経費の一部として使われています。 ※ご意見が有りましたら五十嵐川漁協38-4067へお電話ください※	

遊漁承認証 (一般漁) 【1日券】
表

年	○	№	
1日遊漁承認証			
イワナ・ヤマメ・ウグイ・カジカ・コイ・ニジマス			
遊漁料金 1,000円			
(注) 遊漁する場所において監視員に納入する時は、手数料1,000円を加算し2,000円とする			
月/日			
有効期限 当日限り			
取扱者			
発行者 五十嵐川漁業協同組合			
年 1日券 №			
遊漁料金 1,000円			
取扱者			
発行者 五十嵐川漁業協同組合			

裏

年	○	1日券
注意事項		
(1) 遊漁中は本証を外部から見やすい箇所に装着すること (2) 漁場監視員から本証の提示を求められた時は提示すること (3) 本証の再発行・拡張はいたしません (4) 本証での遊漁は、竿釣のみ許可する (5) 本証でアユ・サクラマス・サケを釣る事はできません (6) 高圧線・落雷には十分注意してください (7) 交付・ダム放水等による増水には十分注意してください (8) 遊漁上の制限、禁止事項等については「遊漁のしおり」をご覧ください。		
禁漁区域		
【1】 三島市北五百川内河川と奥野地内河川に属する八木橋中心より上流200m、下流400mの間の区域内。 【2】 三島市奥野地内の河川第2号橋上流より上流へ100m、下流より下流へ200mの間の区域内。 【3】 三島市笠置地内の笠置ダム、下流より下流へ500mの区域内。 【4】 三島市笠置地内河川から三島市奥野地内河川に属している後藤堤工場のゲートより上流500m、下流100mの間の区域内。 【5】 三島市内の後藤川本流に属している瀬田大橋ゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。 【6】 奥野地内の中之口川に属している中之口川木門のゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。 【7】 三島市内の後藤川本流に属している大黒堤工場の上流より上流の加茂川遊漁協同組合の遊漁許可区域(47.0m)の境界から上流100.0mの区域内。 【8】 三島市早水地内の河川第2号橋上流より上流へ50m、下流より下流へ100mの間の区域内		
年 一般魚1日券		
遊漁料金 1,000円		

遊漁承認証 (一般漁) 【1日券】
表

年	○	№	
1日遊漁承認証			
イワナ・ヤマメ・ウグイ・カジカ・コイ			
遊漁料金 ¥1,000円			
(注) 遊漁する場所において監視員に納入する時は、手数料1,000円を加算し2,000円とする			
月/日			
有効期限 当日限り			
取扱者			
発行者 五十嵐川漁業協同組合			
平成 年 1日券 №			
遊漁料金 ¥1,000円			
取扱者			
発行者 五十嵐川漁業協同組合			

裏

年	○	1日券
注意事項		
(1) 遊漁中は本証を外部から見やすい箇所に装着すること (2) 漁場監視員から本証の提示を求められた時は提示しなくてはならない (3) 本証の再発行・拡張はいたしません (4) 本証での遊漁は、竿釣のみ許可する (5) 本証でアユを釣ることはできません (6) 高圧線・落雷には十分注意してください (7) 降雨、ダム放水等による増水には十分注意してください		
禁漁区域		
【1】 三島市北五百川内河川と奥野地内河川に属する八木橋中心より上流200m、下流400mの間の区域内。 【2】 三島市奥野地内の河川第2号橋上流より上流へ100m、下流より下流へ200mの間の区域内。 【3】 三島市笠置地内の笠置ダム、下流より下流へ500mの区域内。 【4】 三島市笠置地内河川から三島市奥野地内河川に属している後藤堤工場のゲートより上流500m、下流100mの間の区域内。 【5】 三島市内の後藤川本流に属している瀬田大橋ゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。 【6】 奥野地内の中之口川に属している中之口川木門のゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。 【7】 三島市内の後藤川本流に属している大黒堤工場の上流より上流の加茂川遊漁協同組合の遊漁許可区域(47.0m)の境界から上流100.0mの区域内。 【8】 三島市早水地内の河川第2号橋上流より上流へ50m、下流より下流へ100mの間の区域内		
平成 年 一般魚1日券		
遊漁料金 1,000円		

別記様式第2号 漁業監視員証

表

漁 場 監 視 員 証 No.	
顔 写 真 (3.0×2.5)cm	下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。
	氏名 (年齢)
有効期限 年 月 日～ 年 月	
発行者 五十嵐川漁業協同組合 印	

(用紙: 白色)

裏

漁場監視員の役割
1. 遊漁者や組合員が法令や行使規則、遊魚規則に違反していないかの監視 2. 適正な漁場利用の推進 3. 遊漁現場での遊漁料の徴収
注 意 事 項
1. 監視にあたっては、監視員証を携帯し、腕章を付けること。 2. 漁場利用者に不快の念を抱かせることの無いよう、態度・言葉等に十分注意する。 3. いかなる場合も遊漁者に対して暴行若しくは脅迫を加える、又は威嚇を行ってはならない。

(用紙: 白色)

別記様式第2号 漁業監視員証

表

漁 場 監 視 員 証 No.	
顔 写 真 (3.0×2.5)cm	下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。
	氏名 (年齢)
有効期限 平成 年 月 日～平成 年 月	
発行者 五十嵐川漁業協同組合 印	

(用紙: 白色)

裏

漁場監視員の役割
1. 遊漁者や組合員が法令や行使規則、遊魚規則に違反していないかの監視 2. 適正な漁場利用の推進 3. 遊漁現場での遊漁料の徴収
注 意 事 項
1. 監視にあたっては、監視員証を携帯し、腕章を付けること。 2. 漁場利用者に不快の念を抱かせることの無いよう、態度・言葉等に十分注意する。 3. いかなる場合も遊漁者に対して暴行若しくは脅迫を加える、又は威嚇を行ってはならない。

(用紙: 白色)

別記様式第3号

オンラインシステム遊漁承認証 (アユ) 【年券】

貼 年券	
利用期間	利用者顔写真
住所 ○○県○○市○○○ 氏名 ○○○○	
遊漁料金 8,000円	漁漁印影
取扱者 五十嵐川漁協	
備考 場所、漁具によって遊漁期間が異なるため要裏面参照	
魚種 鮎	
漁具/漁法 竿つり (友釣り・ドブ・コロガシ)	
遊漁区域 禁漁区を除く全域	
<<要注意>>	
◆禁漁期間	
渡瀬橋より上流 10/1～10/7	
渡瀬橋より下流 10/1～10/14	
注意事項	
◆漁具	
友釣解禁: 7/1午前6時～11月30日	
ゴロ掛け解禁: 9/10午前6時～11月30日	

オンラインシステム遊漁承認証(アユ)【1日券】

利用日		利用者顔写真 
住所	〇〇県〇〇市〇〇〇〇	
氏名	〇〇〇〇	
遊漁料金	2,000円	
取扱者	五十嵐川漁協	
備考	場所、漁具によって遊漁期間が異なるため裏面参照	
魚種	鮎	
漁具/漁法	竿つり(友釣り・ドブ・コロガシ)	
遊漁区域	禁漁区を除く全エリア	
注意事項	<<要注意>> ◆禁漁期間 渡瀬橋より上流 10/1~10/7 渡瀬橋より下流10/1~10/14 ◆漁具 友釣り解禁：7/1午前6時~11月30日 ゴロ掛け解禁：9/10午前6時~11月30日	

オンラインシステム遊漁承認証(一般魚)【年券】

利用期間		利用者顔写真 
住所	〇〇県〇〇市〇〇〇〇	
氏名	〇〇〇〇	
遊漁料金	4,000円	
取扱者	五十嵐川漁協	
備考	イワナ ヤマメ コイ ウグイ カジカ ニジマス	
魚種	竿	
漁具/漁法	禁漁区を除く全域	
注意事項	① 本証は必ず腕に巻いてよく見えるようにすること。 ② 本証を他人に貸与してはならない。 ③ 本証の再発行はできません。紛失に注意すること。 ④ 遊漁規則を守り、漁場監視員の指示に従うこと。 ⑤ 漁業資源保護のため乱獲は慎むこと。 ⑥ 本証ではアユを釣ることはできません。 ⑦ 遊漁中の事故に関しては組合は一切責任を負いません。 ⑧ 漁場を汚さないように。自分で出したゴミは自分で持ち帰ること。 遊漁料金は五十嵐川漁業協同組合に課されている増殖義務及び漁業環境維持のための経費の一部として使われています。 *ご意見がありましたら五十嵐川漁協38-4067へお電話ください*	

オンラインシステム遊漁承認証 (一般魚) 【1 日券】

渓流 日券	
利用日	
住所	〇〇県〇〇市〇〇〇〇
氏名	〇〇〇〇
遊漁料金	1,000円
取扱者	五十嵐川漁協
備考	有効期限 当日限り
魚種	イワナ ヤマメ コイ ウグイ カジカ ニジマス
漁具/漁法	竿
遊漁区域	禁漁区を除く全域
注意事項	注意事項 (1) 遊漁中は本証を外部から見易い面所に装着すること (2) 漁場監視員から本証の提示を求められた時は提示しなくてはならない (3) 本証の再発行、払戻しはいたしません (4) 本証での遊漁は、竿釣のみ許可する (5) 本証でアユ、サクラマス、サケを釣ることはできません (6) 高圧線、落雷には十分注意してください (7) 降雨、ダム放水等による増水には十分注意してください 禁漁区域 (1) 三条市北五百川地内側と長野地内側に架かる八木橋中心より上流200m、下流400mの間の区域内。 (2) 三条市長野地内の守門川第2号堰堤上流端より上流へ100m、下流端より下流へ200mの間の区域内。 (3) 三条市笠堀地内の笠堀ダム、下流端より下流へ500mの区域内。 (4) 三条市能場地内側から三条市高岡地内側に構築されている能場頭首工堰のゲートより上流50m、下流100mの間の区域内。 (5) 三条市内の信濃川本流に築造されている薄原大堰ゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。 (6) 燕市地内の中之口川に築造されている中之口川水門のゲートより上流200m、下流400mの間の区域内。 (7) 三条市内の信濃川本流に築造されている大島頭首工の上流端より上流の加茂川漁業協同組合の漁業権行使区域 (47.0m) の境界から上流103.0mの区域内。 (8) 三条市早水地内の守門川第3号堰堤上流端より上流へ50m、下流端より下流へ100mの間の区域内。 (9) 三条市吉ヶ平地内の守門川第1堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川及び県道183号線堰江橋上流端より直ぐ上流の魚止めの滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域。

別記様式第 4 号

県内共通遊漁承認証

表

年度 遊 漁 承 認 証				
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号			
	遊 漁 者	住所		
		氏名		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日		
承認期間 自 ~ 至				
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな		
	漁具漁法	竿 釣		
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)		
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761				

(用紙：緑色)

別記様式第 3 号

県内共通遊漁承認証

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証				
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号			
	遊 漁 者	住所		
		氏名		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日		
承認期間 自 H ~ 至 H				
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな 12,000 円 (税抜)		
	漁具漁法	竿 釣		
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)		
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761				

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
漁具漁法 竿 釣
遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3

この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊞
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
5,500 円 漁具漁法 竿 釣
(税抜) 遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3

この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊞
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1177号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和 4 年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
刈谷田川漁業協同組合（長岡市滝の下町 4－35）
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前
第 1 条～第 6 条 （略） （遊漁料の額及び納付方法） 第 7 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下及び肢体不自由者のときは無料とする。なお、中学校生徒でにじます、いわな、やまめを遊漁するときは、表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所においては漁場監視員に納付することができる。 刈谷田川漁業協同組合事務所 長岡市滝の下町 4－35 ミサワスポーツ店 長岡市金町 2 丁目 2 番 38 号 刈谷田ドライブイン 長岡市栃堀 6969 番地 4 <u>栃尾観光協会（道の駅 R290 とちお） 長岡市栃尾宮沢 1764</u> <u>栃尾フィッシングパーク 長岡市栃堀駒沢 6004</u> 第 8 条 （略） （釣堀的漁場） 第 9 条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。	第 1 条～第 6 条 （略） （遊漁料の額及び納付方法） 第 7 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下及び肢体不自由者のときは無料とする。なお、中学校生徒でにじます、いわな、やまめを遊漁するときは、表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所においては漁場監視員に納付することができる。 刈谷田川漁業協同組合事務所 長岡市滝の下 4－35 <u>稲庭 由起夫 長岡市中西 1328 番地</u> ミサワスポーツ店 長岡市金町 2 丁目 2 番 38 号 <u>野川釣具店 見附市今町 1 丁目 3 番 3 号</u> 刈谷田ドライブイン 長岡市栃堀 6969 番地 4 第 8 条 （略） （釣堀的漁場） 第 9 条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。

名称	開設の場所	開設の期間	濃密放流魚種名	漁具漁法	遊漁料(税込)
栃尾フィッシングパーク	刈谷田川と増沢川との合流点から上流700mの区間 「但し、ふろさと交流広場脇、階段式護岸80m区間を除く」	令和 5 年 1 月 1 日から 令和 5 年 12 月 31 日まで	いわなやまめにじます	竿釣	餌釣 1 日 大人 2,800 円 未就学の幼児、小学生 2,300 円 半日 大人 1,500 円 未就学の幼児、小学生 1,200 円 疑似餌 1 日 大人 3,500 円 未就学の幼児、小学生 2,000 円 半日 大人 2,000 円 未就学の幼児、小学生 1,200 円

第10条～第12条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号

名称	開設の場所	開設の期間	濃密放流魚種名	漁具漁法	遊漁料(税込)
栃尾フィッシングパーク	刈谷田川と増沢川との合流点から上流700mの区間 「但し、ふろさと交流広場脇、階段式護岸80m区間を除く」	令和 4 年 1 月 1 日から 令和 4 年 12 月 31 日まで	いわなやまめにじます	竿釣	餌釣 1 日 大人 2,800 円 未就学の幼児、小学生 2,300 円 半日 大人 1,500 円 未就学の幼児、小学生 1,200 円 疑似餌 1 日 大人 3,500 円 未就学の幼児、小学生 2,000 円 半日 大人 2,000 円 未就学の幼児、小学生 1,200 円

第10条～第12条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号

栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料 1 ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105番地6

栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料 1 ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢543番地205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目10番4号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原1-4-24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555

鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>清五郎</u> 417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>長谷</u> 121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>石曾根</u> 798－ 2
関川水系漁業協同組合	<u>妙高市美守 2－1－38 1 F</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>667</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>801</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 <u>中脇</u> 2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、 <u>オンラインシステム</u> 等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第 3 号のとおりとする。

鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>長潟</u> 949
<u>赤塚漁業協同組合</u>	<u>新潟市西区赤塚</u> 4716－ 4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>赤谷 1－8</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>番神 1－7－40</u>
関川水系漁業協同組合	<u>上越市子安新田 4－67</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>661</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>3133</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
<u>国府川漁業協同組合</u>	<u>佐渡市飯持 40</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第 3 号のとおりとする。

別記様式第 1 号

・こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ日

券

・あゆ日券

遊漁承認証
表

年	
No.	
遊 漁 承 認 証	
魚 種	
漁 法	
遊漁区域	
刈谷田川漁業協同組合が有する内共第 12 号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	
遊漁日	月 日 限り
遊漁料	(現場交付 円加算)
発行者	扱 者
刈谷田川漁業協同組合 印	

別記様式第 1 号

遊漁承認証
表

No.	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)
承認期間	
魚 種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	
刈谷田川漁業協同組合 印	

裏

◎注意事項

- 1 本証は、表面に記載された魚種、漁具・漁法以外で遊漁することはできません。
- 2 遊漁場の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 3 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することがあります。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しは行いません。
- 4 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 5 遊漁するときは本証を携帯しなければなりません。
- 6 本証を他人に譲渡又は貸与してはいけません。

裏

◎注意事項

- 1 あゆの禁漁期間は1月1日から6月15日迄及び10月1日～10月7日迄。
- 2 本券であゆ漁の投網はできません。
- 3 漁期については魚体の生育状況により繰り下げる場合もある。
- 4 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 5 漁業権遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止、又は以後遊漁を拒絶することがある。この場合既に納付した遊漁料の払い戻しはしない。
- 6 本証を他人に貸与してはならない。

○当組合が行っている増殖事業

1.稚魚の放流と禁漁区の設定

○当組合が行っている漁場管理

1.栃尾フッシングパーク

・こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ年券

・あゆ年券

表

遊 漁 承 認 証		No.
年		
魚種		
漁具・漁法		
遊漁区域	刈谷田川漁業協同組合が有する内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	
承認期間		
遊漁料		
発行者	刈谷田川漁業協同組合	印

裏

◎注意事項

- 1 本証は、表面に記載された魚種、漁具・漁法以外で遊漁することはできません。
- 2 遊漁場の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 3 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後の遊漁を拒否することがあります。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しは行いません。
- 4 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 5 遊漁するときは本証を携帯しなければなりません。
- 6 本証を他人に譲渡又は貸与してはいけません。

別記様式第3号

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 いわな・やまめ・うぐい・にじます・
 かじか・うなぎ・こい・ふな
12,000 円
(税抜) 漁具漁法 竿 釣
 遊漁区域 県下一円

(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ー 至 H			
遊漁料 5,500 円 <u>(税抜)</u>		魚 種 こい・ふな 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

裏	裏
注 意 事 項 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。 6 <u>本証は原則として再発行しません。</u>	注 意 事 項 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
(用紙：黄色)	(用紙：黄色)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1178号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
中魚沼漁業協同組合（十日町市干溝1508）
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「変更表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「変更後表」という。）が存在する場合には当該変更表を当該変更後表に改め、変更表に対応する変更後表が存在しない場合には当該変更表を削り、変更後表に対応する変更表が存在しない場合には当該変更後表を加える。

変 更 後	変 更 前
(目的) 第1条 この規則は、この組合の有する内共第12号第<u>五種共同漁業権</u>に係る漁場（以下単に「<u>漁場</u>」という）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう。<u>以下同じ。</u>）の採捕（以下「<u>遊漁</u>」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第3条 （略）	(目的) 第1条 この規則は、この組合の有する内共第12号第<u>5種共同漁業権</u>に係る漁場（以下単に「<u>漁業</u>」という）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう以下同じ）の採捕（以下「<u>遊漁</u>」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする 第2条～第3条 （略）

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする漁業は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内（ただし、10月1日から同月7日は除く）
こい・ふな・うぐい・うなぎ・かじか	1月1日から12月31日まで（ただし、かじかは4月11日から同月20日を除く）
いわな・やまめ・ <u>にじます</u>	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
JR鹿渡鉄橋下より津南町鹿渡新田甲地先までの600mの間の区域	1月1日から12月31日まで
十日町市宮中地内JR東日本宮中堰堤上流端から上流200メートル、下流端から下流750mの間の区域（魚道を含む。）	1月1日から12月31日まで

第6条 （略）

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、第1号の場合において遊漁者が小中学生以下は無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第2号ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

(1) 竿釣、又は投網による場合

魚 種	漁具・漁法	期間	遊漁料（税抜）
あゆを含む 全魚種	竿 釣	1 年	10,000円
あゆ		1 日	2,000円
やまめ・いわな・にじます・こい・ふな・ <u>かじか</u> ・うなぎ・うぐい	竿 釣	1 年	6,000円
		1 日	1,000円
こい・ふな・	竿 釣	1 日	300円

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする漁業は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、うなぎ、かじか	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
いわな、やまめ	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。次の区域においては水産動植物の採捕を行ってはならない。

区域	期間
東京電力信濃川発電所余水放水口、JR鹿渡鉄橋下より津南町鹿渡新田甲地先までの600mの間の区域	1月1日から12月31日まで
十日町市宮中地内JR東日本宮中堰堤上流端から上流200メートル、下流端から下流750mの間の区域（魚道を含む。）	1月1日から12月31日まで

第6条 （略）

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、第1号の場合において遊漁者が小中学生以下は無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次号ただし書に指定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする

(1) 竿釣、又は投網による場合

魚 種	漁具・漁法	期間	遊漁料（税抜）
あゆ	竿 釣	1 年	10,000円
		1 日	2,000円
やまめ・いわな・にじます・こい・ふな・うなぎ・うぐい	竿 釣	1 年	6,000円
		1 日	1,000円

うぐい			
あゆ・やまめ ・いwana・に じます・こい ・ふな・かじ か・うなぎ・ うぐい	投 網	1 日	3,900円

(2) 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(イ) 中魚沼漁業協同組合事務所（十日町市干溝壬1508）

(ロ) 中魚沼漁業協同組合が指定した釣具店等

(ハ) 組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という）

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻は、行わないものとする。

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号

こい・ふな・ うぐい	竿 釣	1 日	300円
あゆ・やまめ ・いwana・に じます・こい ・ふな・かじ か・うなぎ・ うぐい	投 網	1 日	3,900円

(2) 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(イ) 中魚沼漁業協同組合事務所（十日町市干溝壬1508）

(ロ) 中魚沼漁業協同組合が指定した釣具店等

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻は、行わないものとする。

（県内共通遊漁の承認に関する事項）

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号

阿賀野川	内共第 8 号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第 9 号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料 1 ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	<u>13,200円(税込)</u>	県下一円
こい、ふな	竿釣	<u>6,050円(税込)</u>	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>下赤谷245-1</u>
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 <u>新発田市役所加治川支所内</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>前新田304</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>中央区西堀通4番町259-58</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105</u>

阿賀野川	内共第 8 号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第 9 号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上 佐潟	内共第11号		
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料 1 ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	<u>12,000円(税 抜)</u>	県下一円
こい、ふな	竿釣	<u>5,500円(税 抜)</u>	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町 13 番 3 号
大川漁業協同組合	村上市温出 472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町 15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島 144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>塩沢 543 番地 205</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>中央町 4 丁目 10 番 4 号</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>柳原 1-4-24</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641 番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>東区津島屋 3 丁目 48</u>
<u>濁川漁業協同組合</u>	<u>新潟市北区松浜新町 21-21</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間 3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川両郷</u>

鳥屋野潟漁業協同組合	<u>番地 6</u> 新潟市中央区 <u>清五郎417</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座 川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>長谷121</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>石曽根798-2</u>
関川水系漁業協同組合	<u>妙高市美守2-1-38 1</u> <u>F</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>667</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>801</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 <u>中脇</u> 2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659

新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等

4 前項の遊漁承認証の様式は、別記様式(3)のとおりとする。

鳥屋野潟漁業協同組合	<u>乙 555</u> 新潟市中央区 <u>長潟 949</u>
<u>赤塚漁業協同組合</u>	<u>新潟市西区赤塚 4716-4</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座 川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>赤谷 1-8</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>番神 1-7-40</u>
関川水系漁業協同組合	<u>上越市子安新田 4-67</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>661</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>3133</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
<u>国府川漁業協同組合</u>	<u>佐渡市飯持 40</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659

新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等

3 前項の遊漁承認証の様式は、別記様式第 3 号のとおりとする。

様式(1)

遊漁承認証
表

No					
遊 漁 承 認 証					
下記のとおり遊漁を承認します。					
記					
遊 漁 者	<table border="1"> <tr> <td>(住所)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(氏名)</td> <td>(年齢)</td> </tr> </table>	(住所)		(氏名)	(年齢)
(住所)					
(氏名)	(年齢)				
承認期間					
魚種					
漁具・漁法					
遊漁区域					
遊漁料					

裏

注 意 事 項

- 1
- 2
- 3

様式(1)

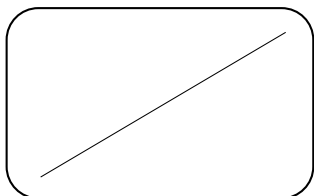
遊漁承認証 日券

- ・あゆ日券
- ・溪流 (やまめ・いわな・にじます・かじか・うなぎ
- ・うぐい・こい・ふな) 日券
- ・こい・ふな・うぐい日券
- ・投網日券

表

〇〇日釣券

年度



中 魚 沼 漁 業 協 同 組 合
新潟県十日町市干溝壬 1508
TEL. 025-763-3012

裏

注 意 事 項

1. 遊漁時は本券を見えるところに着用すること。
2. 本券は他人に貸与・譲渡をしてはならない。
3. 遊漁監視員が要求する時は本券を提示すること
4. 本券は漁業権魚種〇〇〇〇〇に有効

年券

・あゆ(全魚種)年券

表

年 中魚沼漁業協同組合

あゆ遊漁証

全魚種含まれる 竿釣り

・渓流年券

表

年 中魚沼漁業協同組合

渓流遊漁証

あゆを除く 竿釣り

様式(2) 漁場監視員証

表

No

漁 場 監 視 員 証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する

氏名 (年齢)

住所

有効期間

発行者 中魚沼漁業協同組合

裏

注 意 事 項

- 1
- 2
- 3

様式(2) 漁場監視員証

表

監視員証

中魚沼漁業協同組合

様式(3) 県内共通遊漁承認証

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
	氏名		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 ～ 至			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者	新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761		

(用紙：緑色)

様式(3) 県内共通遊漁承認証

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
	氏名		
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 H ～ 至 H			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
12,000 円 (税抜)	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者	新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761		

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
 漁具漁法 竿 釣
 遊漁区域 県下一円
 (但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3

この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊞
 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
 5,500 円 漁具漁法 竿 釣
 (税抜) 遊漁区域 県下一円
 (但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3

この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊞
 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

様式(4) オンラインシステム遊漁承認証 (日・年券)

【魚種】 ○ 券	
RO	
○/○	
氏名 _____	
遊漁料金	○○○○円
取扱者	中魚沼漁業協同組合
日券は帽子など見やすいところに携帯してください	
.....	
魚種	○○○○ 漁具/漁法 ○
遊漁区域	○○川 ○○より○○まで
注意事項 (省略)	

写 真

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1179号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和 4 年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
魚沼漁業協同組合（魚沼市佐梨1105－16）
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前
第1条～第3条 （略）	第1条～第3条 （略）
（遊漁期間）	（遊漁期間）
第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内 ^で 、漁具漁法及び区域ごとに組合が定めて公表する期間内 ^で なければならない。	第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内 ^で なければならない。

ア 魚種	イ 遊漁期間
あゆ	6月16日から11月30日まで(但し、10月1日から10月7日迄の期間を除く)
にじます	1月1日から12月31日まで(但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く)
こい	1月1日から12月31日まで(但し、6月10日から6月20日迄の期間を除く)
ふな	1月1日から12月31日まで(但し、6月10日から6月20日迄の期間を除く)
うぐい	1月1日から12月31日まで(但し、5月11日から5月20日迄の期間を除く)
いわな	1月1日から12月31日まで(但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く)
やまめ	1月1日から12月31日まで(但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く)
うなぎ	1月1日から12月31日までの期間内で理事が定める日まで
かじか	1月1日から12月31日まで(但し、4月10日から4月20日迄の期間を除く)

第5条～第7条 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けた時は、別記様式第1号の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という)を交付するものとする。
- 2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第4号によるものとする。
- 3 女性に交付する1日遊漁券は、販売の際に下部を切り取り交付する。
- 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 5 遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

第9条 (略)

(釣堀的漁場)

- 第10条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。料金は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。

ア 魚種	イ 遊漁期間
あゆ	6月16日から11月30日まで(但し、10月1日から10月7日迄の期間を除く)
にじます	1月1日から12月31日まで(但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く)
こい	1月1日から12月31日まで(但し、6月10日から6月20日迄の期間を除く)
ふな	1月1日から12月31日まで(但し、6月10日から6月20日迄の期間を除く)
うぐい	1月1日から12月31日まで(但し、5月11日から5月20日迄の期間を除く)
いわな	1月1日から12月31日まで(但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く)
やまめ	1月1日から12月31日まで(但し、10月1日から翌年2月末日迄の期間を除く)
うなぎ	1月1日から12月31日までの期間内で理事が定める日まで
かじか	1月1日から12月31日まで(但し、4月10日から4月20日迄の期間を除く)

第5条～第7条 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けた時は、別記様式第1号の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という)を交付するものとする。
- 2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式(4)によるものとする。
- 3 女性に交付する1日遊漁券は、販売の際に下部を切り取り交付する。
- 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第9条 (略)

(釣堀的漁場)

- 第10条 新潟県釣堀的漁場(内水面)開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。料金は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。

名称	開設場所 (河川名)	開設期間	濃密放流 魚種名	漁具 漁法	料金 (税込)
湯沢フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字土樽地内、魚野川支流八知川 294mの区域 (八知川)	令和5年1月1日から 令和5年12月31日まで	いわな やまめ にじます うぐい	竿釣	1日 2,500円 半日 1,400円
大川フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字三国字東山谷地内清津川支流大川、大川橋下流380mの区域 (清津川)	令和5年1月1日から 令和5年12月31日まで	いわな やまめ にじます	竿釣	1日 2,500円 半日 1,400円
城内フィッシングパーク	南魚沼市下原地内魚野川支流清水川に架かる町道鱒川橋上流218mの区域 (清水川)	令和5年1月1日から 令和5年12月31日まで	いわな やまめ にじます	竿釣	1日 2,500円 半日 1,400円

第11条～第13条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第14条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号

名称	開設場所 (河川名)	開設期間	濃密放流 魚種名	漁具 漁法	料金 (税込)
湯沢フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字土樽地内、魚野川支流八知川 294mの区域 (八知川)	令和4年1月1日から 令和4年12月31日まで	いわな やまめ にじます うぐい	竿釣	1日 2,500円 半日 1,400円
大川フィッシングパーク	南魚沼郡湯沢町大字三国字東山谷地内清津川支流大川、大川橋下流380mの区域 (清津川)	令和4年1月1日から 令和4年12月31日まで	いわな やまめ にじます	竿釣	1日 2,500円 半日 1,400円
城内フィッシングパーク	南魚沼市下原地内魚野川支流清水川に架かる町道鱒川橋上流218mの区域 (清水川)	令和4年1月1日から 令和4年12月31日まで	いわな やまめ にじます	竿釣	1日 2,500円 半日 1,400円

第11条～第13条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第14条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号

信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号	

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105番地6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967

佐潟及び上佐潟	内共第11号	
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号	

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢543番地205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目10番4号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原1-4-24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967

加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曽根798－2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守 2－1－38 1 F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇 2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第 3 号のとおりとする。

附則

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。(行政庁の認可日 令和 年 月 日)

加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷 1－8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市番神 1－7－40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田 4－67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 3133
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持 40
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第 3 号のとおりとする。

附則

1. この規則は、新潟県知事の認可の日以降で、漁協が定める日から施行する。

別記様式(1)遊漁承認証

あゆ年券

表

魚沼漁証A第 号

遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します。

発行者

魚沼漁業協同組合 印

魚沼市佐梨1105-16

TEL 025-792-0261

承認期間 自 年 月
至 年 月

魚種 あゆ

遊 漁 者

住所

氏名

遊漁料金

年齢 歳 円

注意事項

1. 本証は他人に貸与することができない。
2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。
3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認めるときは、その遊漁を中止させる。

裏

漁具漁法 竿釣・ヤス(かじかに限る)

遊漁区域 内共第12号

蒲原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と新飯田橋上流端から上流の中
之口川の区域。但し、貝喰川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、檜吉川、柿川
及び長岡市塚野山地区内の小坂橋から上流の洪海川、三条市(旧栄町)鬼木字横道3373
番地8に架設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川、右岸十日町市ならさわ川との
合流点と管理者が対岸に設置した標柱とを見通した線から上流の信濃川及び十日町市
(旧中里村)と南魚沼郡湯沢町との境界線から下流の清津川を除く。

遊漁規則に定めるものの他、下記の通り制限する。

*遊漁期間後の漁業開始は禁漁期間最終日の翌日午前7時とする

*禁漁場所

場 所	期 間
全面 禁漁	大源太湖堰堤上流100m
魚野川支川宇田沢川上流(八海山里 宮及び八海山スキー場方面)	平成27年5月3 1日迄
長岡市旧川口町地内の魚野川、JR飯 山線鉄橋から上流の開越道橋までの 間	平成27年2月2 8日迄
伊勢島地区鮭一括採捕場ウライ設置 点より上流50m下流150m	10月1日～11 月20日
魚野川と大源太川の合流点から上流 (但し、毛濃沢第3、第4ダム及び大 源太湖堰堤上流端から上流100mの区 域以外の大源太湖を除く)	ウライ設置日 ～撤去日
湯沢町地内魚野川の神立堰取入口か ら上流湯沢フィッシングパークまで の間	10月1日～翌 年2月末日
フ ラ イ 専 用 区	8月1日～7月3 1日

別記様式第 1 号遊漁承認証

あゆ年券 表

遊 漁 承 認 証 魚沼漁証 A 第 号	
下記の通り遊漁を承認します	
住所 _____	
氏名 _____ 才	
承認期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
魚 種	アユ(友釣り、コロガケ)
発行者	魚沼漁業協同組合 魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-0261
遊漁料金	16,500 円 (税込)
注意事項	
1. 本証は他人に貸与することができない。 2. 本証は出漁の際は常に携行し、取締員の要求があったときは本証を提示しなければならない。 3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。 4. 本証は投網漁業はできません。 ◎冷水病予防の為、他河川からのおとり鮎持ち込みはご遠慮下さるようご協力下さい。	

○の中には年度記載

裏

漁具漁法 竿釣りに限る。
 遊漁区域 内共第 12 号のうち魚沼漁協漁業行使区域。但し、禁漁区域を除く。
 禁漁期間・区域 10 月 1 日より 10 月 7 日まで全区域禁漁。
 別途、組合が公表する遊漁期間等を記載

溪流年券

表

魚沼漁証 B 第 号	
遊 漁 承 認 証	
下記の通り遊漁を承認します。	
	発行者 魚沼漁業協同組合 ㊞ 魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-0261
	承認期間 自 年 月 至 年 月
	魚種 いwana・やまめ・にじます (3月1日～9月30日まで) うぐい・ふな・うなぎ・こい・かじか
遊 漁 者	
住所 _____	
氏名 _____	
遊漁料金	
年齢 _____ 歳 _____ 円	
.....注意事項	
1. 本証は他人に貸与することができない。 2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。 3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。 4. 本証はあゆ漁はできません。	

裏

漁具漁法 竿釣・ヤス(かじかに限る)

遊漁区域 内共第12号

蒲原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と新飯田橋上流端から上流の中
之口川の区域。但し、貝喰川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、穂吉川、柿川
及び長岡市塚野山地内の小坂橋から上流の波海川、三条市(旧栄町)鬼木字横道3373
番地8に架設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川、右岸十日町市ならさわ川との
合流点と管理者が対岸に設置した標柱とを見通した線から上流の信濃川及び十日町市
(旧中里村)と南魚沼郡湯沢町との境界線から下流の清津川を除く。

遊漁規則に定めるものの他、下記の通り制限する。

*遊漁期間後の漁業開始は禁漁期間最終日の翌日午前7時とする

*禁漁場所

場 所	期 間
全面 禁漁	大源太湖堰堤上流100m 平成27年5月3 1日迄
魚野川支川宇田沢川上流(八海山里 宮及び八海山スキー場方面)	平成27年2月2 8日迄
長岡市旧川口町地内の魚野川、JR飯 山線鉄橋から上流の開越直橋までの 間	10月1日～11 月20日
伊勢島地区鮭一括採捕場ウライ設置 点より上流50m下流150m	ウライ設置日 ～撤去日
魚野川と大源太川の合流点から上流 (但し、毛濃沢第3、第4ダム及び大 源太湖堰堤上流端から上流100mの区 域以外の大源太湖を除く)	10月1日～翌 年2月末日
フ ラ イ 専 用 区	湯沢町地内魚野川の神立堰取入口か ら上流湯沢フィッシングパークまで の間
	8月1日～7月3 1日

渓流年券

表

遊 漁 承 認 証 魚沼漁証B第 号

下記の通り遊漁を承認します

住所 _____

氏名 _____ オ

承認期間 令和 年 月 から令和 年 月 まで

遊漁料金 魚 種 いわな・やまめ・にじます(3月1日～9月30日迄)
9,500円(税込) こい・ふな・うぐい・うなぎ・かじか

発行者 魚沼漁業協同組合

魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-026

注意事項

1. 本証は他人に貸与することができない。
2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携帯し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。
3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認めるときは、その遊漁を中止させる。
4. 本証はあやしい遊漁はできません。

○の中には年度記載

裏

漁具漁法 竿釣りに限る。

遊漁区域 内共12号

蒲原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と、新飯
田橋上流端から上流の中ノ口川の区域。但し、貝喰川、中之島川、
西川、大河津分水路、黒川、穂吉川、柿川、長岡市塚野山地内小坂
橋下流端から上流の波海川、三条市(旧栄町)鬼木字横道3373番
地8に架設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川、右岸十
日町市ならさわ川との合流点と管理者が対岸に設置した標柱と
を見通した線から上流の信濃川及び十日町市(旧中里村)と南魚
沼郡湯沢町との境界線から下流の清津川を除く。

別添、組合が公表する

キャッチアンドリリース区間の設置

次の表のA欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の
期間において、採捕した魚の所持又は販売をしてはなら
ず、その場で速やかに再放流しなければならない。

遊漁期間等を記載

A 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな・やまめ・にじます	内共12号第五種共同漁業権区域内にある次の区域。 ①両魚沼市右打地内魚野川に架かる市道橋五十路橋 上流端から上流1,600メートルの区域 ②南魚沼市長埡地内魚野川支流登川に架かる県道橋 沢口橋上流端から上流蟹沢(2405)堰堤までの区域	3月1日から9月30日まで

雑魚年券

表

	遊 漁 承 認 証		魚沼漁証C第	号
	下記の通り遊漁を承認します			
	住所 _____			
	氏名 _____ 才			
承認期間		令和	年	月から令和
			年	月まで
遊漁料金		魚 種 コイ・フナ・ウグイ・ウナギ・カジカ		
3,050 円 (税込)				
発行者		魚沼漁業協同組合		
		魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-0261		
注意事項				
1. 本証は他人に貸与することができない。				
2. 本証は出漁の際は常に胸章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。				
3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。				
4. 本証はあやしい漁はできません。				

○の中には年度記載

裏

漁具漁法 竿釣りに限る。

遊漁区域 内共 12 号

請願大瀬上流端から上流の信濃川及び
その支川の区域と、新藤田橋上流端か
ら上流の中ノ口川の区域。但し、貝喰川、
中之島川、西川、大河津分水路、黒川、
栖吉川、柿川、長岡市塚野山地内小坂
橋下流端から上流の筑前川、三楽市(旧
栄町) 鬼木字橋道3373番地6に架設し
てある改修橋下流端から上流の刈谷田
川、右岸十日町市ならさわ川との合流点
と管理者が対岸に設置した標柱とを見
通した線から上流の信濃川及び十日町
市(旧中里村)と南魚沼郡湯沢町との境
界から下流の清津川を除く。

別途、組合が公表する

遊漁期間等を記載

あゆ日券 表

平成 年	
一日限り	
遊 漁 券	
No.	
月	
7	8
9	10
11	
日	
1	2
3	4
5	6
7	8
9	10
11	12
13	14
15	16
17	18
19	20
21	22
23	24
25	26
27	28
29	30
31	

魚種 あゆ

¥2,600 (税込)

(現場交付 ¥3,650 (税込))

発行者

魚沼漁業協同組合®

魚沼市佐梨1105-16

Tel 025-792-0261

あゆ、溪流日券 裏

1. 漁場の区域

蒲原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と新飯田橋上流端から上流の中之口川の区域。但し、巨摩川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、橘吉川、柿川及び長岡市塚野山地区の小坂橋から上流の浪海川、三条市（旧栄町）鬼木字横道337番地8に架設してある改修橋下流の刈谷田川、右岸十日町市ならさむ川との合流点と管理者が対岸に設置した標柱端から上流とを直通した線から上流の信濃川及び十日町市（旧中里村）と南魚沼郡湯沢町との境界線から下流の清津川を除く。

2. 本券に組合員のいないものは無効とする。

3. 漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。

4. 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為にでたと認めたときは、その遊漁を中止させる。

5. 本遊漁券の所持無く遊漁しているときは、遊漁規則第7条第3項に基づき追徴金1050円（税込）を含めて3150円をいただきます。

遊漁規則に定めるものの他、下記の通り制限する。

※遊漁期間後の漁業開始は禁漁期間最終日の翌日午前7時とする

※禁漁場所

大源太湖堰堤上流100mを平成27年5月31日迄全面禁漁

魚野川支川宇田沢川上流（八海山里宮及び八海山スキー場方面）を平成27年2月28日迄全面禁漁

長岡市旧川口町地区の魚野川、JR飯山線鉄橋から上流の開越道橋までの間10月1日～11月20日迄全面禁漁

伊勢島地区鮭一捕採捕場ウライ設置点より上流50m下流150mをウライ設置日～撤去日まで全面禁漁

魚野川と大源太川の合流点から上流（但し、毛渡沢第3、第4ダム及び大源太湖堰堤上流端から上流100mの区域以外の大源太湖を除く）10月1日～翌年2月末日迄全面禁漁

湯沢町地区魚野川の神立堰取入口から上流湯沢フィッシングパークまでの間6月1日～7月31日までフライ専用区

あゆ日券

表

1日 限り		令和 年	
鮎 釣 券			
7月	8月	9月	10月 11月
1	2	3	4
8	9	10	11
15	16	17	18
22	23	24	25
29	30	31	
冷水病予防の為、他河川からのとおり鮎釣を込みはご遠慮下さるようご協力下さい。 書き直してある遊漁券は無効です。			
良く見える所につけて下さい。			
￥2,750 (税込) (現場交付 ￥4,750税込)			
発 行 者 魚沼漁業協同組合 魚沼市佐梨1 TEL 025-793-6361			
扱 者			
R 鮎釣券 女性割 月 日			

裏

1. 漁獲物の種類 アユ 2. 漁 具、漁 法 竿釣りに限る 3. 遊 漁 区 域 内共12号 三条市(旧米町大字全地域内)蒲原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と新潟市(旧佐和田、旧中之口村地域)の新堀田橋上流端から上流の中之口川の区域。ただし貝堀川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、葛吉川、標川、長岡市塚野山地区の小板橋下流端から上流の赤堀川、三条市(旧米町大字境道)に架設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川、石井十和田市地域内ならまね川との合流点に管理者が対岸に設置した標柱との見通した線から上流の信濃川及び十日町市(旧中里村)と南魚沼郡湯沢町との境界から下流の南津川をのぞく。 4. 遊漁の際本券を外部から見易い場所に着脱すること。 5. 本券に組合印のないものは無効とする。 6. 漁場取組員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。 7. 他人の迷惑になる行為は慎むこと。 8. 本券を持った遊漁者でも、原則に違反した行為に出たと認めるときは、その遊漁を中止させる。 9. 本遊漁券の所持なく遊漁しているときは、遊漁規則第7条第3項に基づき、罰金2,000円(税込)を加えた金額をいただきます。 10. 本券で投網漁業はできません。 11. 携行品の置き去り等、漁業環境を害する行為をしないこと。
別途、組合が公表する遊漁期間等を記載
R 鮎釣券 女性割

溪流日券 表

一日限り	平成 年						
	遊 漁 券						
No.							
月	3	4	5	6	7	8	9
日	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

魚種 いwana・やまめ・にじます
こい・ふな・うぐい・うなぎ・かじか
¥2,100 (税込)
(現場交付 ¥3,150 (税込))

発行者
魚沼漁業協同組合®
魚沼市佐梨1105-16
Tel 025-792-0261

あゆ、溪流日券 裏

1. 漁場の区域
蒲原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と新飯田橋上流端から上流の中之口川の区域。但し、目喰川、中之島川、西川、大河津分水跡、黒川、橋吉川、柿川及び長岡市塚野山地区の小板橋から上流の浪合川、三条市(旧栄町)鬼木字横道337番地01に架設してある改修橋下流の刈谷田川、右岸十日町市ならさむ川との合流点と管理者が対岸に設置した標柱端から上流とを通過した線から上流の信濃川及び十日町市(旧中里村)と南魚沼郡湯沢町との境界線から下流の清津川を除く。
 2. 本券に組合員のいないものは無効とする。
 3. 漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。
 4. 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為にでたと認めたときは、その遊漁を中止させる。
 5. 本遊漁券の所持無く遊漁しているときは、遊漁規則第7条第3項に基づき過徴金1050円(税込)を含めて3150円をいただきます。
- 遊漁規則に定めるものの他、下記の通り制限する。
- ※遊漁期間後の漁業開始は禁漁期間最終日の翌日午前7時とする
- ※禁漁場所

大源太湖堰堤上流100mを平成27年5月31日迄全面禁漁
魚野川支川字田沢川上流(八海山里宮及び八海山スキー場方面)を平成27年2月28日迄全面禁漁
長岡市旧川口町地区内の魚野川、JR飯山線鉄橋から上流の開成道橋までの間10月1日～11月20日迄全面禁漁
伊勢島地区鮭一括採捕場ウライ設置点より上流50m下流150mをウライ設置日～撤去日まで全面禁漁
魚野川と大源太川の合流点から上流(但し、毛渡沢第3、第4ダム及び大源太湖堰堤上流端から上流100mの区域以外の大源太湖を除く)10月1日～翌年2月末日迄全面禁漁
湯沢町地区魚野川の神立堰取入口から上流湯沢フィッシングパークまでの間6月1日～7月31日までフライ専用区

溪流日券

表

1日
限り



令和
年

遊 漁 券

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

⇨ 良く見える所につけて下さい。

魚種 = イワナ、ヤマメ、ニジマス
コイ、フナ、ウグイ、ウナギ、カジカ

¥ 2,150 (税込)

(現場交付 ¥4,150税込)

発 行 者

魚沼漁業協同組合

魚沼市佐梨1-15-15

TEL 025-793-6861

投 者

⇨ 書き直してある遊漁券は無効です。

R F溪流

女性割

月 日

裏

1. 漁場の区域

三条市（旧市町大字今井地内）篠原大塚上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と新潟市（旧白根市、旧中之口村地内）の新潟田圃上流端から上流の中之口川の区域。ただし貝堀川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、新古川、柳川、長岡市野山地内の小原下流端から上流の地蔵川、三条市（旧市町大字横道337番地6）に開設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川、右岸十日町市地内ならさわ川との合流点に管理者が対岸に設置した標柱との見通した範囲から上流の信濃川及び十日町市（旧中里村）と南魚沼郡湯沢町との境界から下流の清津川をのぞく。

2. 本券に組合印のないものは無効とする。

3. 漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。

4. 本券を持った遊漁者でも、規制に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。

5. 本遊漁券の所持なく遊漁しているときは、遊漁規則第7条第3項に基づき、過徴金2,000円(税込)を加えた金額をいただきます。

6. 本券は投網、アユの友釣り、コロガシはできません。

キャッチアンドリリース区間の設置

次の表の7欄の魚種については、イ欄の区域で7欄の期間において、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で速やかに再放流しなければなりません。

ア 魚種	いわな、やなめ、にじます
イ 区域	内共12号第五種共同漁業権区域内にある次の区域。 ①南魚沼市石打地内魚野川に架かる市道第五十番橋上流端から上流1,000メートルの区域 ②南魚沼市豊後地内魚野川(支流曹川)に架かる黒道橋から上流端から上流曹沢(支流)遡上までの区域
ウ 期間	3月1日から30日30日まで

別途、組合が公表する遊漁期間等を記載

R F溪流

女性割

雑魚日券

表

1日 限り				令和 年								
遊 漁 券												
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	29	30	31									

⊕ 書き直してある遊漁券は無効です。
 ⊕ 良く見える所につけて下さい。

=魚種=
 コイ、フナ、ウグイ、ウナギ、カジカ

¥ 600 (税込)
 (現場交付 ¥1,200税込)

発 行 者
 魚沼漁業協同組合
 魚沼市佐梨1-1-1
 TEL 025-791-5264

扱 者

R G雑魚
 女性割 月 日

裏

1. 漁場の区域
 三条市(旧米町大字今井地内)藤原大堰上流端から上流の信濃川及びその支川の区域と新潟市(旧白根市、旧中之口村地内)の新飯田橋上流端から上流の中之口川の区域。ただし貝喰川、中之島川、西川、大河津分水路、黒川、新吉川、神川、長岡市塚野山地内の小坂橋下流端から上流の放海川、三条市(旧米町東木字崎通)に架設してある改修橋下流端から上流の刈谷田川、右岸十日町市地内ならさわ川との合流点に管理者が対岸に設置した標柱との見通した線から上流の信濃川及び十日町市(旧中里村)と南魚沼郡湯沢町との境界から下流の南津川をのぞく。

2. 本券に組合印のないものは無効とする。

3. 漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。

4. 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認めるときは、その遊漁を中止させる。

5. 本遊漁券の所持なく遊漁しているときは、遊漁規則第7条第3項に基づき、追徴金600円(税込)を加えた金額をいただきます。

6. 本券は投網、アユの友釣り、フコギシはできません。

別途、組合が公表する遊漁期間等を記載

R G雑魚 女性割

別記様式第 2 号 漁場取締員証
(略)

別記様式第 3 号 県内共通遊漁承認証
表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ～ 至			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

別記様式(2)漁場取締員証
(略)

別記様式(3)県内共通遊漁承認証
表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ～至 H			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな 12,000 円 (税抜)	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

年度 遊漁承認証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
漁具漁法 竿 釣
遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

別記様式第4号 オンラインシステム遊漁承認証
(略)

表

平成 年度 遊漁承認証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
5,500 円 漁具漁法 竿 釣
(税抜) 遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

別記様式(4) オンラインシステム 遊漁承認証
(略)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1180号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
魚沼漁業協同組合(魚沼市佐梨1105-16)
- 2 漁業権の免許番号
内共第13号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分(以下「変更部分」という。)に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分(以下「変更後部分」という。)が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前																																																																
第1条～第8条（略） （遊漁承認証に関する事項） 第9条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。 2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第4号によるものとする。 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 4 遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。	第1条～第8条（略） （遊漁承認証に関する事項） 第9条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。 2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式(4)によるものとする。 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。																																																																
第10条～第12条（略） （県内共通遊漁の承認に関する事項） 第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。 2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。	第10条～第12条（略） （県内共通遊漁の承認に関する事項） 第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イ左欄の水産動植物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。																																																																
表ア	表ア																																																																
<table><tr><td>漁場の区域</td><td>漁業権番号</td><td>漁場の区域</td><td>漁業権番号</td></tr><tr><td>大川</td><td>内共第1号</td><td>北ノ又川、恋ノ岐沢</td><td>内共第13号</td></tr><tr><td>勝木川</td><td>内共第2号</td><td>鯖石川</td><td>内共第15号</td></tr><tr><td>三面川</td><td>内共第3号</td><td>鵜川</td><td>内共第16号</td></tr><tr><td>荒川</td><td>内共第4号</td><td>関川及び保倉川</td><td>内共第17号</td></tr><tr><td>胎内川</td><td>内共第5号</td><td>桑取川</td><td>内共第19号</td></tr><tr><td>加治川</td><td>内共第6号</td><td>能生川</td><td>内共第20号</td></tr><tr><td>新井郷川分</td><td>内共第7号</td><td>早川</td><td>内共第21号</td></tr></table>	漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号	大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号	勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号	三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号	荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号	胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号	加治川	内共第6号	能生川	内共第20号	新井郷川分	内共第7号	早川	内共第21号	<table><tr><td>漁場の区域</td><td>漁業権番号</td><td>漁場の区域</td><td>漁業権番号</td></tr><tr><td>大川</td><td>内共第1号</td><td>北ノ又川、恋ノ岐沢</td><td>内共第13号</td></tr><tr><td>勝木川</td><td>内共第2号</td><td>鯖石川</td><td>内共第15号</td></tr><tr><td>三面川</td><td>内共第3号</td><td>鵜川</td><td>内共第16号</td></tr><tr><td>荒川</td><td>内共第4号</td><td>関川及び保倉川</td><td>内共第17号</td></tr><tr><td>胎内川</td><td>内共第5号</td><td>桑取川</td><td>内共第19号</td></tr><tr><td>加治川</td><td>内共第6号</td><td>能生川</td><td>内共第20号</td></tr><tr><td>新井郷川分</td><td>内共第7号</td><td>早川</td><td>内共第21号</td></tr></table>	漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号	大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号	勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号	三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号	荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号	胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号	加治川	内共第6号	能生川	内共第20号	新井郷川分	内共第7号	早川	内共第21号
漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号																																																														
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号																																																														
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号																																																														
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号																																																														
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号																																																														
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号																																																														
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号																																																														
新井郷川分	内共第7号	早川	内共第21号																																																														
漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号																																																														
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号																																																														
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号																																																														
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号																																																														
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号																																																														
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号																																																														
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号																																																														
新井郷川分	内共第7号	早川	内共第21号																																																														

水路、新井郷川及び福島潟		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	<u>13,200円(税込)</u>	県下一円
こい、ふな	竿釣	<u>6,050円(税込)</u>	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881

水路、新井郷川及び福島潟		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	<u>12,000円(税抜)</u>	県下一円
こい、ふな	竿釣	<u>5,500円(税抜)</u>	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢543番地205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目10番4号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原1-4-24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881

東蒲原郡漁業協同組合	－ 4 東蒲原郡阿賀町津川2105 番地 6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座 川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根798－ 2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守 2－ 1－38 1 F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇 2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第 3 号のとおりとする。

附則
この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。(行政庁の認可日 令和 年 月 日)

東蒲原郡漁業協同組合	－ 4 東蒲原郡阿賀町両郷乙 555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟 949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚 4716－ 4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座 川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷 1－ 8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市番神 1－ 7－40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田 4－67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 3133
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持 40
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第 3 号のとおりとする。

附則
1. この規則は、新潟県知事の認可の日以降で、漁協が定める日から施行する。

別記様式第1号

遊漁承認証・年券 表

魚沼漁証D第 号	
遊漁承認証	
下記の通り遊漁を承認します。	
	発行者 魚沼漁業協同組合 ㊞ 魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-0261
	承認期間 自 年 月 至 年 月
	魚種 _____
	遊漁者 住所 _____ 氏名 _____ 遊漁料金 年齢 歳 円
..... 注意事項 1. 本証は他人に貸与することができない。 2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。 3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認めるときは、その遊漁を中止させる。 4. 本証はあゆ漁はできません。	

遊漁承認証 年券・裏

漁具漁法 竿釣りに限る。 遊漁区域 内共第13号、14号 福島県内共第27号の区域 ° 只見川及び北の又川（石抱橋上流を除く） 中ノ岐川、恋ノ岐沢、滝ノ沢、小白沢 アカナリ沢等の新潟県側から只見川に 注ぐ支流全部 ° 奥只見発電所堰堤上流500mの区間を 除く奥只見湖 ° 袖沢と只見川との合流点から下流大鳥 ダムまでの大鳥湖及び袖沢

別記様式第1号

遊漁承認証・年券 表

遊 漁 承 認 証 魚沼漁証D第 号	
新 13.14 号 福 27 号	
下記の通り遊漁を承認します	
	住所 _____
	氏名 _____ 才
	承認期間 令和 年 月 から 令和 年 月 まで
	魚 種 イワナ・ヤマメ (10月1日以降禁漁) ニジマス (10月1日以降禁漁、新潟県のみ有効) コイ・フナ・ウグイ・ワカサギ
遊漁料金 4,800 円 (税込)	発行者 魚沼漁業協同組合 魚沼市佐梨1105-16 TEL 025-792-0261
注意事項 1. 本証は他人に貸与することができない。 2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。 3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認めるときは、その遊漁を中止させる。 4. 本証はあゆ漁はできません。	

○の中には年度記載

遊漁承認証 年券・裏

漁具漁法 竿釣りに限る。

遊漁区域 内共第13号・第14号、福島県内共第27号の区域只見川及び北ノ又川(石抱橋上流を除く)、中ノ岐川、忍ノ岐沢、海ノ沢、小白沢、アカナリ沢等の新潟県側から只見川に注ぐ支流全部、奥只見発電所堰堤上流 500メートルの区間を除く奥只見湖(片貝沢を含む)、袖沢と只見川との合流点から下流大鳥ダムまでの大鳥湖及び袖沢。

キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限

次の表の魚種については、表の区域で4月21日から9月30日までの間、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

魚種	区 域
イワナ・ヤマメ・ニジマス(新潟県のみ有効)	魚沼漁業協同組合内共第13号・14号に定める区域のうち奥只見湖の区域、ただし、次の区域を除く。
	①魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流側から上流域の北ノ又川
	②魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流側から上流域の中ノ岐川
	③魚沼市下折立字赤ノ川地内国府林265林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.58と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.59を結んだ線から上流域の忍ノ岐川
	④魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川
	⑤魚沼市堀之谷字川宇大島地内国有林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.55と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.56を結んだ線から上流域の仕入沢

遊漁承認証 日券・表

一日限り	平成		年				
	遊 漁 券						
	No.						
月	4	5	6	7	8	9	
日	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

魚種 いwana・やまめ・にじマス
こい・ふな・うぐい・わかさぎ
¥1,050 (税込)
(現場交付 ¥1,575税込)

発行者
魚沼漁業協同組合®
魚沼市佐梨1105-16
TEL 025-792-0261

裏

- ・漁場は奥只見湖、大鳥ダム並びにこれらにそそぐ河川とする。
- ・ただし北ノ又川石抱橋上流は除く。
- ・遊漁の際、本券を外部から見やすい箇所に着装すること。
- ・漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。
- ・他人の迷惑になる行為はつつしむこと。
- ・本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為にでたと認めたときは、その遊漁を中止させる。
- ・本券は投網漁業はできません。

遊漁承認証・日券 表

**1日
限り**



**令和
年**

新13、14号 福27号

遊 漁 券

4月	5月	6月	7月	8月	9月	月
----	----	----	----	----	----	---

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

◆良く見える所につけて下さい。

¥ **1,050** (税込)

(現場交付 円1,575税込)

発 行 者

魚沼漁業協同組合

魚沼市佐梨1-10-18

TEL 025-792-0961

◆書き直してある遊漁券は無効です。

扱 者

裏

1. 漁場は奥只見湖、大鳥ダム並びにこれらにそそぐ河川とする。ただし、北ノ又川石抱橋上流域は除く。
2. 遊漁の際、本券を外部から見易い箇所に着装すること。
3. 漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。
4. 他人の迷惑になる行為はつしむこと。
5. 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。
6. 本遊漁券の所持なく遊漁したときは、遊漁規則第8条に基づき、追徴金525円(税込)を加えた金額をいただきます。
7. 本券は投網漁業はできません。

(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)

次の表のA欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

A 魚種	イ 区域	ウ 期間
イワナ・ヤマメ・ニジマス(新潟県のみ有効)	魚沼漁業協同組合内第13号・14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。 ただし、次の区域を除く。 ①魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川 ②魚沼市宇津野字中ノ岐地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川 ③魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林265林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.68と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.69を結んだ線から上流域の忍ノ岐川 ④魚沼市地内大津峠小白沢橋より上流域の只見川 ⑤魚沼市湯之谷字川字大島地内国有林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.55と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.56を結んだ線から上流域の仕入沢	4月21日から9月30日まで

別記様式第 2 号 漁場取締員証

(略)

別記様式第 3 号 県内共通遊漁承認証

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ～ 至			
遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな			
漁具漁法 竿 釣			
遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
6 <u>本証は原則として再発行しません。</u>

(用紙：緑色)

表

漁場取締員証

(略)

別記様式第 3 号 県内共通遊漁承認証

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ～ 至 H			
遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・ <u>12,000 円</u> かじか・うなぎ・こい・ふな (税抜)			
漁具漁法 竿 釣			
遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

年度 遊漁承認証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
漁具漁法 竿 釣
遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3

この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

別記様式第 4 号 オンラインシステム 遊漁承認証
(略)

平成 年度 遊漁承認証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
5,500 円 漁具漁法 竿 釣
(税抜) 遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3

この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

別記様式(4) オンラインシステム 遊漁承認証
(略)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1181号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
魚沼漁業協同組合（魚沼市佐梨1105-16）
- 2 漁業権の免許番号
内共第14号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変 更 後	変 更 前
第1条～第8条 (略) (遊漁承認証に関する事項) 第9条 組合は第2条第1項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。 2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式<u>第3号</u>によるものとする。 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 4 遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。 第10条～第12条 (略) 附則 この規則は、令和5年1月1日から施行する。(行政庁の認可日 令和 年 月 日)	第1条～第8条 (略) (遊漁承認証に関する事項) 第9条 組合は第2条第1項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。 2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式<u>(4)</u>によるものとする。 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。 第10条～第12条 (略) 附則 1. この規則は、新潟県知事の認可の日以降で、漁協が定める日から施行する。 別記様式第1号 遊漁承認証・年券 表 魚沼漁証D第 号 遊漁承認証 下記の通り遊漁を承認します。 発行者 魚沼漁業協同組合 ⑩ 魚沼市佐梨1105-16 Tel 025-792-0261 承認期間 自 年 月 至 年 月 魚種 _____ 遊 漁 者 住所 _____ 氏名 _____ 遊漁料金 年齢 _____ 歳 _____ 円 <u>注意事項</u> 1. 本証は他人に貸与することができない。 2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。 3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。 4. 本証はあゆ漁はできません。 遊漁承認証 年券・裏

漁具漁法 竿釣りに限る。

遊漁区域 内共第13号、14号

福島県内共第27号の区域

- ° 只見川及び北の又川（石抱橋上流を除く）
中ノ岐川、恋ノ岐沢、滝ノ沢、小白沢
アカナリ沢等の新潟県側から只見川に
注ぐ支流全部
- ° 奥只見発電所堰堤上流500mの区間を
除く奥只見湖
- ° 袖沢と只見川との合流点から下流大鳥
ダムまでの大鳥湖及び袖沢

別記様式第1号

遊漁承認証・年券 表

遊 漁 承 認 証		魚沼漁証D第 号
		新 13.14 号 福 27 号
下記の通り遊漁を承認します		
住所 _____		
氏名 _____ 才		
承認期間 令和 年 月 から 令和 年 月 まで		
遊漁料金	魚 種	
4,800 円 (税込)	イワナ・ヤマメ (10月1日以降禁漁)	
	ニジマス (10月1日以降禁漁、新潟県のみ有効)	
	コイ・フナ・ウグイ・ワカサギ	
発行者	魚沼漁業協同組合	
	魚沼市佐泉1105-16 TEL 025-792-0261	
注意事項		
1. 本証は他人に貸与することができない。		
2. 本証は出漁の際は常に胸章に入れて携帯し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。		
3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認めるときは、その遊漁を中止させる。		
4. 本証はあや漁はできません。		

○の中には年度記載

裏

漁具漁法 竿釣りに限る。

遊漁区域 内共第13号・第14号、福島県内共第27号の区域(只見川及び北ノ又川(石抱橋上流を除く)、中ノ岐川、恋ノ岐沢、滝ノ沢、小白沢、アカナリ沢等の新潟県側から只見川に注ぐ支流全部、奥只見発電所堰堤上流500メートルの区間を除く奥只見湖(片貝沢を含む)、袖沢と只見川との合流点から下流大鳥ダムまでの大鳥湖及び袖沢。

キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限

次の表の魚種については、表の区域で4月21日から9月30日までの間、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

魚種	区 域
イワナ・ヤマメ・ニジマス(新潟県のみ有効)	魚沼漁業協同組合内共第13号・14号に定める区域のうち奥只見湖の区域、ただし、次の区域を除く。 ①魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流側から上流域の北ノ又川 ②魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流側から上流域の中ノ岐川 ③魚沼市下折立字赤ノ川地内国府林265林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.8と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.9を結んだ線から上流域の恋ノ岐川 ④魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川 ⑤魚沼市湯之谷字川宇大島地内国府林262林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.55と、同国有林268林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線(只見幹線)鉄塔No.56を結んだ線から上流域の注入沢

遊漁承認証 日券・表

一日限り

平成 年

遊 漁 券

No.

月

4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---

日

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

魚種 いwana・やまめ・にじます
こい・ふな・うぐい・わかさぎ

¥1,050 (税込)
(現場交付 ¥1,575税込)

発行者
魚沼漁業協同組合®
魚沼市佐梨1105-16
TEL 025-792-0261

裏

- ・ 漁場は奥只見湖、大鳥ダム並びにこれらにそそぐ河川とする。
- ・ ただし北ノ又川石抱橋上流は除く。
- ・ 遊漁の際、本券を外部から見やすい箇所に着装すること。
- ・ 漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。
- ・ 他人の迷惑になる行為はつつしむこと。
- ・ 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為にでたと認めたときは、その遊漁を中止させる。
- ・ 本券は投網漁業はできません。

遊漁承認証・日券 表

1日限り **令和4年**

新13、14号 福27号
遊漁券

4月	5月	6月	7月	8月	9月	月
----	----	----	----	----	----	---

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

資源保護の為 15cm以下の幼魚は川に放して下さい。
書き直してある遊漁券は無効です。

良く見える所につけて下さい。

¥ **1,050** (税込)
(現場交付 ¥1,575税込)

発行者
魚沼漁業協同組合
魚沼市佐梨1-1-1
TEL 025-792-6261

投者

裏

1. 漁場は奥只見湖、大島ダム並びにこれらにそそぐ河川とする。ただし、北ノ又川石枡橋上流域は除く。

2. 遊漁の際、本券を外から見易い箇所に着装すること。

3. 漁場取締員の要求があったときは、本券を提示しなければならない。

4. 他人の迷惑になる行為はつしむこと。

5. 本券を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認められたときは、その遊漁を中止させる。

6. 本遊漁券の所持なく遊漁したときは、遊漁規則第8条に基づき、追徴金525円(税込)を加えた金額をいただきます。

7. 本券は投網漁業はできません。

(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)

次の表のイ欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕の尾数を5尾以内とし、5尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

イ 魚種	イ 区域	ウ 期間
イワナ・ヤマメ・ニジマス(新潟県のみ有効)	魚沼漁業協同組合内第13号・14号に定める区域のうち奥只見湖の区域。ただし、次の区域を除く。 ①魚沼市宇津野字北ノ又川 枡橋上流から上流域の北ノ又川 ②魚沼市宇津野字中ノ又川 枡橋上流から上流域の中ノ又川 ③魚沼市下折立字赤ノ川 枡橋上流から上流域の赤ノ川 ④魚沼市地内大津峠小川 枡橋より上流域の只見川 ⑤魚沼市湯之谷字大島地内 枡橋より上流域の只見川	4月1日から9月30日まで

別記様式第2号

(略)

別記様式第3号 オンラインシステム 遊漁承認証

(略)

別記様式第2号

(略)

別記様式(4) オンラインシステム 遊漁承認証

(略)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1182号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり

認可した。

令和 4 年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所

檜枝岐村漁業協同組合（福島県南会津郡檜枝岐村字見通1155－1）

2 漁業権の免許番号

内共第14号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更後の欄中の表中太線で囲まれた部分を加える。

変 更 後			変 更 前		
第1条～第6条（略）			第1条～第6条（略）		
(遊漁料の額及び納付方法)			(遊漁料の額及び納付方法)		
第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、 遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料とし、 中学生または肢体不自由者のときは、当該額の2分 の1に相当する額とする。			第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、 遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料とし 、中学生または肢体不自由者のときは、当該額の2 分の1に相当する額とする。		
魚種	漁具・ 漁法	遊漁料 <u>(税込)</u>	魚種	漁具・ 漁法	遊漁料
こい・ふな	竿釣	1日 1,050円（組合事務所 又は取扱所）	こい・ふな	竿釣	1日 1,050円（組合事務所 又は取扱所）
うぐい・い わな		1日 1,500円（遊漁現場）	うぐい・い わな		1日 1,500円（遊漁現場）
わかさぎ・ やまめ		1日 <u>4,800</u> 円（組合事務 所）	わかさぎ・ やまめ		1日 <u>4,500</u> 円（組合事務 所）
2 遊漁料の納付には、次に掲げる場所においてしな ければならない。ただし、1日利用による遊漁の場 合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に 納付することができる。			2 遊漁料の納付には、次に掲げる場所においてしな ければならない。ただし、1日利用による遊漁の場 合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に 納付することができる。		
(1) 檜枝岐村漁業協同組合事務所			(1) 檜枝岐村漁業協同組合事務所		
(2) 檜枝岐村漁業協同組合遊漁承認証取扱所			(2) 檜枝岐村漁業協同組合遊漁承認証取扱所		
(3) 組合が指定するオンラインシステム（以下「オ ンラインシステム」という。）					
(遊漁承認証に関する事項)			(遊漁承認証に関する事項)		
第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、 別記様式1号による、遊漁承認証（以下「 <u>遊漁承認 証</u> 」という。）を遊漁者に交付するものとする。			第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、 別記様式1号による、遊漁承認証を遊漁者に交付す るものとする。		
2 <u>オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前 項の規定にかかわらず、別記様式第3号とする。</u>			2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。		
3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。					
4 <u>遊漁承認証は、原則として再発行しないものとす る。</u>					
第9条～第11条（略）			第9条～第11条（略）		
別記様式第1号～別記様式第2号（略）			別記様式第1号～別記様式第2号（略）		

別記様式第3号 オンラインシステム 遊漁承認証

承認期間	____年 ____月 ____日
セキュリティコード*	_____
住 所	_____
氏 名	_____
遊 漁 料	_____円
取 扱 者	檜枝岐村漁業協同組合 ㊤
魚 種	いわな、やまめ、うぐい、こい、わかさぎ、ふな
漁具漁法	竿釣
漁業区域	檜枝岐村城内の檜枝岐川及びその支流、只見川、奥只見湖、大島ダム及び檜枝岐村城内のこれらに注ぐ河川、支流。但し、尾瀬地区及び禁漁区表示区域を除く。
注意事項	漁場監視員の要求があったときは、本券を提示下さい。

附則

- この規則は新潟県知事の認可の日から施行する。
(平成26年1月1日)
- この規則は令和5年1月1日から施行する。
(行政庁の認可日 令和 ____年 ____月 ____日)

附則

- この規則は新潟県知事の認可の日から施行する。
(平成26年1月1日)

- 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1183号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 漁業権者の名称及び住所
柏崎刈羽内水面漁業協同組合（柏崎市石曽根798－2）
- 漁業権の免許番号
内共第15号
- 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前
(目的) 第1条 この規則は、この組合の有する内共第15号第五種共同漁業権に係る漁場に（「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、 <u>必要な事項</u> を定めるものとする。	(目的) 第1条 この規則は、この組合の有する内共15号第五種共同漁業権に係る漁場に（「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し <u>必要な事項を、必要な事項</u> を定めるものとする。
第2条～第5条 （略）	第2条～第5条 （略）

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、つぎのとおりとする。ただし、遊漁者が小学校教育以下のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者の時は次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料 (税込)
あゆ、こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日 1,000円 1年 3,500円
こい、ふな、うぐい	手釣、竿釣	1日 500円
あゆ、うぐい	投網	1日 1,000円 1年 4,000円

2～3 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

3 遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

第9条～第10条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、つぎのとおりとする。ただし、遊漁者が小学校教育以下のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者の時は次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日 1,000円 1年 3,500円
こい、ふな、うぐい	手釣、竿釣	1日 500円
あゆ、うぐい	投網	1日 1,000円 1年 4,000円

2～3 (略)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

第9条～第10条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号

三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304

三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢543番地205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目10番4号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原1-4-24

松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641 番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>中央区西堀通 4 番 町259－58</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881 － 4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105 番地 6</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>清五郎417</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座 川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>長谷121</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>石曾根798－ 2</u>
関川水系漁業協同組合	<u>妙高市美守 2－ 1－38 1 F</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>667</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>801</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 <u>中脇 2426</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記 漁業協同組合の指定する釣具店、 <u>オンラインシステ ム等</u>	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第 3 号のとおりとする。

別記様式第 1 号
遊漁承認証

表

松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641 番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>東区津島屋 3 丁目 48</u>
<u>濁川漁業協同組合</u>	<u>新潟市北区松浜新町 21－ 21</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間 3881 － 4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>両郷乙 555</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>長潟 949</u>
<u>赤塚漁業協同組合</u>	<u>新潟市西区赤塚 4716－ 4</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座 川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>赤谷 1－ 8</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>番神 1－ 7－40</u>
関川水系漁業協同組合	<u>上越市子安新田 4－67</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>661</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>3133</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
<u>国府川漁業協同組合</u>	<u>佐渡市飯持 40</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記 漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第 3 号のとおりとする。

別記様式第 1 号
遊漁承認証

表

NO. _____	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します	
記	
遊漁者	(住所)
	(氏名)
	(生年月日)
	年 月 日 (才)
承認期間 自 _____ 至 _____	
魚種 あゆ、こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ	
漁具・漁法 (竿釣 ・ 投網)	
遊漁区域 鯖石川、別山川、長鳥川、鶴川	
遊漁料 _____ 円(税込)	
発行者 柏崎刈羽内水面漁業協同組合	

NO. _____	
平成 遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します	
記	
遊漁者	(住所)
	(氏名)
	(生年月日)
	年 月 日 (才)
承認期間 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
魚種 あゆ、こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ	
漁具・漁法 (竿釣 ・ 投網)	
遊漁区域 鯖石川、別山川、長鳥川、鶴川	
遊漁料 _____ 円(税込)	
発行者 柏崎刈羽内水面漁業協同組合	

裏	
注意事項	
1. 遊漁者は遊漁をするときは、本証を携帯しなければならない。 2. 本証を他人に譲渡または、貸与してはならない。 3. 漁場監視員の要求があつたときは、本証を提出しなければならない。 4. <u>本証は原則として再発行しません。</u>	
増殖事業の概要	
・あゆ、こい、ふな、やまめ、いわなの稚魚・種苗放流 ・うぐい産卵場の整備造成	
漁場管理の概要	
・河川的环境整備 ・漁場の整備監視	

別記様式第2号
漁場監視員証

表

裏	
注意事項	
1. 遊漁者は遊漁をするときは、本証を携帯しなければならない。 2. 本証を他人に譲渡または、貸与してはならない。 3. 漁場監視員の要求があつたときは、本証を提出しなければならない。	
増殖事業の概要	
・あゆ、こい、ふな、やまめ、いわなの稚魚・種苗放流 ・うぐい産卵場の整備造成	
漁場管理の概要	
・河川的环境整備 ・漁場の整備監視	

別記様式第2号
漁場監視員証

表

NO. _____

漁 場 監 視 員 証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

記

(氏名)
(住所)

有効期限 自 _____ 至 _____

発行者 柏崎刈羽内水面漁業協同組合

裏

(略)

別記様式第 3 号 県内共通遊漁承認証
表

年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所 氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	

承認期間 自 _____ 至 _____

遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・
かじか・うなぎ・こい・ふな

漁具漁法 竿 釣

遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：緑色)

裏

NO. _____

漁 場 監 視 員 証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

記

(氏名)
(住所)

有効期限 自 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日
至 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

発行者 柏崎刈羽内水面漁業協同組合

裏

(略)

別記様式第 3 号 県内共通遊漁承認証
表

平成 ____ 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所 氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	

承認期間 自 H ____ 至 H ____

遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・
12,000 円 かじか・うなぎ・こい・ふな
(税抜)

漁具漁法 竿 釣

遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大島ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
漁具漁法 竿 釣
遊漁区域 県下一円

(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3

この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊞
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大島ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大島ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
漁具漁法 竿 釣
5,500 円
(税抜) 遊漁区域 県下一円

(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3

この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊞
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大島ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1184号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和 4 年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所

柏崎刈羽内水面漁業協同組合（柏崎市石曾根798－2）

2 漁業権の免許番号

内共第16号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前																												
(目的) 第1条 この規則は、この組合の有する内共第16号第五種共同漁業権に係る漁場に（「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、いわな、やまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、<u>必要な事項</u>を定めるものとする。 第2条～第5条 （略） （遊漁料の額及び納付方法） 第6条 遊漁料の額は、つぎのとおりとする。ただし、遊漁者が小学校教育以下のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者の時は次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。 <table><tr><th>魚種</th><th>漁具・漁法</th><th>遊漁料（税込）</th></tr><tr><td rowspan="2">あゆ、こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな</td><td rowspan="2">手釣、竿釣</td><td>1日 1,000円</td></tr><tr><td>1年 3,500円</td></tr><tr><td>こい、ふな、うぐい</td><td>手釣、竿釣</td><td>1日 500円</td></tr><tr><td rowspan="2">あゆ、うぐい</td><td rowspan="2">投網</td><td>1日 1,000円</td></tr><tr><td>1年 4,000円</td></tr></table> 2～3 （略） （遊漁承認証に関する事項） 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 3 <u>遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。</u> （遊漁に際し守るべき事項）	魚種	漁具・漁法	遊漁料（税込）	あゆ、こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日 1,000円	1年 3,500円	こい、ふな、うぐい	手釣、竿釣	1日 500円	あゆ、うぐい	投網	1日 1,000円	1年 4,000円	(目的) 第1条 この規則は、この組合の有する内共16号第五種共同漁業権に係る漁場に（「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、いわな、やまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し<u>必要な事項</u>を、必要な事項を定めるものとする。 第2条～第5条 （略） （遊漁料の額及び納付方法） 第6条 遊漁料の額は、つぎのとおりとする。ただし、遊漁者が小学校教育以下のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者の時は次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。 <table><tr><th>魚種</th><th>漁具・漁法</th><th>遊漁料</th></tr><tr><td rowspan="2">あゆ、こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな</td><td rowspan="2">手釣、竿釣</td><td>1日 1,000円</td></tr><tr><td>1年 3,500円</td></tr><tr><td>こい、ふな、うぐい</td><td>手釣、竿釣</td><td>1日 500円</td></tr><tr><td rowspan="2">あゆ、うぐい</td><td rowspan="2">投網</td><td>1日 1,000円</td></tr><tr><td>1年 4,000円</td></tr></table> 2～3 （略） （遊漁承認証に関する事項） 第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 （遊漁に際し守るべき事項）	魚種	漁具・漁法	遊漁料	あゆ、こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日 1,000円	1年 3,500円	こい、ふな、うぐい	手釣、竿釣	1日 500円	あゆ、うぐい	投網	1日 1,000円	1年 4,000円
魚種	漁具・漁法	遊漁料（税込）																											
あゆ、こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日 1,000円																											
		1年 3,500円																											
こい、ふな、うぐい	手釣、竿釣	1日 500円																											
あゆ、うぐい	投網	1日 1,000円																											
		1年 4,000円																											
魚種	漁具・漁法	遊漁料																											
あゆ、こい、ふな、うぐい、やまめ、いわな	手釣、竿釣	1日 1,000円																											
		1年 3,500円																											
こい、ふな、うぐい	手釣、竿釣	1日 500円																											
あゆ、うぐい	投網	1日 1,000円																											
		1年 4,000円																											

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

第9条～第10条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

第9条～第10条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号

栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料 1 ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	<u>13,200円(税込)</u>	県下一円
こい、ふな	竿釣	<u>6,050円(税込)</u>	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>下赤谷245-1</u>
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 <u>新発田市役所加治川支所内</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>前新田304</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>中央区西堀通4番町259-58</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105</u>

栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料 1 ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	<u>12,000円(税抜)</u>	県下一円
こい、ふな	竿釣	<u>5,500円(税抜)</u>	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>塩沢543番地205</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>中央町4丁目10番4号</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>柳原1-4-24</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>東区津島屋3丁目48</u>
<u>濁川漁業協同組合</u>	<u>新潟市北区松浜新町21-21</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>両郷乙</u>

鳥屋野潟漁業協同組合	<u>番地 6</u> 新潟市中央区 <u>清五郎417</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座 川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>長谷121</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>石曽根798－2</u>
関川水系漁業協同組合	<u>妙高市美守 2－1－38 1</u> <u>F</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>667</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>801</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 <u>中脇</u> 2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、 <u>オンラインシステム</u> 等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとお
りとする。

別記様式第1号

遊漁承認証

表

鳥屋野潟漁業協同組合	<u>555</u> 新潟市中央区 <u>長潟 949</u>
<u>赤塚漁業協同組合</u>	<u>新潟市西区赤塚 4716－4</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座 川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>赤谷 1－8</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>番神 1－7－40</u>
関川水系漁業協同組合	<u>上越市子安新田 4－67</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>661</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>3133</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
<u>国府川漁業協同組合</u>	<u>佐渡市飯持 40</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとお
りとする。

別記様式第1号

遊漁承認証

表

NO. _____	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します	
記	
遊漁者	(住所)
	(氏名)
	(生年月日)
	年 月 日 (才)
承認期間 自 _____ 至 _____	
魚種 あゆ、こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ	
漁具・漁法 (竿釣 ・ 投網)	
遊漁区域 鯖石川、別山川、長鳥川、鶴川	
遊漁料 _____ 円(税込)	
発行者 柏崎刈羽内水面漁業協同組合	

裏

注意事項
1. 遊漁者は遊漁をするときは、本証を携帯しなければならない。 2. 本証を他人に譲渡または、貸与してはならない。 3. 漁場監視員の要求があつたときは、本証を提出しなければならない。 4. <u>本証は原則として再発行しません。</u>
増殖事業の概要
・あゆ、こい、ふな、やまめ、いわなの稚魚・種苗放流 ・うぐい産卵場の整備造成
漁場管理の概要
・河川的环境整備 ・漁場の整備監視

 別記様式第 2 号
 漁場監視員証

表

NO. _____	
平成 遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します	
記	
遊漁者	(住所)
	(氏名)
	(生年月日)
	年 月 日 (才)
承認期間 自 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日 至 平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日	
魚種 あゆ、こい、ふな、うぐい、いわな、やまめ	
漁具・漁法 (竿釣 ・ 投網)	
遊漁区域 鯖石川、別山川、長鳥川、鶴川	
遊漁料 _____ 円(税込)	
発行者 柏崎刈羽内水面漁業協同組合	

裏

注意事項
1. 遊漁者は遊漁をするときは、本証を携帯しなければならない。 2. 本証を他人に譲渡または、貸与してはならない。 3. 漁場監視員の要求があつたときは、本証を提出しなければならない。
増殖事業の概要
・あゆ、こい、ふな、やまめ、いわなの稚魚・種苗放流 ・うぐい産卵場の整備造成
漁場管理の概要
・河川的环境整備 ・漁場の整備監視

 別記様式第 2 号
 漁場監視員証

表

NO. _____

漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

記

(氏名)

(住所)

有効期限 自
至

発行者 柏崎刈羽内水面漁業協同組合

NO. _____

漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

記

(氏名)

(住所)

有効期限 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

発行者 柏崎刈羽内水面漁業協同組合

裏

(略)

別記様式第3号 県内共通遊漁承認証

表

年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～ 至

遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・
かじか・うなぎ・こい・ふな

漁具漁法 竿 釣

遊漁区域 県下一円

(但し裏面記載の区域を除く)

発行者 新潟市中央区南万代町 13-3

新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤

(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：緑色)

裏

裏

(略)

別記様式第3号 県内共通遊漁承認証

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～ 至 H

遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・
かじか・うなぎ・こい・ふな

12,000 円

(税抜)

漁具漁法 竿 釣

遊漁区域 県下一円

(但し裏面記載の区域を除く)

発行者 新潟市中央区南万代町 13-3

新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤

(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
漁具漁法 竿 釣
遊漁区域 県下一円

(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3

この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
5,500 円
(税抜) 漁具漁法 竿 釣
遊漁区域 県下一円

(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3

この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1185号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所

関川水系漁業協同組合（妙高市美守2-1-38 1 F）

2 漁業権の免許番号

内共第17号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後			変 更 前		
第1条～第2条 （略）			第1条～第2条 （略）		
(漁具・漁法の制限)			(漁具・漁法の制限)		
第3条 の表のア欄に掲げる魚種を、イ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁を行う場合は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。			第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を、イ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁を行う場合は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。		
ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模	ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模
あゆ いわな やまめ にじます こい ふな うぐい	手釣・竿釣 ・投網	竿釣りは一人一本 投網は手元から重りの先端まで5メートル以下 網目は12ミリ以上	あゆ いわな やまめ にじます こい ふな うぐい	手釣 り ・竿釣 り ・投網	竿釣りは一人一本 投網は手元から重りの先端まで5メートル以下 網目は12ミリ以上
(遊漁区域と遊漁期間)			(遊漁区域と遊漁期間)		
第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。			第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。		
ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あゆ	内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	7月11日から11月30日まで、ただし10月1日から1週間は禁漁	あゆ	内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場の区域	7月11日から11月30日まで、ただし10月1日から1週間は禁漁
いわな	同上	3月1日から9月30日まで	いわな	同上	3月1日から9月30日まで
やまめ にじます	内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場の区域のうち次に限る。 ・妙高市杉野沢地内 関川：苗名滝より上流区域	同上	やまめ にじます	内共第17号第五種共同漁業権に係る漁場の区域のうち次に限る。 ・妙高市杉野沢地内 関川：苗名滝より上流区域	同上

・妙高市青田地内青田川床固工上流端から上流の青田川及び支川の区域 ・上越市石沢地内矢代川農業用水取水堰上流端上流の矢代川及びその支川の区域 ・妙高市錦町1丁目地内十三川第1号堰堤上流端から上流の十三川及びその支川の区域 ・上越市中郷区岡川地内渋江川第3号砂防ダム上流端から上流の渋江川及びその支川の区域 ・妙高市小出雲3丁目地内片貝川砂防堰堤上流端から上流の片貝川及びその支川の区域 ・妙高市猿橋地内長沢川床固工上流端から上流の長沢川及びその支川の区域 ・妙高市猿橋地内平丸川第1号堰堤から上流の平丸川及びその支川の区域 ・上越市板倉区別所地内別所川第3号堰堤上流端から上流の別所川及びその支川の区域 ・上越市清里区荒牧地内櫛池川砂防堰堤から上流の櫛池川及びその支川の区域 ・上越市牧区落田地内飯田川落差工上流端から上流の飯田川及びその支川の区域 ・上越市浦川原区顕聖寺地内保倉川農業用水取水堰上流			・妙高市青田地内青田川床固工上流端から上流の青田川及び支川の区域 ・上越市石沢地内矢代川農業用水取水堰上流端上流の矢代川及びその支川の区域 ・妙高市錦町1丁目地内十三川第1号堰堤上流端から上流の十三川及びその支川の区域 ・上越市中郷区岡川地内渋江川第3号砂防ダム上流端から上流の渋江川及びその支川の区域 ・妙高市小出雲3丁目地内片貝川砂防堰堤上流端から上流の片貝川及びその支川の区域 ・妙高市猿橋地内長沢川床固工上流端から上流の長沢川及びその支川の区域 ・妙高市猿橋地内平丸川第1号堰堤から上流の平丸川及びその支川の区域 ・上越市板倉区別所地内別所川第3号堰堤上流端から上流の別所川及びその支川の区域 ・上越市清里区荒牧地内櫛池川砂防堰堤から上流の櫛池川及びその支川の区域 ・上越市牧区落田地内飯田川落差工上流端から上流の飯田川及びその支川の区域 ・上越市浦川原区顕聖寺地内保倉川農業用水取水堰上流	
---	--	--	---	--

	端から上流の保倉川及びその支川の区域	
こい ふな うぐい	内共第17号の区域のうち次に限る。 堀切川：砂防堰堤より上流 関川：苗名滝より上流 片貝川：第1号堰堤より上流 矢代川：第2号堰堤より上流	

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する取扱店に掲示して公表するものとする。

第5条 (略)

(全長制限)

第6条 いわな、やまめ、にじますは全長15センチ以下、うぐいは全長10センチ以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。又、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料(税込)
あゆ、 <u>うぐい、こい、ふな</u>	竿釣	日券2,000円 年券5,000円
いわな・やまめ・にじます・うぐい・ふな・こい	竿釣	日券1,500円 年券4,000円
あゆ・いわな・やまめ・にじます・うぐい・ふな・こい	投網 <u>竿釣(あゆのみ)</u>	年券12,000円

*うぐい・こい・ふなは「販売の自主規制及び食用抑制」の措置がとられている間は第4条に規定した区域を守ること。

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所で行う。但し漁場監視員に対する場合はこれに限らず。

①組合が指定し公示した各市町村の釣具店

②総括販売 妙高市美守2丁目1-38
関川水系漁業協同組合事務所

③その他、組合が指定し公示した場所、オンライン

	端から上流の保倉川及びその支川の区域	
こい ふな うぐい	内共第17号の区域のうち次に限る。 堀切川：砂防堰堤より上流 関川：苗名滝より上流 片貝川：第1号堰堤より上流 矢代川：第2号堰堤より上流	

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する取扱店に掲示して公表するものとする。

第5条 (略)

(全長制限)

第6条 全ての魚種について、全長15cm以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児は無料、小中学校生徒及び肢体不自由者は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。又、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	<u>竿釣り</u>	<u>1</u> 日券2,000円 年券5,000円
いわな・やまめ・にじます・うぐい・ふな・こい	<u>竿釣り</u>	<u>1</u> 日券1,500円 年券4,000円
あゆ・いわな・やまめ・にじます・うぐい・ふな・こい	投網	年券12,000円

*うぐい・こい・ふなは「販売の自主規制及び食用抑制」の措置がとられている間は第4条に規定した区域を守ること。

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所で行う。但し漁場監視員に対する場合はこれに限らず。

①組合が指定し公示した各市町村の釣具店

②総括販売 上越市子安新田4-67
関川水系漁業協同組合事務所

③その他、組合が指定し公示した場所

ンシステム等

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認したときは、別記様式第1号から第3号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)と遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、内共第17号漁場区域と北信漁業協同組合と共同で免許を受けた漁業権の内共18号の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。
- 3 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第4号によるものとする。
- 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第5号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示するベストを着用するものとする。

第11条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

- 第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。
- 2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

- 第8条 組合は、第2条第1項の承認したときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)と遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証は、内共第17号漁場区域と北信漁業協同組合と共同で免許を受けた漁業権の内共18号の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

第11条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

- 第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税 込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税 込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上 佐潟	内共第11号		
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税 抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税 抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1

荒川漁業協同組合	村上市荒島144－24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245－1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発 田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協 同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641番地
新潟市大形地区漁業協同 組合	新潟市中央区西堀通 4 番 町259－58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881 － 4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105 番地 6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座 川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同 組合	柏崎市石曾根798－2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守 2－1－38 1 F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組 合	糸魚川市大字須沢 中脇 2426
羽茂川内水面漁業協同組 合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記 漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステ ム等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第6号のとおりとする。

(附則)

この規則は令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(行政庁の許可日 令和 年 月 日)

荒川漁業協同組合	村上市荒島 144－24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢 543 番地 205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町 4 丁目 10 番 4 号
福島潟・新井郷川漁業協 同組合	新潟市北区柳原 1－4－ 24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641 番地
新潟市大形地区漁業協同 組合	新潟市東区津島屋 3 丁目 48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町 21－ 21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間 3881 － 4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙 555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟 949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚 4716－4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座 川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷 1－8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同 組合	柏崎市番神 1－7－40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田 4－67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 3133
糸魚川内水面漁業協同組 合	糸魚川市大字須沢 2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持 40
羽茂川内水面漁業協同組 合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記 漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

様式第1号

溪流釣 日券・年券 遊漁承認証 (表)

〇〇年 No. _____

溪流釣 遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します

遊 漁 者	住所 〒 _____
	氏名 _____ (年齢) _____

承認期間 _____ 平成 ____ 年 遊漁期間中

遊漁対象魚種 ※魚種ごとに遊漁対象魚種は異なりますので、ご注意ください。

・内共第17号 いづな、やまめ、にじます、こい、ふな、うぐい

・内共第18号 いづな、やまめ、にじます、うぐい

漁具・漁法 竿釣 1本

遊漁区域

・関川水系漁業協同組合が有する内共第17号の区域

・関川水系漁業協同組合と北信漁業協同組合が有する内共第18号の区域

ただし、「食用抑制の措置」により区域ご限定あり

漁協名 関川水系漁業協同組合

販売店名 _____

料 金 _____

(裏)

注 意 事 項

1. 遊漁(釣)をする時はこの遊漁証を監視員等、他の人から見えやすい箇所に必ず持参して下さい。
2. この承認証を他人に貸してはなりません。
3. 当組合の監視員が確認のため声をかけることがありますので、ご協力下さい。
4. いづな・やまめ・にじまは全長15cm以下、うぐいは全長10cm以下採捕禁止。本証は、表面に記載された魚種以外の採捕することはできません。
5. 「食用抑制の措置」により、こい・ふな・うぐいは、食用禁止中で食べてはならないと定められています。
6. その他制限と禁止
 - ①水中で電流を通じずる漁法
 - ②瀬干漁法
 - ③ごろがき漁法(あめごろがきを除く。)
 - ④潜水器(簡易潜水器を含む)を使用する漁法
 - ⑤水中銃を使用する漁法
 - ⑥火光を使用する漁法
7. 遊漁期間 3月1日より9月30日まで
8. さけ、さくらまさは全面禁漁
9. あめ釣りはあめの遊漁承認証、いづな・やまめ等は溪流釣遊漁承認証が必要です。

関川水系漁業協同組合が行っている増殖事業
漁業種ごとき魚種の放流量は毎年新潟県内水産資源管理委員会より指示された増殖指示量に基づいています。

関川水系漁業協同組合が行っている漁場管理
組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に活用できるように配慮しています。
ご意見がありましたら、関川水系漁業協同組合 (0255-75-5148) までご連絡ください。

★ マナーを守り在来魚種を保護しよう。

様式1号

溪流釣 遊漁承認証 (表)

平成〇〇年 No. _____

溪流釣 遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します

遊 漁 者	住所 〒 _____
	氏名 _____ (年齢) _____

承認期間 _____ 平成 ____ 年 遊漁期間中

遊漁の魚種 いづな、やまめ、にじます、(うぐい、こい、ふな含)

漁具・漁法 竿釣り 1本

遊漁区域

関川水系(内共第17号・18号の区域)

ただし、「食用抑制の措置」により区域ご限定あり

漁協名 関川水系漁業協同組合

発行者名 _____ 印 _____

料 金 ¥4,000 (現場交付¥4,500)

溪流釣 遊漁承認証 (裏)

注 意 事 項

1. 遊漁(釣)をする時はこの遊漁証を監視員等、他の人から見やすい箇所に必ず持参して下さい。
2. この承認証を他人に貸してはなりません。
3. 当組合の監視員が確認のため声をかけることがありますので、ご協力下さい。
4. いづな・やまめ・にじまは全長15cm以下、うなぎ25cm以下は、採捕禁止。あめ釣りはあめの遊漁承認証、いづな・やまめ等は溪流釣遊漁承認証が必要です。
5. 「食用抑制の措置」により、こい・ふな・うぐいは、食用禁止中で食べてはならないと定められています。
6. その他制限と禁止
 - ①水中で電流を通じずる漁法
 - ②瀬干漁法
 - ③ごろがき漁法(あめごろがきを除く。)
 - ④潜水器(簡易潜水器を含む)を使用する漁法
 - ⑤水中銃を使用する漁法
 - ⑥火光を使用する漁法
7. 遊漁期間 3月1日より9月30日まで
8. さけ、さくらまさは全面禁漁
9. あめ釣りはあめの遊漁承認証、いづな・やまめ等は溪流釣遊漁承認証が必要です。

関川水系漁業協同組合が行っている増殖事業
新潟県水産資源管理委員会指示の増殖放流量(平成16年から平成25年まで10年間)

	あゆ	いづな	やまめ	にじま	ふな	こい	うぐい
17号区域	330kg	3,000尾	3,000尾	160kg	40kg	40kg	30㎡
18号区域	0	0	1,000尾	40kg	0	0	30㎡

当組合自主放流量(17号区域及び18号区域の増殖放流量以外、平成3年間の年間自主放流量)

	あゆ	いづな	やまめ	にじま
平成23年	30kg	13,500尾	2,500尾	20kg
平成24年		13,500尾	3,500尾	140kg
平成25年		13,500尾	3,000尾	180kg

※放流量は魚種それぞれ新潟県内で漁獲される河川ご放流しています

関川水系漁業協同組合が行っている漁場管理
1. 遊漁規則に基づき定められた遊漁場は、免許された当組合に課されている増殖義務及び水産資源管理のための経費の一部として使用されるものです。
組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。

2. 県内一円の漁場でも、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に活用できるように配慮しています。
ご意見がありましたら、関川水系漁業協同組合 (025-523-8089) までご連絡ください。

★ マナーを守り在来魚種を保護しよう。

様式第 2 号 あゆ釣 日券・年券 遊漁承認証(表)

〇〇年 No. _____

あゆ釣 遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します

遊 漁 者	住所 〒 _____
	氏名 _____ (年番)

承認期間 _____

遊漁の魚種 あゆ (うぐい、こい、ふな含む)

漁具・漁法 竿釣り 1本 (あゆご限り ごろがみ釣り可能)

遊漁区域 関川水系 (内共第17号の漁場区域のみ遊漁可能)

漁協名 関川水系漁業協同組合

販売店名 _____

料 金 _____

(裏)

注 意 事 項

1. 遊漁(釣)をする時はこの遊漁承認証監視員等、他の人から見えやすい箇所必ず持たせて下さい。
2. この承認証は他人に貸してはなりません。
3. 当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力下さい。
4. その他制限と禁止
 - ①水中で電流を通じする漁法
 - ②瀬干漁法
 - ③ごろがみ漁法(あゆごろがみを除く。)
 - ④潜水器(簡易潜水器を含む)を使用する漁法
 - ⑤水中銃を使用する漁法
 - ⑥火光を使用する漁法
5. 遊漁期間・あゆ摘獲

毎年7月11日より11月30日まで。(ただし、10月1日より1週間摘獲)
6. さけ、さくらまは全面禁漁
7. あゆ釣りはあゆの遊漁承認証、いすな・やまめ・にしずめ・うぐいの遊漁承認証が必要とす。

関川水系漁業協同組合が行っている増殖事業
漁業権に基づく魚種の放流量(毎年新潟県内水面漁場管理委員会より指示された増殖指示量に基づいています。)

関川水系漁業協同組合が行っている漁場管理
組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるように配慮しています。
ご意見がありましたら、関川水系漁業協同組合 (0255-755-148) までご連絡ください。

★ マナーを守り在来魚種を保護しよう。

様式 2 号 あゆ釣 遊漁承認証(表)

平成〇〇年 No. _____

あゆ釣 遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します

遊 漁 者	住所 〒 _____
	氏名 _____ (年番)

承認期間 平成 ____年 遊漁期間中

遊漁の魚種 あゆ (うぐい、こい、ふな含む)

漁具・漁法 竿釣り 1本 (あゆご限り ごろがみ釣り可能)

遊漁区域 関川水系 (内共第17号・18号の区域)
うぐい、こい、ふなは、「食用抑制の措置」により区域ご限定あり

漁協名 関川水系漁業協同組合

発行者名 _____ 印

料 金 ¥5,000 (現場交付¥5,500)

あゆ釣 遊漁承認証 (裏)

注 意 事 項

1. 遊漁(釣)をする時はこの遊漁承認証監視員等、他の人から見えやすい箇所必ず持たせて下さい。
2. この承認証は他人に貸してはなりません。
3. 当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力下さい。
4. いすな・やまめ・にしずめ・うぐいは全長15cm以下、うなぎ25cm以下、採捕禁止。
- 5 「食用抑制の措置」により、こい・ふな・うぐい、は、食用禁止中で食べてはならないと定められています。
す除き区域限定食用禁止魚種あり。
6. その他制限と禁止
 - ①水中で電流を通じする漁法
 - ②瀬干漁法
 - ③ごろがみ漁法(あゆごろがみを除く。)
 - ④潜水器(簡易潜水器を含む)を使用する漁法
 - ⑤水中銃を使用する漁法
 - ⑥火光を使用する漁法
7. 遊漁期間・あゆ摘獲

毎年7月11日より11月30日まで。(ただし、10月1日より1週間摘獲)
8. さけ、さくらまは全面禁漁

関川水系漁業協同組合が行っている増殖事業
新潟県漁業管理委員会指示の増殖放流量(平成16年から平成25年までの10年間)

	あゆ	いすな	やまめ	にしずめ	ふな	こい	うぐい
17号漁場	320kg	3,000尾	3,000尾	160kg	40kg	40kg	30㎡
18号漁場	0	0	1,000尾	40kg	0	0	30㎡

当組合自主放流量(17号漁場及び18号漁場の増殖放流量以外:直近3年間の年間量)

	あゆ	いすな	やまめ	にしずめ
平成23年	30kg	13,500尾	2,500尾	20kg
平成24年		13,500尾	3,500尾	140kg
平成25年		13,500尾	3,000尾	180kg

※放流量別魚種それぞれ増殖放流量に達する河川に放流しています

関川水系漁業協同組合が行っている漁場管理

3. 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、免許された当組合に課されている増殖義務及び漁場環境維持等のための経費の一部として使用されるものです。
組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。
4. 県内一円の漁場では、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるように配慮しています。
ご意見がありましたら、関川水系漁業協同組合 (025-523-8089) までご連絡ください。

★ マナーを守り在来魚種を保護しよう。

※投網遊漁承認証、日釣遊漁承認証の様式も上記に準ずる

様式第3号

投網遊漁承認証 (表)

〇〇年 No. _____	
投網遊漁承認証	
但し <u>あゆのみ竿釣り可</u>	
遊 漁 者	住所 〒 _____ 氏名 _____ (年齢) _____
承認期間 _____ 年遊漁期間中	
遊漁の魚種 <u>あゆ (うぐい、こい、ふな含む)</u>	
漁具・漁法 <u>竿釣り 1本 (あゆご限り ごろがみ釣り可能)</u>	
遊漁区域 <u>関川水系</u>	
漁協名 <u>関川水系漁業協同組合</u>	
販売店名 _____	
料 金 <u>¥12,000 (現場交付¥12,500)</u>	

(裏)

注 意 事 項
1. 遊漁 (釣) をする時はこの遊漁証を監視員等、他の人から <u>見えやすい箇所に表示して下さい。</u> 2. この承認証は他人に貸してはなりません。 3. 当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力 <u>下さい。</u> 4. その他制限と禁止 ①水中で電流を通じてする漁法 ②瀬干漁法 ③ごろがみ漁法 (あゆごろがみを除く。) ④潜水器 (簡易潜水器を含む) を使用する漁法 ⑤水中銃を使用する漁法 ⑥火光を使用する漁法 5. 遊漁期間・あゆ解禁 <u>毎年7月11日より11月30日まで。(ただし、10月1日より1週間禁漁)</u> 6. さけ、さくらまさは全面禁漁。 7. あゆ釣りはあゆの遊漁承認証、いわな・やまめ釣りや流釣遊漁承認証が必要です。 ★投網遊漁承認証ご限り「あゆ」のみ竿釣りを認める。 ★ マナーを守り在来魚種を保護しよう。

様式第 4 号 オンラインシステム 遊漁承認証 溪流
釣 (日券・年券)

■ご購入遊漁券情報 ご注文番号 商品コード 商品名 関川水系漁協 遊漁 承認証 ○券 溪流魚 竿釣 有効期限 / / ~ / / 金額		関川水系漁協 遊漁承認証 ○券 溪流魚 竿釣 有効期限 年 月 日
■ご購入者様情報 お名前 様 郵便番号 住所 メールアドレス		
様 ￥		領収書 〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16 株式会社フィッシュパス TEL0776-67-7335 FAX0776-67-7335
商品内容 注文番号 商品名：関川水系漁協 遊漁承認証 ○券 溪流魚 竿釣		

オンラインシステム 遊漁承認証 アユ釣 (日券・年
券)

■ご購入遊漁券情報 ご注文番号 商品コード 商品名 関川水系漁協 遊漁承認証 ○券 アユ 竿釣 有効期限 / / ~ / / 金額		関川水系漁協 遊漁承認証 ○券 アユ 竿釣 有効期限 年 月 日
■ご購入者様情報 お名前 様 郵便番号 住所 メールアドレス		
様 ￥		領収書 〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16 株式会社フィッシュパス TEL0776-67-7335 FAX0776-67-7335
商品内容 注文番号 商品名：関川水系漁協 遊漁承認証 ○券 アユ 竿釣		

様式第5号

漁場監視員証(表)

	<u>漁場監視員証</u>	
	関川 号	
氏 名		
年 月 日交付		
住 所		
上記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。		
関川水系漁業協同組合		印

(裏)

注 意 事 項

1. 複数以上で監視行動をする。
2. 言葉使いは丁寧に行う。
3. 本証を携帯しベストを着用すること。
4. 違反の証拠品没収は警察官立会いで行う。
5. 違反行為を発見し処置したときは事務所に報告する。
6. 漁場監視員は、いかなる場合も遊漁者に対して、暴行もしくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

様式3号

漁場監視員証(表)

<u>監視員証 No</u>	
<u>漁 場 監 視 員 証</u>	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
平成 年 1月1日より	
平成 年12月31日まで	
発行者 関川水系漁業協同組合 印	

漁 場 監 視 員 証 (裏)

注 意 事 項

1. 複数以上で監視行動をする。
2. 言葉使いは丁寧に行う。
3. 本証を携帯し腕章をつけること。
4. 違反の証拠品没収は警察官立会いで行う
5. 違反行為を発見し処置したときは事務所に報告する。
6. 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない

様式第 6 号 県内共通遊漁承認証
表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ～ 至			
遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
(1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
(2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
6 <u>本証は原則として再発行しません。</u>

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ～ 至			
遊漁料 魚 種 こい・ふな 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

様式(3) 県内共通遊漁承認証
表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ～ 至 H			
遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・ 12,000 円 かじか・うなぎ・こい・ふな (税抜) 漁具漁法 竿 釣 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
(1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
(2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ～ 至 H			
遊漁料 魚 種 こい・ふな 5,500 円 漁具漁法 竿 釣 (税抜) 遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

裏	裏
注 意 事 項 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大島ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。 6 <u>本証は原則として再発行しません。</u>	注 意 事 項 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大島ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
(用紙：黄色)	(用紙：黄色)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1186号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
関川水系漁業協同組合（妙高市美守2-1-38 1F）
- 2 漁業権の免許番号
内共第18号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前
第1条 （略） （遊漁の承認及び遊漁料の納付義務） 第2条 漁場の区域内に於いて遊漁をしようとする者は、予め、組合又は、組合承認の遊漁証発行取次所に申請して、その承認を受けなければならない。 2 前項に規定による遊漁の申請には当該組合の発行する遊漁承認証に住所、氏名、年齢、遊漁の魚種、漁具、漁法を記し、第7条に定めた遊漁料を添えて申請しなければならない。 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には、 <u>第10条</u> に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁の承認を受けた者は、直ちに、第7条の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。	第1条 （略） （遊漁の承認及び遊漁料の納付義務） 第2条 漁場の区域内に於いて遊漁をしようとする者は、予め、組合又は、組合承認の遊漁証発行取次所に申請して、その承認を受けなければならない。 2 前項に規定による遊漁の申請には当該組合の発行する遊漁承認証に住所、氏名、年齢、遊漁の魚種、漁具、漁法を記し、第7条に定めた遊漁料を添えて申請しなければならない。 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣 <u>又は投網</u> による遊漁の場合には、 <u>第11条</u> に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 遊漁の承認を受けた者は、直ちに、第7条の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣	竿釣は1人1本

(遊漁区域と遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな	内共第18号の漁場の区域	3月1日から9月30日まで
やまめにじます	内共第18号の区域の漁場のうち、次に限る。 ・妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の氷沢川との合流までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域。	3月1日から9月30日まで
うぐい	内共第18号の区域の漁場のうち次に限る。 ・妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域。	1月1日から12月31日まで 「販売の自主規制及び食用抑制の措置」がとられている間は周年にわたり採捕を禁止する。

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する取扱店に掲示して公表するものとする。

(全長制限)

第5条 いわな、やまめ、にじますは全長15センチ以下、うぐいは全長10センチ以下のものを採捕してはならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣 ^リ	竿釣 ^リ は1人1本
投網	網目は12ミリ以上

(遊漁区域と遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる区域において、ウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな	内共第18号の漁場の区域	3月1日から9月30日まで
やまめにじます	内共第18号の区域の漁場のうち、次に限る。 ・妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の氷沢川との合流までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域。	3月1日から9月30日まで
うぐい	内共第18号の区域の漁場のうち次に限る。 ・妙高市杉野沢地内苗名滝から上流の氷沢川との合流点までの関川本流並びに氷沢川及びその支川の区域。	1月1日から12月31日まで 「販売の自主規制及び食用抑制の措置」がとられている間は周年にわたり採捕を禁止する。

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する取扱^い店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 漁場区域では禁止区域の設定はしない。

(全長制限)

第6条 全ての魚種について、全長15cm以下のものを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、北信漁業協同組合の内共18号第5種共同漁業権の遊漁証認証を受けた者及び遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。又、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料(税込)
いわな・やまめ・にじます・うぐい	竿釣	日券1,500円 年券4,000円

*やまめ、にじます及びうぐいは第4条に規定した区域を守ること。

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所で行う。但し漁場監視員に対する場合はこれに限らず。

(1) 関川水系漁業協同組合取扱

- ① 組合が指定し公示した各市町村の釣具店
- ② 総括販売 妙高市美守2丁目1-38

関川水系漁業協同組合事務所

③ その他、組合が指定し公示した場所

(2) 北信漁業協同組合取扱

- ① 総括販売 長野県上水内郡飯綱町大字牟936-2
- ② その他、組合が指定し公示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 双方の組合は、第2条第1項の承認したときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、内共第17号漁場区域と北信漁業協同組合と共同で免許を受けた漁業権の内共第18号の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、北信漁業協同組合の内共18号第5種共同漁業権の遊漁証認証を受けた者及び遊漁者が末就学の幼児は無料、小中学校生徒及び肢体不自由者は同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。又、遊漁未申請の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
いわな・やまめ・にじます・うぐい	竿釣り	1日券1,500円 年券4,000円
	投網	年券12,000円

*やまめ、にじます及びうぐいは第4条に規定した区域を守ること。

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所で行う。但し漁場監視員に対する場合はこれに限らず。

(1) 関川水系漁業協同組合取扱

- ① 組合が指定し公示した各市町村の釣具店
- ② 総括販売 上越市子安新田4-67

関川水系漁業協同組合事務所

③ その他、組合が指定し公示した場所

(2) 北信漁業協同組合取扱

- ① 総括販売 長野県上水内郡飯綱町大字牟936-2
- ② その他、組合が指定し公示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 双方の組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、内共17号の漁場区域と北信漁業協同組合と共同で免許を受けた漁業権の内共18号の漁場区域においても遊漁は承認され有効とする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示するベストを着用するものとする。

(違反者に対する処置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(附則)

この規則は令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(行政庁の許可日 令和 年 月 日)

様式第 1 号

溪流釣 日券・年券 遊漁承認証 (表)

〇〇年 No. _____	
溪流釣 遊漁承認証	
下記の通り遊漁を承認します	
遊 漁 者	住所 〒 _____
	氏名 _____ (年齢)
承認期間	
遊漁対象魚種 <u>※魚類種ごとに遊漁対象魚種は異なりますので、ご注意ください。</u>	
・内共第 17 号 <u>いわな、やまめ、にじます、こい、ふな、うぐい</u>	
・内共第 18 号 <u>いわな、やまめ、にじます、うぐい</u>	
漁具・漁法 竿釣 1 本	
遊漁区域	
・関川水系漁業協同組合が有する内共第 17 号の区域	
・関川水系漁業協同組合と北信漁業協同組合が有する内共第 18 号の区域	
ただし、「食用抑制の措置」により区域ご限定あり	
漁協名 関川水系漁業協同組合	
販売店名 _____	
料 金 _____	

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときには、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

様式 1 号

溪流釣 遊漁承認証 (表)

平成〇〇年 No. _____	
溪流釣 遊漁承認証	
下記の通り遊漁を承認します	
遊 漁 者	住所 〒 _____
	氏名 _____ (年齢)
承認期間 平成 年遊漁期間中	
遊漁の魚種	
<u>いわな、やまめ、にじます、(うぐい、こい、ふな含)</u>	
漁具・漁法 竿釣り 1 本	
遊漁区域	
<u>関川水系 (内共第 17 号・18 号の区域)</u>	
ただし、「食用抑制の措置」により区域ご限定あり	
漁協名 関川水系漁業協同組合	
発行者名 _____ 印	
料 金 <u>¥4,000 (現場交付¥4,500)</u>	

(裏)

注意事項

1. 遊漁(釣)をする時はこの遊漁証を監視員等、他の人から見えやすい箇所に必ず持たせて下さい。
2. この承認証を他人に貸してはなりません。
3. 当組合の漁獲監視員が承認のため声をかけることがありますので、ご協力下さい。
4. いすな・やまめ・にじまは全長15cm以下、うぐいは全長10cm以下採捕禁止。本証は、表面に記載された魚種以外の採捕することはできません。
5. 「食用抑制の措置」により、こい、ふな、うぐいは、食用禁止中で食べてはならないと定められています。
6. その他制限と禁止
①水中に電流を通じでする漁法 ②瀬干漁法
③ごろがけ漁法(あゆごろがけを除く。)
④潜水器(簡易潜水器を含む)を使用する漁法
⑤水中銃を使用する漁法 ⑥火光を使用する漁法
7. 遊漁期間 3月1日より9月30日まで。
8. さけ、さくらまはは全産禁止。
9. あゆ釣りはあゆの遊漁承認証、いすな・やまめ釣りはあゆの遊漁承認証が必要です。

関川水系漁業協同組合が行っている増殖事業
漁獲量に基づく魚種の放流量(毎年新潟県内水面漁場管理委員会より指示された増殖指示量に基づいています。)

関川水系漁業協同組合が行っている漁場管理
組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるように配慮しています。
ご意見がありましたら、関川水系漁業協同組合(0255-75-5148)までご連絡ください。

★ マナーを守り在来魚種を保護しよう。

溪流釣 遊漁承認証 (裏)

注意事項

1. 遊漁(釣)をする時はこの遊漁証を監視員等、他の人から見えやすい箇所に必ず持たせて下さい。
2. この承認証を他人に貸してはなりません。
3. 当組合の漁獲監視員が承認のため声をかけることがありますので、ご協力下さい。
4. いすな・やまめ・にじまは全長15cm以下、うなぎ25cm以下は、採捕禁止。あゆ釣りはあゆの遊漁承認証、いすな・やまめ釣りはあゆの遊漁承認証が必要です。
5. 「食用抑制の措置」により、こい・ふな・うぐいは、食用禁止中で食べてはならないと定められています。
6. その他制限と禁止
①水中に電流を通じでする漁法 ②瀬干漁法
③ごろがけ漁法(あゆごろがけを除く。)
④潜水器(簡易潜水器を含む)を使用する漁法
⑤水中銃を使用する漁法 ⑥火光を使用する漁法
7. 遊漁期間 3月1日より9月30日まで。
8. さけ、さくらまはは全産禁止。
9. あゆ釣りはあゆの遊漁承認証、いすな・やまめ釣りはあゆの遊漁承認証が必要です。

関川水系漁業協同組合が行っている増殖事業
新潟県漁業管理委員会指示の義務放流量(平成16年から平成25年まで10年間)

	あゆ	いすな	やまめ	にじま	ふな	こい	うぐい
17号区域	30kg	3,000尾	3,000尾	160kg	4kg	4kg	30㎡
18号区域	0	0	1,000尾	4kg	0	0	30㎡

当組合自主放流量(17号区域及び18号区域の義務放流量以外:直近3年間の年間量)

	あゆ	いすな	やまめ	にじま
平成23年	30kg	13,500尾	2,500尾	20kg
平成24年		13,500尾	3,500尾	140kg
平成25年		13,500尾	3,000尾	180kg

※放流対象は魚種それぞれ異なる水域に放流しています。

関川水系漁業協同組合が行っている漁場管理

1. 遊漁規則に基づき定められた遊漁行為、免許された組合員に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。
組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。
2. 県内一円の漁場で、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるように配慮しています。
ご意見がありましたら、関川水系漁業協同組合(025-523-8089)までご連絡ください。

★ マナーを守り在来魚種を保護しよう。

様式2号

あゆ釣 遊漁承認証(表)

平成〇〇年 No.

あゆ釣 遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認します

遊 漁 者	住所 〒 _____
	氏名 _____ (年齢)

承認期間 平成 年遊漁期間中

遊漁の魚種 あゆ(うぐい、こい、ふな含む)

漁具・漁法 竿釣り1本(あゆご限り ごろがけ釣り可能)

遊漁区域 関川水系(内共第17号・18号の区域)

うぐい、こい、ふなは「食用抑制の措置」により区域ご限定あり

漁協名 関川水系漁業協同組合

発行者名 _____ 印

料 金 ¥5,000(現場交付¥5,500)

あゆ釣 遊漁承認証 (裏)

注 意 事 項

1. 遊魚 (鮎) をする時この遊漁承認証等、他の人から見えず、監視員に必ず示して下さい。
2. この承認証を他人に貸してはなりません。
3. 当組合の漁場監視員が確認のため声をかけることがありますので、ご協力下さい。
4. いすな・やまめ・にじマス・こい・ふな・うぐいは全長15cm以下、うなぎ25cm以下は、採捕禁止。
5. 「食用抑制の措置」により、こい・ふな・うぐいは、食用禁止中で食べてはならないと定められています。
す除き区域限定食用禁止魚種あり。
6. その他制限と禁止
 - ①水中で電流を通じさせる漁法
 - ②瀬干漁法
 - ③ごろもがき漁法 (あやごろもがきを除く。)
 - ④潜水器 (簡易潜水器を含む) を使用する漁法
 - ⑤水中銃を使用する漁法
 - ⑥火光を使用する漁法
7. 遊漁期間・あゆ解禁
毎年7月11日より11月30日まで、(ただし、10月1日より1週間禁漁)
8. さけ、さくらマスは全面禁漁。

関川水系漁業協同組合が行っている増殖事業

新潟県漁業管理委員会指示の増殖放流量 (平成16年から平成25年までの10年間)

	あゆ	いすな	やまめ	にじマス	ふな	こい	うぐい
17号漁場	33kg	3,000尾	3,000尾	160kg	40kg	4kg	30㎡
18号漁場	0	0	1,000尾	40kg	0	0	30㎡

当組合自主放流量 (17号漁場及び18号漁場の増殖放流量以外：直近3年間の年間量)

	あゆ	いすな	やまめ	にじマス
平成23年	30kg	13,500尾	2,500尾	20kg
平成24年		13,500尾	3,500尾	140kg
平成25年		13,500尾	3,000尾	180kg

※放流場所、魚種それぞれ増殖放流量に達する河川に放流しています。

関川水系漁業協同組合が行っている漁場管理

3. 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、免許された当組合に課せられている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。
組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることをご理解ください。
4. 県内一円の漁場では、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるように配慮しています。
ご意見がありましたら、関川水系漁業協同組合 (025-523-8089) までご連絡ください。

★ マナーを守り在来魚種を保護しよう。

様式第 2 号

漁 場 監 視 員 証 (表)

	漁場監視員証		関川 号
	氏 名		
	年 月 日交付		
	住 所		
上記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。			
関川水系漁業協同組合			印

様式 3 号

漁 場 監 視 員 証 (表)

監視員証 No	
漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
平成 年 1月1日より	
平成 年12月31日まで	
発行者 関川水系漁業協同組合 印	

(裏)	漁場監視員証(裏)
注 意 事 項 1. 複数以上で監視行動をする。 2. 言葉使いは丁寧に行う。 3. 本証を携帯しベストを着用すること。 4. 違反の証拠品没収は警察官立会いで行う。 5. 違反行為を発見し処置したときは事務所に報告する。 6. 漁場監視員は、いかなる場合も遊漁者に対して、<u>暴行もしくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。</u>	注 意 事 項 1. 複数以上で監視行動をする。 2. 言葉使いは丁寧に行う。 3. 本証を携帯し<u>腕章をつけること。</u> 4. 違反の証拠品没収は警察官立会いで行う 5. 違反行為を発見し処置したときは事務所に報告する。 6. 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、<u>暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない</u>

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1187号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
桑取川漁業協同組合（上越市有間川667）
- 2 漁業権の免許番号
内共第19号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前
（県内共通遊漁の承認に関する事項） 第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。 <u>2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。</u>	（県内共通遊漁の承認に関する事項） 第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税 込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税 込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上 佐潟	内共第11号		
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税 抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税 抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1

荒川漁業協同組合	村上市荒島144－24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>下赤谷245－1</u>
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 <u>新発田市役所加治川支所内</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>前新田304</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>中央区西堀通4番町259－58</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881－4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105番地6</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>清五郎417</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>長谷121</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>石曾根798－2</u>
関川水系漁業協同組合	<u>妙高市美守2－1－38 1 F</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>667</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>801</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 <u>中脇2426</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、 <u>オンラインシステム等</u>	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

荒川漁業協同組合	村上市荒島 144－24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>塩沢 543 番地 205</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>中央町4丁目 10番4号</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>柳原1－4－24</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>東区津島屋3丁目48</u>
<u>濁川漁業協同組合</u>	<u>新潟市北区松浜新町 21－21</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間 3881－4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>両郷乙555</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>長潟 949</u>
<u>赤塚漁業協同組合</u>	<u>新潟市西区赤塚 4716－4</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>赤谷1－8</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>番神1－7－40</u>
関川水系漁業協同組合	<u>上越市子安新田4－67</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>661</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>3133</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
<u>国府川漁業協同組合</u>	<u>佐渡市飯持 40</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

裏	裏
注 意 事 項 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大島ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。 6 <u>本証は原則として再発行しません。</u>	注 意 事 項 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大島ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
(用紙：黄色)	(用紙：黄色)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1188号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
能生内水面漁業協同組合（糸魚川市大字能生801）
- 2 漁業権の免許番号
内共第20号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前
（県内共通遊漁の承認に関する事項） 第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。 <u>2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。</u>	（県内共通遊漁の承認に関する事項） 第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税 込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税 込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、 恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保 倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分 水路、新井 郷川及び福 島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及 び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上 佐潟	内共第11号		
信濃川、加 茂川、五十 嵐川、刈谷 田川、魚野 川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税 抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税 抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1

荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>下赤谷245-1</u>
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 <u>新発田市役所加治川支所内</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>前新田304</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>中央区西堀通4番町259-58</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105番地6</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>清五郎417</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>長谷121</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>石曾根798-2</u>
関川水系漁業協同組合	<u>妙高市美守2-1-38 1 F</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>667</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>801</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 <u>中脇2426</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、 <u>オンラインシステム等</u>	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

(附 則)

第12条 この規則で定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は理事会で定める。

荒川漁業協同組合	村上市荒島 144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>塩沢 543 番地 205</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>中央町4丁目10番4号</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>柳原1-4-24</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>東区津島屋3丁目48</u>
<u>濁川漁業協同組合</u>	<u>新潟市北区松浜新町21-21</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間 3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>両郷乙555</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>長潟 949</u>
<u>赤塚漁業協同組合</u>	<u>新潟市西区赤塚 4716-4</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>赤谷1-8</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>番神1-7-40</u>
関川水系漁業協同組合	<u>上越市子安新田4-67</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>661</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>3133</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
<u>国府川漁業協同組合</u>	<u>佐渡市飯持 40</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

(附 則)

第12条 この規則で定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は理事会で定める。

- 2 この規則は、平成26年 1 月 1 日から施行する。
- 3 この規則は、令和 年 月 日から施行する。

別記様式第 3 号

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ～ 至			
遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな			
漁具漁法 竿 釣			
遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流米沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
6 <u>本証は原則として再発行しません。</u>

(用紙：緑色)

別記様式第 3 号

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ～至 H			
遊漁料 魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな <u>12,000 円</u> <u>(税抜)</u>			
漁具漁法 竿 釣			
遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流米沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

年度 遊漁承認証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
漁具漁法 竿 釣
遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

表

平成 年度 遊漁承認証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
漁具漁法 竿 釣
5,500 円
(税抜) 遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1189号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合（糸魚川市大字須沢中脇2426）
- 2 漁業権の免許番号
内共第21号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変	更	後	変	更	前
---	---	---	---	---	---

(目的)

第1条 この規則は、糸魚川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第21号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 （略）

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規模
手釣、竿釣 <u>（ただし、あゆの遊漁を行う場合は、コロガシとルアーを除く）</u>	竿の長さ11m以内

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
にじます	3月1日から9月30日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
かじか	3月1日から9月30日まで <u>（4/11～4/20を除く）</u>

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

第5～6条 （略）

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。但し、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは次表の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料（税込）
あゆ、うぐい、にじます、いわな、やまめ、	竿釣	1日	2,200円
	手釣	1年	10,450円

(目的)

第1条 この規則は、糸魚川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第21号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 （略）

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 漁具、漁法	イ 規模
手釣、竿釣	竿の長さ11m以内

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
にじます	3月1日から9月30日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで
かじか	3月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

第5～6条 （略）

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。但し、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは次表の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法による納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ、うぐい、にじます、いわな、やまめ、	竿釣	1日	2,200円
	手釣	1年	10,450円

かじか																																																			
2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。但し、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付することもできるものとする。なお、内共第22号海川もしくは内共第23号姫川において遊漁料を納付した場合は、この限りではない。 (1) 糸魚川内水面漁業協同組合 姫川事務所 (2) 糸魚川内水面漁業協同組合が指定した者 第8～11条 (略) (県内共通遊漁の承認に関する事項) 第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。 2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。 表ア <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁場の区域</th><th>漁業権番号</th><th>漁場の区域</th><th>漁業権番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大川</td><td>内共第1号</td><td>北ノ又川、恋ノ岐沢</td><td>内共第13号</td></tr> <tr> <td>勝木川</td><td>内共第2号</td><td>鯖石川</td><td>内共第15号</td></tr> <tr> <td>三面川</td><td>内共第3号</td><td>鶴川</td><td>内共第16号</td></tr> <tr> <td>荒川</td><td>内共第4号</td><td>関川及び保倉川</td><td>内共第17号</td></tr> <tr> <td>胎内川</td><td>内共第5号</td><td>桑取川</td><td>内共第19号</td></tr> <tr> <td>加治川</td><td>内共第6号</td><td>能生川</td><td>内共第20号</td></tr> <tr> <td rowspan="2">新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟</td><td rowspan="2">内共第7号</td><td>早川</td><td>内共第21号</td></tr> <tr> <td>海川</td><td>内共第22号</td></tr> <tr> <td>阿賀野川</td><td>内共第8号</td><td>姫川</td><td>内共第23号</td></tr> <tr> <td rowspan="2">栗ノ木川及び鳥屋野潟</td><td rowspan="2">内共第9号</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>羽茂川</td><td>内共第25号</td></tr> <tr> <td>信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川</td><td>内共第12号</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号	大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号	勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号	三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号	荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号	胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号	加治川	内共第6号	能生川	内共第20号	新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号	海川	内共第22号	阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号	栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号			羽茂川	内共第25号	信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		
漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号																																																
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号																																																
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号																																																
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号																																																
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号																																																
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号																																																
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号																																																
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号																																																
		海川	内共第22号																																																
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号																																																
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号																																																		
		羽茂川	内共第25号																																																
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号																																																		

かじか																																																									
2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。但し、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付することもできるものとする。なお、内共第22号海川もしくは内共第23号姫川において遊漁料を納付した場合は、この限りではない。 (1) 糸魚川内水面漁業協同組合 姫川事務所 (2) 糸魚川内水面漁業協同組合が指定した者 第8～11条 (略) (県内共通遊漁の承認に関する事項) 第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。 表ア <table border="1"> <thead> <tr> <th>漁場の区域</th><th>漁業権番号</th><th>漁場の区域</th><th>漁業権番号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大川</td><td>内共第1号</td><td>北ノ又川、恋ノ岐沢</td><td>内共第13号</td></tr> <tr> <td>勝木川</td><td>内共第2号</td><td>鯖石川</td><td>内共第15号</td></tr> <tr> <td>三面川</td><td>内共第3号</td><td>鶴川</td><td>内共第16号</td></tr> <tr> <td>荒川</td><td>内共第4号</td><td>関川及び保倉川</td><td>内共第17号</td></tr> <tr> <td>胎内川</td><td>内共第5号</td><td>桑取川</td><td>内共第19号</td></tr> <tr> <td>加治川</td><td>内共第6号</td><td>能生川</td><td>内共第20号</td></tr> <tr> <td rowspan="2">新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟</td><td rowspan="2">内共第7号</td><td>早川</td><td>内共第21号</td></tr> <tr> <td>海川</td><td>内共第22号</td></tr> <tr> <td>阿賀野川</td><td>内共第8号</td><td>姫川</td><td>内共第23号</td></tr> <tr> <td>栗ノ木川及び鳥屋野潟</td><td>内共第9号</td><td>国府川</td><td>内共第24号</td></tr> <tr> <td>御手洗潟</td><td>内共第10号</td><td>羽茂川</td><td>内共第25号</td></tr> <tr> <td>佐潟及び上佐潟</td><td>内共第11号</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川</td><td>内共第12号</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>				漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号	大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号	勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号	三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号	荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号	胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号	加治川	内共第6号	能生川	内共第20号	新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号	海川	内共第22号	阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号	栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号	御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号	佐潟及び上佐潟	内共第11号			信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		
漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号																																																						
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号																																																						
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号																																																						
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号																																																						
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号																																																						
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号																																																						
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号																																																						
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号																																																						
		海川	内共第22号																																																						
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号																																																						
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号																																																						
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号																																																						
佐潟及び上佐潟	内共第11号																																																								
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号																																																								

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料 1 ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	<u>13,200円(税込)</u>	県下一円
こい、ふな	竿釣	<u>6,050円(税込)</u>	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>下赤谷245-1</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>住田510 新発田市役所加治川支所内</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>前新田304</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>中央区西堀通4番町259-58</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105番地6</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>清五郎417</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>長谷121</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>石曾根798-2</u>
関川水系漁業協同組合	<u>妙高市美守2-1-38 1</u>

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料 1 ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、 うぐい、かじか、 にじます、こい、 ふな、うなぎ	竿釣	<u>12,000円(税抜)</u>	県下一円
こい、ふな	竿釣	<u>5,500円(税抜)</u>	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>塩沢543番地205</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>中央町4丁目10番4号</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>柳原1-4-24</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>東区津島屋3丁目48</u>
<u>濁川漁業協同組合</u>	<u>新潟市北区松浜新町21-21</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>両郷乙555</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>長潟949</u>
<u>赤塚漁業協同組合</u>	<u>新潟市西区赤塚4716-4</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>赤谷1-8</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>番神1-7-40</u>
関川水系漁業協同組合	<u>上越市子安新田4-67</u>

桑取川漁業協同組合	<u>F</u>
能生内水面漁業協同組合	上越市有間川 <u>667</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>801</u>
	糸魚川市大字須沢 <u>中脇</u>
	2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 <u>659</u>
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式1号
年券

表

顔 写 真 (3.0×2.5) cm		遊 漁 承 認 証 No.00000	
遊 漁 者	住 所	氏 名	殿
生年月日	年 月 日	年 月 日	
魚 種…うぐい、にじます、かじか		いwana、やまめ、あゆ	
漁具漁法…竿 釣		組合 県	
漁獲区…早川・海川・姫川		糸魚川内水面漁業協同組合	
遊漁料 ¥ 10,450 (税込)		年 度	

裏

注 意 事 項	
1. 遊漁者は、遊漁をするときは、本証を携帯しなければなりません。 2. 本証を他人に譲渡又は、貸与してはなりません。 3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。 4. 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を拒否することがあります。 5. 本証の有効期間は1ケ年とします。(但し暦年) 6. 当組合では、増殖事業として、稚魚成魚放流等行っています。	
自 0000年1月1日 至 0000年12月31日 糸魚川市大字須沢字中脇 2 4 2 6 糸魚川内水面漁業協同組合	

桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>661</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>3133</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
国府川漁業協同組合	<u>佐渡市飯持 40</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式1号
年券

表

顔 写 真 (3.0×2.5) cm		遊 漁 承 認 証 No.00000	
遊 漁 者	住 所	氏 名	殿
生年月日	年 月 日	T・S 年 月 日	
魚 種…うぐい、にじます、かじか		いwana、やまめ、あゆ	
漁具漁法…竿 釣		組合 県	
漁獲区…早川・海川・姫川		糸魚川内水面漁業協同組合	
遊漁料 ¥ 10,450 (税込)		年 度	

裏

注 意 事 項	
1. 遊漁者は、遊漁をするときは、本証を携帯しなければなりません。 2. 本証を他人に譲渡又は、貸与してはなりません。 3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。 4. 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を拒否することがあります。 5. 本証の有効期間は1ケ年とします。(但し暦年) 6. 当組合では、増殖事業として、稚魚成魚放流等行っています。	
自 0000年1月1日 至 0000年12月31日 糸魚川市大字須沢字中脇 2 4 2 6 糸魚川内水面漁業協同組合	

1 日 券

表

〇〇〇〇年度
1 日 遊 漁 承 認 証

魚 種…いわな、やまめ、あゆ、にじます、うぐい、かじか
漁具漁法…竿釣 1 本に限る
漁業区域…姫川・海川・早川の 3 河川
料 金… 2, 2 0 0 円 (税込)
現地料金… 3, 2 0 0 円 (税込)

〒949-0301

新潟県糸魚川市大字須沢字中脇 2426

糸魚川内水面漁業協同組合 組合印

電話 & F A X (025) 552-7828

月		日
---	--	---

〇〇〇〇年度 日釣券

月		日
---	--	---

裏

No.〇〇〇〇〇

注 意 事 項

1. 遊漁者は、遊漁するときは、本証を携帯しなければなりません。
2. 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。
4. 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を拒絶することがあります。
5. 本証を紛失した場合は再発行しません。
6. 遊漁する場合において監視員に納付する時は、1,000円を加算した額とします。
7. 発行した券は引取りはしないものとします。
8. 組合印、又は取扱者印のないものは無効とします。
9. 当組合では、増殖事業として、稚魚成魚放流等行っています。
10. 釣行は無理をせず安全第一で楽しんでください。

No.〇〇〇〇〇

1 日 券

表

〇〇〇〇年度
1 日 遊 漁 承 認 証

魚 種…いわな、やまめ、あゆ、にじます、うぐい、かじか
漁具漁法…竿釣 1 本に限る
漁業区域…姫川・海川・早川の 3 河川
料 金… 2, 2 0 0 円 (税込)
現地料金… 3, 2 0 0 円 (税込)

〒949-0301

新潟県糸魚川市大字須沢字中脇 2426

糸魚川内水面漁業協同組合 組合印

電話 & F A X 0255(52)-7828

月		日
---	--	---

〇〇〇〇年度 日釣券

月		日
---	--	---

裏

No.〇〇〇〇〇

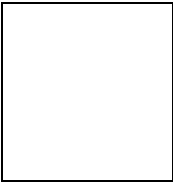
注 意 事 項

1. 遊漁者は、遊漁するときは、本証を携帯しなければなりません。
2. 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。
4. 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を拒絶することがあります。
5. 本証を紛失した場合は再発行しません。
6. 遊漁する場合において監視員に納付する時は、1,000円を加算した額とします。
7. 発行した券は引取りはしないものとします。
8. 組合印、又は取扱者印のないものは無効とします。
9. 当組合では、増殖事業として、稚魚成魚放流等行っています。
10. 釣行は無理をせず安全第一で楽しんでください。

No.〇〇〇〇〇

別記様式2号 漁場監視員証

表

No.		漁 場 監 視 員 証	
		下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
		住所	
		氏名	殿
		生年月日	年 月 日
有効期間			
自 年 月 日			
至 年 月 日		糸魚川内水面漁業協同組合	

裏

注 意 事 項	
1. 当組合の遊漁規則を励行状況を監視し、承認遊漁者の有無を取締ること。 2. 違反者を発見した時は、直ちに遊漁を中止、拒絶すること。 3. 違反者及び遊漁料を徴したときは直ちに事務所に報告すること。 4. 定められた日時に漁場を巡回し、漁場報告を事務所に提出すること。 5. 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に暴行脅迫威嚇してはならない。	
糸魚川内水面漁業協同組合	

別記様式第3号

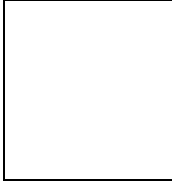
表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所 氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 ～ 至			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

別記様式2号 漁場監視員証

表

No.		漁 場 監 視 員 証	
		下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
		住所	
		氏名	殿
		生年月日	平成 年 月 日
有効期間			
自 平成 年 月 日			
至 平成 年 月 日		糸魚川内水面漁業協同組合	

裏

注 意 事 項	
1. 当組合の遊漁規則を励行状況を監視し、承認遊漁者の有無を取締ること。 2. 違反者を発見した時は、直ちに遊漁を中止、拒絶すること。 3. 違反者及び遊漁料を徴したときは直ちに事務所に報告すること。 4. 定められた日時に漁場を巡回し、漁場報告を事務所に提出すること。 5. 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に暴行脅迫威嚇してはならない。	
糸魚川内水面漁業協同組合	

別記様式第3号

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所 氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 H ～ 至 H			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
12,000 円 (税抜)	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
(1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
(2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
漁具漁法 竿 釣
遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
(1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
(2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

附則

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。(行政庁の認可日 令和 年 月 日)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
(1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
(2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
5,500 円 漁具漁法 竿 釣
(税抜) 遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
(1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
(2) 関川(内共第 18 号妙高市兼保橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

附則

この規則の変更は、令和 3 年 3 月 25 日 (行政庁の認可の日) から施行する。

◎新潟県告示第1190号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所

糸魚川内水面漁業協同組合（糸魚川市大字須沢中脇2426）

2 漁業権の免許番号

内共第22号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前																																				
(目的) 第1条 この規則は、糸魚川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第22号<u>第五種共同漁業権</u>に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 （略） (漁具、漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><th>ア 漁具、漁法</th><th>イ 規模</th></tr><tr><td>手釣、竿釣 (ただし、<u>あゆの遊漁を行う場合は、コロガシとルアーを除く</u>)</td><td>竿の長さ11m以内</td></tr></table> (遊漁期間) 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。 <table><tr><th>ア 魚種</th><th>イ 期間</th></tr><tr><td>あゆ</td><td>6月第4土曜日から9月30日まで</td></tr><tr><td>うぐい</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr><tr><td>にじます</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr><tr><td>いわな</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr><tr><td>やまめ</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr><tr><td>かじか</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr></table>	ア 漁具、漁法	イ 規模	手釣、竿釣 (ただし、 <u>あゆの遊漁を行う場合は、コロガシとルアーを除く</u>)	竿の長さ11m以内	ア 魚種	イ 期間	あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで	うぐい	1月1日から12月31日まで	にじます	3月1日から9月30日まで	いわな	3月1日から9月30日まで	やまめ	3月1日から9月30日まで	かじか	3月1日から9月30日まで	(目的) 第1条 この規則は、糸魚川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第22号第<u>5種共同漁業権</u>に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 （略） (漁具、漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><th>ア 漁具、漁法</th><th>イ 規模</th></tr><tr><td>手釣、竿釣</td><td>竿の長さ11m以内</td></tr></table> (遊漁期間) 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。 <table><tr><th>ア 魚種</th><th>イ 期間</th></tr><tr><td>あゆ</td><td>6月第4土曜日から9月30日まで</td></tr><tr><td>うぐい</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr><tr><td>にじます</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr><tr><td>いわな</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr><tr><td>やまめ</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr><tr><td>かじか</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr></table>	ア 漁具、漁法	イ 規模	手釣、竿釣	竿の長さ11m以内	ア 魚種	イ 期間	あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで	うぐい	1月1日から12月31日まで	にじます	3月1日から9月30日まで	いわな	3月1日から9月30日まで	やまめ	3月1日から9月30日まで	かじか	3月1日から9月30日まで
ア 漁具、漁法	イ 規模																																				
手釣、竿釣 (ただし、 <u>あゆの遊漁を行う場合は、コロガシとルアーを除く</u>)	竿の長さ11m以内																																				
ア 魚種	イ 期間																																				
あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで																																				
うぐい	1月1日から12月31日まで																																				
にじます	3月1日から9月30日まで																																				
いわな	3月1日から9月30日まで																																				
やまめ	3月1日から9月30日まで																																				
かじか	3月1日から9月30日まで																																				
ア 漁具、漁法	イ 規模																																				
手釣、竿釣	竿の長さ11m以内																																				
ア 魚種	イ 期間																																				
あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで																																				
うぐい	1月1日から12月31日まで																																				
にじます	3月1日から9月30日まで																																				
いわな	3月1日から9月30日まで																																				
やまめ	3月1日から9月30日まで																																				
かじか	3月1日から9月30日まで																																				

(4/11～4/20を除く)

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

第5条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。但し、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは次表の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料(税込)
あゆ、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか	竿釣 手釣	1日	2,200円
		1年	10,450円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。但し、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付することもできるものとする。なお、内共第21号早川もしくは内共第23号姫川において遊漁料を納付した場合は、この限りではない。

- (1) 糸魚川内水面漁業協同組合 姫川事務所
- (2) 糸魚川内水面漁業協同組合が指定した者

第7～10条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

第5条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。但し、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは次表の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法による納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか	竿釣 手釣	1日	2,200円
		1年	10,450円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてなければならない。但し、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付することもできるものとする。なお、内共第21号早川もしくは内共第23号姫川において遊漁料を納付した場合は、この限りではない。

- (1) 糸魚川内水面漁業協同組合 姫川事務所
- (2) 糸魚川内水面漁業協同組合が指定した者

第7～10条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第11条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号

新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第 7 号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第 8 号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第 9 号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料 1 ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	<u>13,200円(税込)</u>	県下一円
こい、ふな	竿釣	<u>6,050円(税込)</u>	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番 3 号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通 4 番町259-58

新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第 7 号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第 8 号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第 9 号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料 1 ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	<u>12,000 円(税抜)</u>	県下一円
こい、ふな	竿釣	<u>5,500 円(税抜)</u>	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町 13 番 3 号
大川漁業協同組合	村上市温出 472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町 15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島 144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢 543 番地 205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町 4 丁目 10 番 4 号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原 1-4-24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641 番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋 3 丁目 48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町 21-21

阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881 － 4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105 番地 6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座 川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根798－ 2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守 2－ 1－38 1 F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇 2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記 漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステ ム等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式 1 号
年券

表

遊 漁 承 認 証	
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	No.000000
	遊 漁 者 住 所
	氏 名 殿
	生年月日 年 月 日
魚 種…うぐい、にじます、かじか いわな、やまめ、あゆ 年 度 漁具…竿 釣 漁場…早川・海川・姫川 糸魚川内水面漁業協同組合	
遊漁料 ¥ 1 0,4 5 0 (税込)	組 合 印

阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間 3881 － 4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙 555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟 949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚 4716－ 4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座 川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷 1－ 8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市番神 1－ 7－40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田 4－67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 3133
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持 40
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記 漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式 1 号
年券

表

遊 漁 承 認 証	
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	No.000000
	遊 漁 者 住 所
	氏 名 殿
	生年月日 T・S 年 月 日
魚 種…うぐい、にじます、かじか いわな、やまめ、あゆ 年 度 漁具…竿 釣 漁場…早川・海川・姫川 糸魚川内水面漁業協同組合	
遊漁料 ¥ 1 0,4 5 0 (税込)	組 合 印

裏

注 意 事 項

1. 遊漁者は、遊漁をするときは、本証を携帯しなければなりません。
2. 本証を他人に譲渡又は、貸与してはなりません。
3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。
4. 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を拒否することがあります。
5. 本証の有効期間は1ケ年とします。(但し暦年)
6. 当組合では、増殖事業として、稚魚成魚放流等行っています。

自 〇〇〇〇年1月1日 至 〇〇〇〇年12月31日
 糸魚川市大字須沢字中脇 2 4 2 6
 糸魚川内水面漁業協同組合

1 日 券

表

 〇〇〇〇年度
 1 日 遊 漁 承 認 証

魚 種…いわな、やまめ、あゆ、にじます、うぐい、かじか
 漁具漁法…竿釣 1 本に限る
 漁業区域…姫川・海川・早川の 3 河川
 料 金… 2, 2 0 0 円 (税込)
 現地料金… 3, 2 0 0 円 (税込)

〒949-0301

新潟県糸魚川市大字須沢字中脇 2426

糸魚川内水面漁業協同組合

電話 & F A X (025) 552-7828

月		日

〇〇〇〇年度 日釣券

月		日

裏

注 意 事 項

1. 遊漁者は、遊漁をするときは、本証を携帯しなければなりません。
2. 本証を他人に譲渡又は、貸与してはなりません。
3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。
4. 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を拒否することがあります。
5. 本証の有効期間は1ケ年とします。(但し暦年)
6. 当組合では、増殖事業として、稚魚成魚放流等行っています。

自 〇〇〇〇年1月1日 至 〇〇〇〇年12月31日
 糸魚川市大字須沢字中脇 2 4 2 6
 糸魚川内水面漁業協同組合

1 日 券

表

 〇〇〇〇年度
 1 日 遊 漁 承 認 証

魚 種…いわな、やまめ、あゆ、にじます、うぐい、かじか
 漁具漁法…竿釣 1 本に限る
 漁業区域…姫川・海川・早川の 3 河川
 料 金… 2, 2 0 0 円 (税込)
 現地料金… 3, 2 0 0 円 (税込)

〒949-0301

新潟県糸魚川市大字須沢字中脇 2426

糸魚川内水面漁業協同組合

電話 & F A X 0255(52)-7828

月		日

〇〇〇〇年度 日釣券

月		日

裏

No.○○○○○

注 意 事 項

1. 遊漁者は、遊漁するときは、本証を携帯しなければなりません。
2. 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。
4. 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を拒絶することがあります。
5. 本証を紛失した場合は再発行しません。
6. 遊漁する場合において監視員に納付する時は1,000円を加算した額とします。
7. 発行した券は引取りはしないものとします。
8. 組合印、又は取扱者印のないものは無効とします。
9. 当組合では、増殖事業として、稚魚成魚放流等行っています。
10. 釣行は無理をせず安全第一で楽しんでください。

No.○○○○○

別記様式 2 号 漁場監視員証
表

No.

漁 場 監 視 員 証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。



住所	
氏名	殿
生年月日	年 月 日

有効期間

 自 年 月 日
 至 年 月 日

糸魚川内水面漁業協同組合

裏

裏

No.○○○○○

注 意 事 項

1. 遊漁者は、遊漁するときは、本証を携帯しなければなりません。
2. 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。
4. 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を拒絶することがあります。
5. 本証を紛失した場合は再発行しません。
6. 遊漁する場合において監視員に納付する時は1,000円を加算した額とします。
7. 発行した券は引取りはしないものとします。
8. 組合印、又は取扱者印のないものは無効とします。
9. 当組合では、増殖事業として、稚魚成魚放流等行っています。
10. 釣行は無理をせず安全第一で楽しんでください。

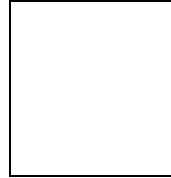
No.○○○○○

別記様式 2 号 漁場監視員証
表

No.

漁 場 監 視 員 証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。



住所	
氏名	殿
生年月日	年 月 日

有効期間

 自 平成 年 月 日
 至 平成 年 月 日

糸魚川内水面漁業協同組合

裏

注 意 事 項

1. 当組合の遊漁規則を励行状況を監視し、承認遊漁者の有無を取締ること。
2. 違反者を発見した時は、直ちに遊漁を中止、拒絶すること。
3. 違反者及び遊漁料を徴したときは直ちに事務所に報告すること。
4. 定められた日時に漁場を巡回し、漁場報告を事務所に提出すること。
5. 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に暴行脅迫威嚇してはならない。

糸魚川内水面漁業協同組合

注 意 事 項

1. 当組合の遊漁規則を励行状況を監視し、承認遊漁者の有無を取締ること。
2. 違反者を発見した時は、直ちに遊漁を中止、拒絶すること。
3. 違反者及び遊漁料を徴したときは直ちに事務所に報告すること。
4. 定められた日時に漁場を巡回し、漁場報告を事務所に提出すること。
5. 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に暴行脅迫威嚇してはならない。

糸魚川内水面漁業協同組合

別記様式第3号

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所 氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 ～ 至			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

別記様式第3号

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所 氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 H ～ 至 H			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
12,000 円 (税抜)	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
(1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
(2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流米沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証				
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号			
	遊 漁 者	住所 氏名		
	生年月日	大・昭・平	年	月 日
承認期間 自 ～至				
遊漁料	魚 種	こい・ふな		
	漁具漁法	竿 釣		
	遊漁区域	県下一円	(但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13- 3				
この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761				

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
(1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
(2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流米沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

附則

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。(行政
庁の認可日 令和 年 月 日)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
(1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
(2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流米沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証				
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号			
	遊 漁 者	住所 氏名		
	生年月日	大・昭・平	年	月 日
承認期間 自 H ～至 H				
遊漁料	魚 種	こい・ふな		
5,500 円	漁具漁法	竿 釣		
(税抜)	遊漁区域	県下一円	(但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13- 3				
この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761				

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
(1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
(2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流米沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

附則

この規則の変更は、令和 3 年 3 月 25 日 (行政庁の
認可の日) から施行する。

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合（糸魚川市大字須沢中脇2426）
- 2 漁業権の免許番号
内共第23号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前																																				
(目的) 第1条 この規則は、糸魚川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第23号<u>第五種共同漁業権</u>に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 （略） (漁具、漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><th>ア 漁具、漁法</th><th>イ 規模</th></tr><tr><td>手釣、竿釣 (ただし、あゆの遊漁を行う場合は、コロガシとルアーを除く)</td><td>竿の長さ11m以内</td></tr></table> (遊漁期間) 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。 <table><tr><th>ア 魚種</th><th>イ 期間</th></tr><tr><td>あゆ</td><td>6月第4土曜日から9月30日まで</td></tr><tr><td>うぐい</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr><tr><td>にじます</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr><tr><td>いわな</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr><tr><td>やまめ</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr><tr><td>かじか</td><td>3月1日から9月30日まで (4/11～4/20を除く)</td></tr></table>	ア 漁具、漁法	イ 規模	手釣、竿釣 (ただし、あゆの遊漁を行う場合は、コロガシとルアーを除く)	竿の長さ11m以内	ア 魚種	イ 期間	あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで	うぐい	1月1日から12月31日まで	にじます	3月1日から9月30日まで	いわな	3月1日から9月30日まで	やまめ	3月1日から9月30日まで	かじか	3月1日から9月30日まで (4/11～4/20を除く)	(目的) 第1条 この規則は、糸魚川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第23号第<u>5種共同漁業権</u>に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 （略） (漁具、漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><th>ア 漁具、漁法</th><th>イ 規模</th></tr><tr><td>手釣、竿釣</td><td>竿の長さ11m以内</td></tr></table> (遊漁期間) 第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。 <table><tr><th>ア 魚種</th><th>イ 期間</th></tr><tr><td>あゆ</td><td>6月第4土曜日から9月30日まで</td></tr><tr><td>うぐい</td><td>1月1日から12月31日まで</td></tr><tr><td>にじます</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr><tr><td>いわな</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr><tr><td>やまめ</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr><tr><td>かじか</td><td>3月1日から9月30日まで</td></tr></table>	ア 漁具、漁法	イ 規模	手釣、竿釣	竿の長さ11m以内	ア 魚種	イ 期間	あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで	うぐい	1月1日から12月31日まで	にじます	3月1日から9月30日まで	いわな	3月1日から9月30日まで	やまめ	3月1日から9月30日まで	かじか	3月1日から9月30日まで
ア 漁具、漁法	イ 規模																																				
手釣、竿釣 (ただし、あゆの遊漁を行う場合は、コロガシとルアーを除く)	竿の長さ11m以内																																				
ア 魚種	イ 期間																																				
あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで																																				
うぐい	1月1日から12月31日まで																																				
にじます	3月1日から9月30日まで																																				
いわな	3月1日から9月30日まで																																				
やまめ	3月1日から9月30日まで																																				
かじか	3月1日から9月30日まで (4/11～4/20を除く)																																				
ア 漁具、漁法	イ 規模																																				
手釣、竿釣	竿の長さ11m以内																																				
ア 魚種	イ 期間																																				
あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで																																				
うぐい	1月1日から12月31日まで																																				
にじます	3月1日から9月30日まで																																				
いわな	3月1日から9月30日まで																																				
やまめ	3月1日から9月30日まで																																				
かじか	3月1日から9月30日まで																																				

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

第5条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。但し、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは次表の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料(税込)
あゆ、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか	竿釣 手釣	1日	2,200円
		1年	10,450円

2 遊漁料の納付は次のとおりとする。

(1) 内共第23号姫川における遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付することもできるものとする。なお、内共第21号早川もしくは内共第22号海川において遊漁料を納付した場合は、この限りではない。

- ①糸魚川内水面漁業協同組合 姫川事務所
- ②糸魚川内水面漁業協同組合が指定した者

第7条 (略)

(釣堀的漁場)

第8条 新潟県釣堀的漁場の開設要領に基づく釣堀的漁場を、次のとおり開設する。

- ア 名称 ヒスイ峡フィッシングパーク
- イ 開設の場所 糸魚川市大字小滝字牛落地内、姫川支流小滝川のカラソ沢202.5mの区域
- ウ 開設の期間 始期：令和5年1月1日
終期：令和5年12月31日
- エ 濃密放流をする魚種 いwana・やまめ・にじます
- オ 漁具・漁法 竿釣
- カ 釣り料金 1日2,000円(税込)
- キ ヒスイ狭フィッシングパークにおける料金は、当該漁場の管理棟に限り納付できるものとする。

第9条～第12条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第6条及び第9条の規定にかかわらず、あ

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

第5条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。但し、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは次表の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法による納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか	竿釣 手釣	1日	2,200円
		1年	10,450円

2 遊漁料の納付は次のとおりとする。

(1) 内共第23号姫川における遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付することもできるものとする。なお、内共第21号早川もしくは内共第22号海川において遊漁料を納付した場合は、この限りではない。

- ①糸魚川内水面漁業協同組合 姫川事務所
- ②糸魚川内水面漁業協同組合が指定した者

第7条 (略)

(釣堀的漁場)

第8条 新潟県釣堀的漁場の開設要領に基づく釣堀的漁場を、次のとおり開設する。

- ア 名称 ヒスイ峡フィッシングパーク
- イ 開設の場所 糸魚川市大字小滝字牛落地内、姫川支流小滝川のカラソ沢202.5mの区域
- ウ 開設の期間 始期：令和4年1月1日
終期：令和4年12月31日
- エ 濃密放流をする魚種 いwana・やまめ・にじます
- オ 漁具・漁法 竿釣
- カ 釣り料金 1日2,000円
- キ ヒスイ狭フィッシングパークにおける料金は、当該漁場の管理棟に限り納付できるものとする。

第9条～第12条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あ

らかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

らかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番 3 号
大川漁業協同組合	村上市温出472－28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15－ 1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144－24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245－ 1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通 4 番町259－58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881－ 4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105番地 6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根798－ 2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守 2－ 1－38 1 F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第 3 号のとおりとする。

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町 13 番 3 号
大川漁業協同組合	村上市温出 472－28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町 15－ 1
荒川漁業協同組合	村上市荒島 144－24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢 543 番地 205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町 4 丁目 10 番 4 号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原 1－ 4－24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜 7 丁目 3641 番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋 3 丁目 48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町 21－21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間 3881－ 4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙 555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟 949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚 4716－ 4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷 1－ 8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町 4－35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105－16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝 1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市番神 1－ 7－40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田 4－67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 3133
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持 40
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第 3 号のとおりとする。

別記様式1号

年券

表

顔 写 真 (3.0×2.5) cm		遊 漁 承 認 証	
		No.00000	
遊 漁 者	住 所	殿	
	氏 名	殿	
	生年月日	年 月 日	
	魚 種…うぐい、にじます、かじか		
	いwana、やまめ、あゆ		
	漁具…竿 釣		
	漁場…早川・海川・姫川		
遊漁料	¥ 10,450	組合	
	(税込)	糸魚川内水面漁業協同組合	

裏

注 意 事 項	
1. 遊漁者は、遊漁をするときは、本証を携帯しなければなりません。 2. 本証を他人に譲渡又は、貸与してはなりません。 3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。 4. 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を拒否することがあります。 5. 本証の有効期間は1ケ年とします。(但し暦年) 6. 当組合では、増殖事業として、稚魚成魚放流等行っています。	
自 0000年1月1日 至 0000年12月31日 糸魚川市大字須沢字中脇 2 4 2 6 糸魚川内水面漁業協同組合	

1日券

別記様式1号

年券

表

顔 写 真 (3.0×2.5) cm		遊 漁 承 認 証	
		No.00000	
遊 漁 者	住 所	殿	
	氏 名	殿	
	生年月日	T・S 年 月 日	
	魚 種…うぐい、にじます、かじか		
	いwana、やまめ、あゆ		
	漁具…竿 釣		
	漁場…早川・海川・姫川		
遊漁料	¥ 10,450	組合	
	(税込)	糸魚川内水面漁業協同組合	

裏

注 意 事 項	
1. 遊漁者は、遊漁をするときは、本証を携帯しなければなりません。 2. 本証を他人に譲渡又は、貸与してはなりません。 3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。 4. 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を拒否することがあります。 5. 本証の有効期間は1ケ年とします。(但し暦年) 6. 当組合では、増殖事業として、稚魚成魚放流等行っています。	
自 0000年1月1日 至 0000年12月31日 糸魚川市大字須沢字中脇 2 4 2 6 糸魚川内水面漁業協同組合	

1日券

表

〇〇〇〇年度
1 日 遊 漁 承 認 証

魚 種…いわな、やまめ、あゆ、にじます、うぐい、かじか
漁具漁法…竿釣 1 本に限る
漁業区域…姫川・海川・早川の 3 河川
料 金… 2, 2 0 0 円 (税込)
現地料金… 3, 2 0 0 円 (税込)

〒949-0301

新潟県糸魚川市大字須沢字 中脇 9426

糸魚川内水面漁業協同組合 組合印

電話 & F A X (025) 552-7828

月		日
---	--	---

〇〇〇〇年度 日釣券

月		日
---	--	---

裏

No.〇〇〇〇〇〇

注 意 事 項

1. 遊漁者は、遊漁するときは、本証を携帯しなければなりません。
2. 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。
4. 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を拒絶することがあります。
5. 本証を紛失した場合は再発行しません。
6. 遊漁する場合において監視員に納付する時は1,000円を加算した額とします。
7. 発行した券は引取りはしないものとします。
8. 組合印、又は取扱者印のないものは無効とします。
9. 当組合では、増殖事業として、稚魚成魚放流等行っています。
10. 釣行は無理をせず安全第一で楽しんでください。

No.〇〇〇〇〇〇

別記様式 2 号 漁場監視員証

表

〇〇〇〇年度
1 日 遊 漁 承 認 証

魚 種…いわな、やまめ、あゆ、にじます、うぐい、かじか
漁具漁法…竿釣 1 本に限る
漁業区域…姫川・海川・早川の 3 河川
料 金… 2, 2 0 0 円 (税込)
現地料金… 3, 2 0 0 円 (税込)

〒949-0301

新潟県糸魚川市大字須沢字 中脇 9426

糸魚川内水面漁業協同組合 組合印

電話 & F A X 0255(52)-7828

月		日
---	--	---

〇〇〇〇年度 日釣券

月		日
---	--	---

裏

No.〇〇〇〇〇〇

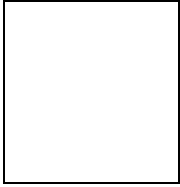
注 意 事 項

1. 遊漁者は、遊漁するときは、本証を携帯しなければなりません。
2. 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。
4. 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を拒絶することがあります。
5. 本証を紛失した場合は再発行しません。
6. 遊漁する場合において監視員に納付する時は1,000円を加算した額とします。
7. 発行した券は引取りはしないものとします。
8. 組合印、又は取扱者印のないものは無効とします。
9. 当組合では、増殖事業として、稚魚成魚放流等行っています。
10. 釣行は無理をせず安全第一で楽しんでください。

No.〇〇〇〇〇〇

別記様式 2 号 漁場監視員証

表

No.		漁場監視員証	
		下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
		住所	
		氏名	殿
		生年月日	年 月 日
有効期間			
自 年 月 日			
至 年 月 日		糸魚川内水面漁業協同組合	

裏

注 意 事 項	
1. 当組合の遊漁規則を励行状況を監視し、承認遊漁者の有無を取締ること。 2. 違反者を発見した時は、直ちに遊漁を中止、拒絶すること。 3. 違反者及び遊漁料を徴したときは直ちに事務所に報告すること。 4. 定められた日時に漁場を巡回し、漁場報告を事務所に提出すること。 5. 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に暴行脅迫威嚇してはならない。	
糸魚川内水面漁業協同組合	

別記様式第3号

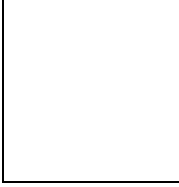
表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所 氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 ～ 至			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者	新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761		

(用紙：緑色)

裏

表

No.		漁場監視員証	
		下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
		住所	
		氏名	殿
		生年月日	平成 年 月 日
有効期間			
自 平成 年 月 日			
至 平成 年 月 日		糸魚川内水面漁業協同組合	

裏

注 意 事 項	
1. 当組合の遊漁規則を励行状況を監視し、承認遊漁者の有無を取締ること。 2. 違反者を発見した時は、直ちに遊漁を中止、拒絶すること。 3. 違反者及び遊漁料を徴したときは直ちに事務所に報告すること。 4. 定められた日時に漁場を巡回し、漁場報告を事務所に提出すること。 5. 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に暴行脅迫威嚇してはならない。	
糸魚川内水面漁業協同組合	

別記様式第3号

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所 氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	
承認期間 自 H ～ 至 H			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
12,000 円 (税抜)	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者	新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761		

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
漁具漁法 竿 釣
遊漁区域 県下一円

(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3

この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

附則

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。(行政
庁の認可日 令和 年 月 日)

4 変更後の遊漁規則の施行の日

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 H ～至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
5,500 円
(税抜) 漁具漁法 竿 釣
遊漁区域 県下一円

(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3

この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

附則

この規則の変更は、令和 4 年 1 月 1 日 (行政庁の認
可日 令和 3 年12月28日) から施行する。

新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1192号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
羽茂川内水面漁業協同組合（佐渡市羽茂本郷659）
- 2 漁業権の免許番号
内共第25号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前												
(目的) 第1条 この規則は、羽茂川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第25号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網又は投網による遊漁の場合には口頭で、しなければならない。 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、たも網又は投網による遊漁の場合には、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><th>漁具・漁法</th><th>規 模</th></tr><tr><td>投網</td><td>網の全長 3.6m以内。</td></tr><tr><td>たも網</td><td>直径1m以下</td></tr></table>	漁具・漁法	規 模	投網	網の全長 3.6m以内。	たも網	直径1m以下	(目的) 第1条 この規則は、羽茂川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第25号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。 (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務) 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。 2 前項の規定による申請は、手釣り、竿釣り、たも網又は投網による遊漁の場合には口頭で、しなければならない。 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣り、竿釣り、たも網又は投網による遊漁の場合には、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。 (漁具・漁法の制限) 第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。 <table><tr><th>漁具・漁法</th><th>規 模</th></tr><tr><td>投網</td><td>網の全長 3.6m以内。</td></tr><tr><td>たも網</td><td>直径1m以下</td></tr></table>	漁具・漁法	規 模	投網	網の全長 3.6m以内。	たも網	直径1m以下
漁具・漁法	規 模												
投網	網の全長 3.6m以内。												
たも網	直径1m以下												
漁具・漁法	規 模												
投網	網の全長 3.6m以内。												
たも網	直径1m以下												

(遊漁期間)

第4条

次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	8月1日から11月30日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
佐渡市羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関頭首工下流端に至る羽茂川の区域。佐渡市上川茂771-46にある外山ダム農林水産省NO. <u>N</u> 10とA11を結んだ線の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673-9にある外山ダム農林水産省杭NO. 575と佐渡市外山151-2にある杭395-2を結んだ地点から下流までの区域。	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種について、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものはこれを採捕してはならない。

魚 種	全 長
うぐい	体長15cm以下
いわな	体長15cm以下
やまめ	体長15cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但し書きに規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

(1) 手釣・竿釣・たも網又は投網による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
-----	-------	-----

(遊漁期間)

第4条

次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	8月1日から11月30日まで
うぐい	1月1日から12月31日まで
いわな	3月1日から9月30日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関頭首工下流端に至る羽茂川の区域。佐渡市上川茂771-46にある外山ダム農林水産省杭NO. <u>A</u> 10とA11を結んだ線の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673-9にある外山ダム農林水産省杭NO. 575と佐渡市外山151-2にある杭395-2を結んだ地点から下流までの区域。	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種について、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものはこれを採捕してはならない。

魚 種	全 長
うぐい	体長15cm以下
いわな	体長15cm以下
やまめ	体長15cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但し書きに規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

(1) 手釣り・竿釣り・たも網又は投網による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣り・竿釣り	1日 800円
うぐい		1年 4,000円

あゆ	手釣・竿釣	1日 800円
うぐい	投網・たも網	1年 4,000円
いわな		
やまめ		

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。但し、手釣・竿釣・たも網又は投網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

(1) 羽茂川漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪はんしてはならない。

＊佐渡市羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関頭首工下流端に至る羽茂川の区域。佐渡市上川茂771-46にある外山ダム農林水産省杭NO. N10とA11を結んだ線の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673-9にある外山ダム農林水産省杭NO. 575と佐渡市外山151-2にある杭395-2を結んだ地点から下流までの区域。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

いわな	投網・たも網	1日 800円
やまめ		1年 4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。但し、手釣り・竿釣り・たも網又は投網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場合において漁場監視員に納付することができる。

(1) 羽茂川漁業協同組合事務所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪はんしてはならない。

＊羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関頭首工下流端に至る羽茂川の区域。佐渡市上川茂771-46にある外山ダム農林水産省杭NO. A10とA11を結んだ線の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673-9にある外山ダム農林水産省杭NO. 575と佐渡市外山151-2にある杭395-2を結んだ地点から下流までの区域。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>下赤谷245-1</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>住田510 新発田市役所加治川支所内</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>前新田304</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>中央区西堀通4番町259-58</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105番地6</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>清五郎417</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>長谷121</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>石曾根798-2</u>
関川水系漁業協同組合	<u>妙高市美守2-1-38 1 F</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>667</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>801</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 <u>中脇2426</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>塩沢543番地205</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>中央町4丁目10番4号</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>柳原1-4-24</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>東区津島屋3丁目48</u>
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>両郷乙555</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>長潟949</u>
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>赤谷1-8</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>番神1-7-40</u>
関川水系漁業協同組合	<u>上越市子安新田4-67</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>661</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>3133</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢2426
国府川漁業協同組合	<u>佐渡市飯持40</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式3のとおりとする。

別記様式1
遊漁承認証

表	
No. 遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	(住所) (氏名) (年齢)
承認期間	月 日～月 日
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	羽茂川
遊漁料	
発行者	羽茂川内水面漁業協同組合 印

裏
注意事項
1. 遊漁者は遊漁をする時は本証を携帯しなければなりません。
2. 本証を他人に譲渡または貸与してはなりません。
3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があった時は本証を提示してください。
4. 除外される区域及び期間は次のとおりです。
(1) 佐渡市羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関頭首工下流端に至る羽茂川の区域。佐渡市上川茂771・46にある外山ダム農林水産省杭NO. N10とA11を結んだ線の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673―9にある外山ダム農林水産省杭NO.575と佐渡市外山151・2にある杭395・2を結んだ地点から下流までの区域で1月1日～12月31日迄です。
(2) アユ漁は8月1日から11月30日迄です。
(3) いwana、やまめ漁は3月1日から9月30日迄です。
5. 組合は稚魚放流、産卵床作成等の増殖事業及び漁場の整備、管理も行っています。
6. 本証は原則として再発行しません。

別記様式2
漁場監視員証

表	
No. 漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	羽茂川内水面漁業協同組合 印

裏
注意事項
1. 監視員は巡回時には本証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
2. 監視員は、本証を必要な場合遊漁者に提示しなければならない。
3. 監視員は必要な指示を行うことができる。
4. 監視員は遊漁者が違反した時は遊漁の中止を命ずる事が出来る。

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式1
遊漁承認証

表	
No. 遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊漁者	(住所) (氏名) (年齢)
承認期間	1月1日～12月31日
魚種	
漁具・漁法	
遊漁区域	羽茂川
遊漁料	
発行者	羽茂川内水面漁業協同組合 印

裏
注意事項
1. 遊漁者は遊漁をする時は本証を携帯しなければなりません。
2. 本証を他人に譲渡または貸与してはなりません。
3. 遊漁者は、漁場監視員の要求があった時は本証を提示してください。
4. 除外される区域及び期間は次のとおりです。
(1) 羽茂飯岡地内九ヶ田取水堰の上流から一ノ関に至る羽茂川の区域。外山ダム佐渡市上川茂771・46農林水産省杭NO. A10とA11の延長と対岸を結んだ地点より上流、佐渡市上川茂673―9杭NO.575と外山151・2杭395・2を結んだ地点までの区域で1月1日～12月31日迄です。
(2) アユ漁は8月1日から11月30日迄です。
5. 組合は稚魚放流、産卵床作成等の増殖事業及び漁場の整備、管理も行っています。

別記様式2
漁場監視員証

表	
No. 漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	羽茂川内水面漁業協同組合 印

裏
注意事項
1. 監視員は巡回時には本証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
2. 監視員は、本証を必要な場合遊漁者に提示しなければならない。
3. 監視員は必要な指示を行うことができる。
4. 監視員は遊漁者が違反した時は遊漁の中止を命ずる事が出来る。
5. 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。

別記様式第3号

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～ 至

遊漁料 魚 種 いわな・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな

漁具漁法 竿 釣

遊漁区域 県下一円

(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

承認期間 自 ～至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
 漁具漁法 竿 釣
 遊漁区域 県下一円
 (但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13－3

この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤

(025) 241－5795 FAX (025) 241－8761

(用紙：黄色)

様式(3)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成		年度		遊 漁 承 認 証	
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号				
	遊 漁 者	住所			
		氏名			
		生年月日	大・昭・平 年 月 日		

承認期間 自 月 日 ～ 至 月 日

遊漁料 魚 種 こい・ふな
5,500 円 漁具漁法 竿 釣
(税抜) 遊漁区域 県下一円
(但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 印
(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏	裏
注 意 事 項 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。 6 <u>本証は原則として再発行しません。</u> (用紙：黄色)	注 意 事 項 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。 (用紙：黄色)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日